

表3-11 鉄嶺出回り大豆数量(万トン)

年 度	数 量
1908/09	8.4
1909/10	7.6
1910/11	7.3
1911/12	8.2
1912/13	10.0
1913/14	8.2
1914/15	9.5
1915/16	9.3
1916/17	9.5
1917/18	7.3
1918/19	8.5

出典：『満洲事情 第3輯(第2回)』1921 31頁より作成。

表3-12 遼河下航営口着大豆数量(万トン)

年度	大豆
1908/09	21.0
1909/10	19.0
1910/11	23.9
1911/12	13.9
1912/13	14.4
1913/14	9.8
1914/15	12.6
1915/16	11.5
1916/17	14.8
1917/18	8.0
1918/19	7.3
1919/20	6.3
1920/21	6.5
1921/22	9.3
1922/23	7.0
1923/24	10.1
1926	8.0
1927	6.7
1928	8.4
1929	2.6
1930	6.5
1931	3.7
1932	2.7
1933	2.4
1934	5.1
1935	2.7
1936	3.3

注：1930年以降は豆類の合計。

出典：満鉄庶務部調査課『満洲に於ける油房業』1924 317頁。

「大正14年中営口財界の概略」『営口商業会議所月報』66 1927

営口商業会議所『営口港・遼河の水運』1932 53頁

「穀類出回統計(営口-昭和11年)」『外務省通商局日報』36、1937より作成。

表3-13 営口回回り大豆経路別数量(万トン)

年度	満鉄	京奉線	遼河	馬車	合計
1908	6.6(16.0%)	8.2(20.0%)	21.0(51.2%)	5.2(12.7%)	40.9(100%)
1910	7.3(15.8%)	13.8(29.8%)	23.9(51.6%)	1.3(2.8%)	46.2(100%)
1912	7.7(25.4%)	5.4(17.7%)	14.4(47.6%)	0.9(2.8%)	30.3(100%)
1914	12.3(34.2%)	9.9(27.4%)	12.6(35.0%)	1.2(3.4%)	36.1(100%)
1916	4.7(19.1%)	4.4(17.7%)	14.8(59.8%)	0.9(3.8%)	24.9(100%)
1918	6.0(24.6%)	10.5(43.1%)	7.3(30.0%)	0.6(2.4%)	24.3(100%)
1920	13.1(61.8%)	1.3(6.1%)	6.5(30.5%)	0.3(1.6%)	21.3(100%)
1922	14.1(43.2%)	4.3(13.3%)	13.2(40.6%)	0.9(2.9%)	32.5(100%)
1924	11.2(43.9%)	3.8(14.7%)	10.1(39.4%)	0.5(2.0%)	25.6(100%)

注：年度はその年の10月から翌年の9月まで。

出典：満鉄経済調査会『営口の現勢』1925、488頁。「奉海鉄道の将来と奉天の関係」『満鉄経済調査彙纂』1、1927より作成。

表3-14 別紙

表3-15 長春の人口推移(万人)

年度	人口
1911	3.8
1916	9.6
1921	10.4
1928	12.5
1932	16.7
1935	31.2
1937	33.5
1941	52.7

出典：「長春時代の回顧(1)」『新京商工月報』2-12 1939

外務省通商局『長春事情』1929 59頁

満鉄商工課『満洲商工概覧』1930 382頁

「満洲都市人口動態の地域性」『満鉄調査月報』24-1、1944より作成。

表3-14 満鉄主要駅別大豆発送数量(万トン)

年度	遼陽	奉天	鉄嶺	開原	四平街	公主嶺	長春	中東鉄道	吉長線	瀋海線	安奉線	総輸送量
1910	0.2 (0.3%)	2.0 (3.6%)	2.2 (3.6%)	11.0 (18.1%)	6.0 (9.9%)	10.0 (16.6%)	18.5 (30.4%)	—	—	—	8 (1.3%)	60.6 (100%)
1912	0.4 (0.7%)	0.3 (0.5%)	2.0 (3.3%)	12.0 (20.2%)	3.3 (5.5%)	7.6 (12.8%)	19.9 (33.6%)	1.1 (1.9%)	—	—	1.0 (1.7%)	59.4 (100%)
1914	1.0 (0.9%)	1.1 (1.3%)	3.7 (4.0%)	19.6 (21.3%)	5.0 (5.5%)	8.8 (9.5%)	23.0 (25.0%)	5.3 (5.8%)	—	—	2.4 (2.6%)	92.1 (100%)
1916	1.7 (1.7%)	0.5 (0.5%)	4.2 (4.4%)	21.9 (22.7%)	3.7 (3.8%)	6.9 (7.1%)	24.6 (25.5%)	7.4 (7.7%)	—	—	3.0 (3.1%)	96.4 (100%)
1918	0.9 (0.7%)	2.0 (1.6%)	2.8 (2.3%)	16.2 (13.4%)	4.5 (3.7%)	5.9 (4.8%)	41.2 (34.0%)	19.7 (16.3%)	3.2 (2.6%)	—	3.7 (3.1%)	121.2 (100%)
1920	1.2 (0.7%)	…	3.8 (2.3%)	27.4 (16.2%)	5.0 (2.9%)	9.0 (5.3%)	53.3 (31.5%)	24.4 (14.4%)	15.5 (9.2%)	—	2.8 (1.7%)	168.9 (100%)
1922	1.2 (1.0%)	1.0 (0.5%)	2.5 (1.5%)	23.7 (14.0%)	5.9 (3.5%)	10.6 (6.3%)	11.8 (7.0%)	53.3 (31.0%)	23.3 (13.8%)	—	3.9 (2.3%)	168.7 (100%)
1924	1.8 (1.0%)	1.1 (0.6%)	3.4 (2.0%)	24.4 (14.2%)	4.8 (2.8%)	8.7 (5.0%)	9.3 (5.4%)	64.9 (37.8%)	18.1 (10.6%)	—	2.9 (1.7%)	171.9 (100%)
1926	2.1 (0.9%)	0.9 (0.4%)	2.0 (0.9%)	18.6 (8.7%)	5.6 (2.6%)	8.8 (4.1%)	13.9 (6.5%)	103.9 (48.8%)	20.2 (10.0%)	—	4.0 (1.9%)	213.0 (100%)
1928	1.6 (0.6%)	6.3 (2.4%)	3.3 (1.3%)	26.2 (10.2%)	11.1 (4.3%)	17.1 (6.7%)	18.5 (7.2%)	79.2 (30.8%)	25.5 (9.9%)	10.1 (4.0%)	5.8 (2.2%)	256.6 (100%)
1930	1.2 (0.6%)	1.5 (0.7%)	2.0 (1.0%)	15.9 (7.9%)	23.5 (11.7%)	5.4 (2.7%)	13.8 (6.9%)	37.3 (18.6%)	34.4 (17.2)	29.0 (14.5%)	5.8 (2.9%)	200.2 (100%)
1932	1.3 (0.4%)	4.1 (1.3%)	2.7 (0.8%)	12.0 (3.8%)	8.3 (2.6%)	4.3 (1.4%)	17.6 (5.6%)	95.0 (30.2%)	38.9 (12.4%)	32.4 (10.3%)	5.2 (1.6%)	314.2 (100%)

出典：『満洲交通統計集成』90頁より作成。

表3-16 奉天の人口推移(万人)

年度	人 口
1905	18.0
1913	20.2
1921	25.8
1925	30.6
1931	34.4
1933	47.2
1935	52.2
1937	71.2
1941	115.3

出典：「奉天考」『通商彙纂』40、1906

『奉天一覧』1914、4頁

『南満洲主要都市と其背後地』14頁

『奉天経済事情』1940 5頁

「満洲都市人口動態の地域性」『満鉄調査月報』24-1、1944

より作成。

表3-17 京奉線営口河北駅、満鉄営口駅貨物発着数量比較(万トン)

年度	京奉線営口河北駅			満鉄営口駅		
	発 送	到 着	合 計	発 送	到 着	合 計
1925	2.6	4.3	6.8	31.6	77.2	108.8
1926	3.4	3.8	7.1	31.9	81.3	113.2
1927	3.5	9.6	13.1	27.8	81.0	108.8
1928	7.1	16.5	23.6	26.4	79.3	105.8
1929	6.5	18.0	24.6	26.7	89.8	116.5
1930	10.4	37.1	47.5	23.7	118.0	141.7
1931	9.7	55.6	65.3	16.3	166.2	182.5
1932	5.4	23.1	28.6	21.7	132.0	153.7
1933	7.5	16.6	24.1	37.1	115.7	152.7
1934	9.8	25.7	35.4	42.4	143.0	185.4

注：年度は4月より翌年3月まで。

出典：営口商業会議所『営口経済統計一覧』1935 1,3頁より作成。

表3-18 満鉄沿線各県面積・人口-1930年-

県名	面積 (k m ²)	可耕地÷ 総面積	既耕地÷ 可耕地	人口 (万人)	人口 密度
復蓋	4,562	24.0%	98.8%	44.6	98
平河	3,915	42.3%	67.2%	45.4	116
嶺巖	4,208	25.9%	97.3%	35.3	84
岫巖	3,298	17.4%	86.9%	17.5	53
鳳城	6,211	43.7%	71.2%	39.8	64
本溪	5,595	17.8%	26.1%	29.1	52
海城	3,422	44.8%	89.1%	62.1	181
安東	1,433	28.8%	96.4%	27.7	193
營口	986	55.5%	98.1%	56.2	570
遼陽	5,363	48.4%	83.9%	73.7	137
遼中	1,788	74.0%	99.4%	29.4	164
瀋陽	3,360	59.0%	99.8%	97.8	291
鉄嶺	2,435	49.9%	81.6%	36.5	150
開原	3,684	35.0%	80.9%	33.6	91
法庫	2,019	57.1%	70.0%	32.6	162
西豊	2,389	60.5%	88.5%	33.3	139
昌図	3,653	62.7%	89.8%	46.3	127
伊通	3,992	48.0%	96.8%	36.0	90
梨樹	2,990	66.9%	58.2%	41.3	138
懷徳	2,142	75.0%	85.1%	34.8	163
双陽	2034	59.7%	85.0%	40.5	199
長春	3,992	63.0%	99.9%	59.6	149
関東州	3,462	93.9	271
総計	76,933	48.2%	84.1%	1,047.0	136

注：関東州の可耕地面積は不明なため、総計は関東州を除いた数値である。

出典：『満洲産業統計 昭和5年』1931より作成

表3-19 別紙

表3-20 満鉄沿線南部の作付歩合の推移

	1910	1929	1941
大豆	22.5%	21.3%	21.1%
コーン	32.4%	30.6%	33.6%
アワ	15.4%	11.1%	8.8%

出典：『現満洲』遼東新報社、1912 27-32頁

『満洲産業統計』、『満洲農産統計』各年版より作成。

表3-19 満鉄沿線農業生産動向

年度	普通作物作付面積 (100 km ²)			大豆 (万トン)			小麦 (万トン)			コーリャン (万トン)			アワ (万トン)		
	南部	北部	合計	南部	北部	合計	南部	北部	合計	南部	北部	合計	南部	北部	合計
1915	135	156	291												
1921				41.3	46.7	88.1	7.6	5.8	13.4	64.0	60.0	124.0	31.3	29.8	61.1
1925	119	127	246	43.9	53.6	97.5	1.6	7.5	9.1	59.0	87.4	146.4	15.0	51.0	66.0
1929	123	128	251	32.3	50.4	82.7	1.8	5.4	7.2	67.4	61.1	128.5	20.9	40.8	61.7
1932	116	139	255	31.9	63.2	95.1	1.5	3.1	4.6	57.9	56.7	114.5	18.7	36.5	55.2
1938	142	172	315	34.1	67.3	101.4	2.5	1.7	4.2	77.7	85.2	162.9	16.4	36.9	53.3
1941	141	197	338	31.3	58.2	89.5	1.4	0.9	2.3	76.2	82.2	158.4	16.2	47.9	64.1

出典：満鉄調査課『人口耕地及農産物ヨリ見タル満蒙ノ大勢』1919 307-316頁

満鉄庶務部調査課『東三省農産物収穫高予想 大正14年度第3回』1926

『満洲産業統計』、『満洲農産統計』各年版より作成。

表 4-1 京奉鉄道営業収支(万元)

年度	旅客収入	貨物収入	その他収入	収入合計
1910	514.1(47.0%)	539.4(49.4%)	39.3(3.6%)	1,092.8(100%)
1912	525.8(39.9%)	685.0(52.0%)	107.6(8.2%)	1,318.4(100%)
1914	556.1(40.8%)	734.4(53.9%)	73.0(5.4%)	1,363.5(100%)
1916	666.3(45.1%)	787.9(53.4%)	26.7(1.5%)	1,480.9(100%)
1918	898.6(42.7%)	1,173.2(56.3%)	23.1(1.1%)	2,085.4(100%)
1920	1,089.1(47.1%)	1,191.5(51.5%)	34.1(1.5%)	2,314.7(100%)
1922	950.1(45.9%)	1,076.8(52.1%)	42.1(2.0%)	2,069.0(100%)
1924	793.8(45.3%)	925.0(52.8%)	32.2(1.8%)	1,751.0(100%)
1925	1,067.1(44.4%)	1,303.7(54.2%)	33.9(1.4%)	2,404.8(100%)
1926	997.4(42.5%)	1,308.3(55.7%)	43.0(1.8%)	2,348.7(100%)
1927	1,431.5(41.2%)	1,992.0(57.4%)	48.4(1.4%)	3,472.0(100%)
1928	899.2(41.2%)	1,238.4(56.8%)	44.5(2.0%)	2,182.2(100%)
1929	1,613.1(43.0%)	2,043.6(54.5%)	94.7(2.5%)	3,751.5(100%)

出典：満鉄経済調査会『満洲交通統計集成』1935 19-20 頁より作成。

表 4-2 京奉鉄道区間別乗車人数・貨物輸送トン数(1929 年)

区 間	旅客(万人)	貨物(1000 トン)		
	乗車人数	農産物	鉱産物	総 計
北京～天津	41.9	68	190	410
天津～山海関	242.0	446	4,849	6,544
山海関～奉天	71.4	119	137	413
合 計	355.4	663	5,177	7,368

注：山海関～奉天は営口支線と錦朝支線を含む。

出典：東北交通委員会統計室『東北鉄路統計』1931

96-97、99-101 頁より作成。

表4-3 西海口で出入港するジャンク隻数、トン数

	1935年				1936年			
	出港		入港		出港		入港	
	隻数	トン数	隻数	トン数	隻数	トン数	隻数	トン数
芝罘	183	16,969	160	14,602	234	22,849	188	17,115
龍口	143	13,251	137	11,846	121	10,510	144	9,293
威海衛	15	991	12	696	29	2,049	22	1,379
天津	107	3,917	39	1,635	281	9,234	150	5,500
秦皇島	34	1,133	49	5,202	34	828	57	1,786
大連	67	5,347	79	7,081	44	3,880	109	9,788
營口	19	616	77	2,396	10	672	65	1,665
関東州 内各港	23	1,134	30	2,134	18	892	31	2,794
満洲国 内各港	99	4,904	135	5,000	99	4,137	157	6,037
その他	78	4,886	51	3,058	210	11,957	158	10,780
合計	768	53,148	769	53,650	1,080	67,008	1,081	66,137

出典：「西海口沿岸貿易事情」『東洋貿易研究』16-8、1937より作成。

表4-4 錦州貨物発着数量(トン)

到着	1933	1934	発送	1933	1934
大連より	6,760	5,564	大連へ	131	454
奉天より	9,817	14,362	奉天へ	3,301	7,362
營口満鉄駅	—	—	營口満鉄駅	—	—
營口河北駅	1,710	11,984	營口河北駅	11,264	11,526
葫蘆島	—	2,911	葫蘆島	—	6,706

出典：「遼西及北支那貿易経済事情」『海外経済事情』16、1936より作成。

表4-5 錦州の人口推移(万人)

年度	人口
1909	4.4
1920	5.2
1928	7.0
1937	10.8
1941	14.7

出典：「清国奉天省錦州状況一斑」『通商彙纂』26、1909

「錦州に於ける商業貿易の現勢」『満蒙之文化』9、1921

「最近錦州事情」『營口商業会議所報』83、1928

「満洲都市人口動態の地域性」『満鉄調査月報』24-1、1944

より作成。

表 4-6 新民の大豆集散数量(万石)

年度	数 量
1908	39
1909	35
1910	30
1911	28
1912	25
1913	25
1914	18
1915	10#
1916	16
1917	15
1918	16.2
1927	0.6
1928	0.9
1935	10.7

注：1915 年は大洪水があった。

出典；「新民府地方事情」『通商公報』臨時増刊 6、1919
 「雑穀出入及製油状況(新民府)」『海外経済事情』54、1928
 『農村実態調査報告書』10、龍溪書舎 1989 年復刻 99 頁
 より作成。

表 4-7 新民の人口推移(万人)

年度	人 口
1909	5.2
1919	3.1
1923	3.2
1937	3.5
1941	3.8

出典：『満洲事情』1、508 頁
 「新民府地方事情」『通商公報』臨時増刊 6、1919
 満鉄調査課『遼西事情』1925 219 頁
 「満洲都市人口動態の地域性」『満鉄調査月報』24-1、1944
 より作成。

表 4-8 京奉鉄道沿線各県面積、人口-1930年-

県名	面積 (k m ²)	可耕地÷ 総面積	既耕地÷ 可耕地	人口 (万人)	人口 密度
綏 中	2,065	39.0%	97.5%	279	135
興 城	1,695	43.7%	98.1%	162	95
錦 西	1,356	50.0%	99.1%	371	274
錦	2,713	41.4%	96.9%	321	118
義	2,327	54.0%	85.2%	245	150
盤 山	2,204	29.8%	97.5%	202	92
北 鎮	1,541	62.9%	94.4%	250	162
黒 山	2,065	43.5%	99.4%	319	155
台 安	1,618	51.6%	92.2%	210	130
新 民	3,406	46.8%	82.5%	534	157
総 計	20,990	46.3%	94.3%	2,892	138

出典；『満洲産業統計 昭和5年』1931より作成

表 4-9 京奉鉄道沿線農業生産動向

年度	普通作物 作付面積 (100 k m ²)	生産量(1000 トン)			
		大豆	小麦	コーリヤン	アワ
1915	80				
1921		199	52	465	203
1925	77	151	12	461	179
1929	82	93	12	774	104
1932	80	96	9	678	82
1938	91	127	10	588	79
1941	93	114	10	641	100

出典：満鉄調査課『人口耕地及農産物ヨリ見タル満蒙ノ大勢』1919 307-316 頁

満鉄庶務部調査課『東三省農産物収穫高予想 大正14年度第3回』1926

『満洲産業統計』、『満洲農産統計』各年版より作成。

表 4-10 京奉鉄道沿線農産物作付歩合

年度	コーリヤン	大 豆	アワ
1910	36.8%	20.4%	17.8%
1925	40.6%	13.3%	13.9%
1929	59.8%	10.4%	10.5%
1941	55.2%	13.8%	10.5%

出典：『現満洲』遼東新報社、1912 27-30 頁

『東三省農産物収穫高予想(大正14年度-第3回)』1926

『満洲産業統計』、『満洲農産統計』より作成。

表5-1 朝陽鎮、山城鎮、海龍の人口推移(万人)

年度	朝陽鎮	山城鎮	海龍
1910	1.3	1.8	0.7
1919	2.5	2.5	1.2
1927	2.3	2.9	2.0
1837	2.0	4.0	2.4
1841	2.5	3.4	2.2

出典：『南満洲經濟調査資料』3 94頁

『満洲事情 第3輯(第2回)』5頁

「海龍地方本邦品輸入状況」『日刊海外商報』806、1927

「満洲都市人口動態の地域性」『満鉄調査月報』24-1、1944
より作成。

表5-2 吉林の人口推移(万人)

年度	人口
1909	8.1
1912	7.2
1919	8.9
1924	10.6
1937	12.3
1941	23.7

出典：『南満洲經濟調査資料』5、136頁

『満洲事情 第1輯(第2回)』5-6頁

「東部吉林省經濟事情」『經濟資料』14-2、1928 394頁

「満洲都市人口動態の地域性」『満鉄調査月報』24-1、1944
より作成。

表 5-3 奉吉・吉敦鉄道沿線各県面積・人口-1930年-

県名	面積 (k m ²)	可耕地÷ 総面積	既耕地÷ 可耕地	人口 (万人)	人口 密度
永吉	17,277	23.0%	82.5%	70.2	41
舒蘭	3,714	38.5%	94.7%	31.0	83
額穆	8,446	20.0%	41.2%	5.2	6
敦化	9,633	23.0%	43.3%	3.0	3
樺甸	9,818	10.6%	80.5%	17.4	18
盤石	3,637	38.0%	59.2%	21.8	60
輝南	1,634	40.0%	24.1%	14.3	87
濛江	3,344	18.0%	83.5%	1.9	6
東豊	2,528	60.3%	97.2%	42.5	168
西安	2,204	61.7%	97.9%	38.8	176
海龍	2,805	55.0%	69.1%	24.1	86
柳河	3,314	32.9%	30.5%	13.9	42
新賓	5,487	13.7%	87.5%	31.5	58
撫順	2,250	31.6%	91.7%	22.5	100
金川	4,031	32.8%	11.7%	3.4	8
清原	5,292	41.0%	8.3%	3.0	6
総計	85,414	29.1%	62.7%	344.5	40

出典:『満洲産業統計 昭和5年』
1931より作成

表 5-4 奉吉・吉敦鉄道沿線農業生産動向

年度	普通作物 作付面積 (100 k m ²)	生産量(1000 トン)			
		大豆	小麦	コーリヤン	アワ
1921		330	64	488	336
1925	124	551	76	587	367
1929	129	620	43	439	392
1932	135	688	28	433	336
1938	128	594	6	402	203
1941	132	354	9	369	315

出典:満鉄調査課『人口耕地及農産物ヨリ見タル満蒙ノ大勢』1919 307-316 頁
満鉄庶務部調査課『東三省農産物収穫高予想 大正14年度第3回』1926
『満洲産業統計』、『満洲農産統計』各年版より作成。

表6-1 鄭家屯の人口推移(万人)

年度	人 口
1909	1.2
1916	2.0
1920	6.4
1930	5.2
1937	4.4
1941	4.2

出典：『満洲事情』第3輯 282頁

「最近鄭家屯事情」『満蒙之文化』21、1922

「打通路与鄭通路之沿線概況」『中東經濟月報』6-10、1930

「満洲都市人口動態の地域性」『満鉄調査月報』24-1、1944

より作成。

表6-2 洮南の人口推移(万人)

年度	人 口
1908	0.3
1913	1.0
1918	3.0
1922	2.7
1937	4.8
1941	6.5

出典：『満洲事情』第3輯 714頁

「南満洲及東蒙古に於ける各地事情」『通商公報』48、1913

「洮南の現況」『満蒙』41、1923

「満洲都市人口動態の地域性」『満鉄調査月報』24-1、1944

より作成。

表6-3 四洮・洮昂・打通鉄道沿線各県面積・人口-1930年-

県名	面積 (k m ²)	可耕地÷ 総面積	既耕地÷ 可耕地	人口 (万人)	人口 密度
彰武	3,190	13.0%	78.8%	5.5	17
康平	2,882	33.1%	87.5%	20.0	70
通遼	10,018	35.0%	44.7%	22.1	22
遼源	3,129	32.9%	86.4%	13.6	43
山双	1,449	48.4%	88.0%	6.2	43
長嶺	3,992	54.2%	34.4%	20.8	52
膽榆	4,377	32.0%	28.8%	4.5	10
開通	3,422	29.1%	52.1%	5.9	17
安広	3,360	33.7%	48.2%	7.9	24
洮南	2,790	39.2%	50.6%	13.7	49
洮安	1,973	40.1%	74.8%	10.3	52
鎮東	3,730	38.6%	26.0%	8.6	23
大賚	3,699	36.9%	78.7%	11.3	31
泰来	12,854	27.0%	32.6%	17.3	14
突泉	4,315	37.3%	18.8%	6.3	15
乾安	3,486	38.5%	39.0%	9.9	28
総計	68,666	35.6%	54.3%	183.9	27

出典：『満洲産業統計 昭和5年』1931より作成

表6-4 四洮・洮昂・打通鉄道沿線農業生産動向

年度	普通作物 作付面積 (100 k m ²)	生産量(1000 トン)			
		大豆	小麦	コーリヤン	アワ
1915	43				
1921		125	20	173	100
1925	86	231	30	400	218
1929	103	227	39	510	372
1932	95	185	37	350	201
1938	134	218	11	456	335
1941	145	102	12	326	268

出典：満鉄調査課『人口耕地及農産物ヨリ見タル満蒙ノ大勢』1919 307-316頁

満鉄庶務部調査課『東三省農産物収穫高予想 大正14年度第3回』1926

『満洲産業統計』、『満洲農産統計』各年版より作成。

表7-1 間島各県人口、面積-1926年-

県名	漢人	朝鮮人	総計	面積	人口密度
延吉	3.8 (18.2%)	16.9 (81.0%)	20.9 (100%)	7,893	26
琿春	2.7 (38.1%)	4.4 (61.4%)	7.1 (100%)	4,038	18
和龍	0.5 (4.1%)	11.2 (95.8%)	11.6 (100%)	5,826	20
汪清	1.6 (34.1%)	3.2 (65.2%)	4.8 (100%)	7,675	6
合計	8.6	35.6	44.4	25,522	17

注：人口は万人、面積はkm²

出典：牛丸潤亮『最近間島事情』朝鮮及朝鮮社、1927 444頁。

『満洲産業統計-昭和5年』1931より作成。

表7-2 琿春の人口推移(人)

年度	漢人	朝鮮人	日本人	総計
1912	3,800	…	100	4,000
1917	7,700	200	100	8,000
1923	6,400	800	400	7,600
1926	6,900	900	400	8,200
1932	9,600	4,800	300	14,700

出典：「琿春事情」『通商彙纂』1、1912

『琿春地方ニ於ケル経済状況』1918 44-48頁

「琿春県事情」『通商公報』1284、1924

前掲『最近間島事情』442頁

鉄路総局『敦化圖們鉄道の完成と日満関係』1933 88頁

より作成。

表 7-3 琿春輸移出額(1000 海関両)

年度	輸移出				輸移入			
	朝鮮	ロシア	内国貿易	合計	朝鮮	ロシア	内国貿易	合計
1911			78	263	181	77		382
1913			19	422	252	148	123	590
1916	84	208	71	363	340	77	190	430
1919	213	259	41	513	558	152	16	722
1922	406	106	…	513	840	126	13	1,009
1925	540	…		540	1,130	13	43	1,150
1928	1,648			1,648	1,425	13	7	1,443
1931				1,758			4	1,161
1932				1,134				529

出典：『通商公報』各号、『北支那貿易年報』各年版より作成。

表 7-4 延吉の人口推移(人)

年度	漢人	朝鮮人	日本人	総計
1912	2,800	100	100	3,100
1917	4,100	400	100	4,700
1926	7,900	1,500	200	9,600
1935	15,300	9,200	1,500	26,000

出典：「局子街事情」『通商彙纂』1、1912

東洋拓殖会社『間島事情』1918 150 頁

前掲『最近間島事情』436 頁

『満洲国現勢 康徳3年版』180 頁より作成。

表 7-5 龍井村輸移出入状況

年度	輸移入額	輸移出額	総額	綿製品 輸入額	大豆 輸出量	アワ 輸出量
1911	127	19	147		35	63
1913	671	174	846		54	925
1915	352	92	443	115	23	158
1917	812	470	1,281	216	23	391
1918	1,582	1,188	2,770	714	429	874
1920	1,647	594	2,241	604	840	678
1922	2,188	1,172	3,359	852	1,350	1,436
1923	3,189	1,836	5,025	954	4,630	1,425
1924	2,974	1,675	4,649	794	5,672	486
1926	4,281	2,895	7,177	1,618	8,230	3,652
1928	5,059	3,056	8,115	1,460	8,951	1,730

注：金額の単位は 1000 海関両。大豆、粟の単位は 100 ピクル。

出典：『通商公報』各号、『北支那貿易年報』各年版より作成。

表 7-6 龍井村の人口推移(人)

年度	漢人	朝鮮人	日本人	総計
1907	…	400	…	400
1910	300	1,200	200	1,800
1917	600	2,700	340	3,700
1926	2,900	11,200	1,000	15,200
1932	3,400	19,200	1,500	24,000
1935	4,500	18,600	1,500	24,700

出典：満鉄調査課『吉林東南部経済調査資料』19-20 頁
 前掲『間島事情』155 頁、前掲『最近間島事情』435 頁
 前掲『敦化圖們鉄道の完成と日満関係』84 頁
 『満洲国現勢 康徳3年版』180 頁より作成。

表 7-7 満洲国期の図們、龍井村、琿春貿易額(1000 国幣円)

年度	図們			龍井村			琿春		
	輸入	輸出	合計	輸入	輸出	合計	輸入	輸出	合計
1933	4,843	1,453	6,296	7,243	2,376	6,920	751	338	1,089
1934	16,725	11,928	28,654	4,423	1,428	5,851	1,277	492	1,769
1935	27,496	15,143	42,639	2,192	478	2,670	2,510	293	2,803
1936	28,455	43,007	71,462				3,517	970	4,487
1937	47,978	66,945	114,923				4,426	938	5,364
1938	68,112	104,616	172,723				6,285	1,117	7,402
1939	157,155	85,418	242,573						

出典：「琿春貿易年報(昭和13年)」『海外経済事情』5、1939、『満洲国外国貿易統計年報』各年版より作成。

表 7-8 朝鮮北部三港貿易額推移(1000 円)

年度	清津	雄基	羅新	総計
1912	1,229			1,229
1915	2,238			2,238
1918	7,580			7,580
1921	11,705	711		12,416
1924	20,172	3,452		23,624
1927	22,533	6,618		29,151
1929	27,141	7,753		34,894
1931	13,480	3,684		17,164
1933	25,602	11,123		36,725
1935	51,044	29,732	3,339	84,115
1937	90,057	24,632	16,683	131,372
1939	157,809	31,303	44,683	233,795
1940	168,948	44,511	38,350	251,809

出典：『朝鮮貿易年表』各年版より作成。

表 7-9 間島農産物作付面積(km²)

年度	大豆	アワ	コーリヤン	コメ	総面積
1913	157	258	54	7	736
1917	201	353	91	17	1,246
1924	396	554	129	77	1,789
1926	522	585	120	81	1,950
1929	725	634	112	111	2,291
1932	659	642	108	105	2,203
1938	695	581	54	232	2,165
1941	735	558	94	237	2,330

出典：「間島主要作物収穫高一大正二年」『通商公報』90、1914

『朝鮮統治史料』10、362頁。

「間島地方に於ける鮮農経済事情」『満鉄調査月報』11-9、1931 76頁

『満洲農業統計』各年版より作成。

表 8-1 鴨緑江流域各県人口-1935年- (人)

県名	漢人	朝鮮人	日本人	総計
寛甸	22.8万	0.8万	100	23.6万
桓仁	21.0万	1.0万	100	22.0万
輯安	12.5万	1.5万	100	16.0万
通北	17.6万	0.9万	300	18.6万
臨江	12.0万	0.3万	200	12.3万
長白	3.9万	2.1万	100	6.0万
安圖	1.4万	0.3万		1.7万
撫松	6.3万	0.2万		6.5万

出典：外務省東亜局『満洲国及中華民國在留本邦人及外国人人口統計』1936 表2より作成。

表 8-2 鴨緑江流域各県面積・人口-1930年-

県名	面積 (k m ²)	可耕地÷ 総面積	既耕地÷ 可耕地	人口 (万人)	人口 密度
寛甸	4,593	17.2%	63.2%	142	31
桓仁	3,807	18.0%	95.1%	169	44
輯安	4,932	12.7%	71.1%	122	25
通北	4,115	12.3%	86.8%	267	65
臨江	4,716	8.7%	49.1%	120	25
長白	4,069	10.0%	45.5%	17	4
安圖	4,115	9.1%	22.7%	19	5
撫松	2,250	31.6%	91.7%	48	9
総計	32,597	15.0%	65.7%	904	28

出典：『満洲産業統計 昭和5年』1931より作成

表 8-3 鴨緑江流域農業生産動向

年度	普通作物 作付面積 (100 k m ²)	生産量(1000 トン)				
		大豆	小麦	コーリヤン	アワ	トウモロ コシ
1915	18					
1921		28	11	73	45	84
1925	20	55	8	46	26	120
1929	21	49	12	53	46	119
1932	22	65	6	76	40	97
1938	22	48	3	45	30	87
1941	24	55	4	42	22	143

出典：満鉄調査課『人口耕地及農産物ヨリ見タル満蒙ノ大勢』1919 307-316 頁
 満鉄庶務部調査課『東三省農産物収穫高予想 大正14年度第3回』1926
 『満洲産業統計』、『満洲農産統計』各年版より作成。

表 8-4 松花江流域各県面積・人口-1930年-

県名	面積 (k m ²)	可耕地÷ 総面積	既耕地÷ 可耕地	人口 (万人)	人口 密度
賓	5,965	62.3%	71.7%	374	63
木蘭	2,820	60.7%	69.1%	177	63
通河	7,721	33.1%	20.6%	89	12
方正	5,317	60.9%	29.9%	121	23
依蘭	10,049	46.6%	25.7%	220	22
湯原	17,801	20.3%	14.8%	81	5
樺川	7,305	57.8%	32.1%	167	23
富錦	3,653	75.9%	23.3%	160	44
同江	9,309	53.0%	2.2%	30	3
饒河	7,382	53.9%	1.9%	31	4
勃利	8,369	27.6%	22.9%	91	11
宝清虎	5,456	52.3%	14.0%	65	12
林	8,677	49.2%	4.8%	37	4
綏濱	4,732	32.2%	5.5%	19	4
撫遠	7,290	61.3%	1.4%	18	3
密山	17,277	23.6%	18.5%	161	9
総計	129,123	48.2%	22.2%	1841	14

出典：『満洲産業統計 昭和5年』1931より作成

表 8-5 松花江流域農業生産動向

年度	普通作物 作付面積 (100 k m ²)	生産量(1000 トン)			
		大豆	小麦	コーリヤン	アワ
1915	48				
1921		109	79	109	72
1925	60	235	104	105	113
1929	109	535	222	192	249
1932	132	420	216	174	220
1938	118	414	182	171	248
1941	96	256	71	131	139

出典：満鉄調査課『人口耕地及農産物ヨリ見タル満蒙ノ大勢』1919 307-316 頁
 満鉄庶務部調査課『東三省農産物収穫高予想 大正14年度第3回』1926
 『満洲産業統計』、『満洲農産統計』各年版より作成。

表 8-6 黒龍江流域各県面積・人口-1932年-

県名	面積 (k m ²)	可耕地÷ 総面積	既耕地÷ 可耕地	人口 (万人)	人口 密度
瑗 瑋	17,321	15.2%	8.2%	34	2.0
奇 克	3,285	39.7%	1.0%	6	1.8
遜 河	4,026	73.3%	1.2%	4	1.0
烏 雲	12,215	26.3%	0.9%	3	0.2
佛 山	6,802	31.2%	0.5%	1	0.1
蘿 北	16,272	14.7%	1.3%	9	0.6
呼 瑪	13,341	31.4%	0.2%	3	0.2
鷗 浦	8,205	10.0%	0.3%	2	0.2
漠 河	4,4142	5.0%	0.1%	2	0.1
奇 乾	—	—	—	—	—
室 葦	—	—	—	—	—
総 計	129,123	27.4%	1.5%	64	0.5

出典：『満洲産業統計 昭和7年』1934より作成

表 8-7 黒龍江流域農業生産動向

年度	普通作物 作付面積 (100 k m ²)	生産量(1000 トン)			
		大豆	小麦	コーリヤン	アワ
1929	1	0.4	6	—	2
1932	4	2	11	—	4
1938	4	4	7	—	2
1941	4	5	6	—	2

出典：満鉄調査課『人口耕地及農産物ヨリ見タル満蒙ノ大勢』1919 307-316頁

満鉄庶務部調査課『東三省農産物収穫高予想 大正14年度第3回』1926

『満洲産業統計』、『満洲農産統計』各年版より作成。

表 8-8 黒河貿易動向(1000 海関両)

年度	輸移入外国品の再輸移出動向						移入中国品の再輸移出動向			
	外国より輸入	中国より移入	輸移入合計	外国へ再輸出	中国へ再移出	再輸移出合計	中国より移入	外国へ再輸出	中国へ再移出	再輸移出合計
1913	290	1,423	1,713	1,040	158	1,199	2,056	1,028	522	1,551
1915	146	840	987	36	403	439	2,045	322	961	1,283
1917	48	2,077	2,125	914	398	1,311	2,388	584	714	1,297
1918	114	3,259	3,374	1,604	442	2,045	4,073	984	792	1,775
1919	25	4,568	4,593	1,570	357	1,927	2,559	642	595	1,237
1920	51	2,807	2,859	1,431	710	2,142	4,184	2,151	635	2,787
1921	68	2,225	2,293	611	296	907	3,372	873	424	1,298
1922	344	1,997	2,341	848	505	1,354	2,744	278	507	785
1923	108	2,150	2,258	392	713	1,106	2,113	44	651	685
1924	40	1,356	1,396	3	593	597	2,668	—	515	515
1926	140	1,017	1,157	103	364	468	1,495	2	557	558
1928	142	393	535	74	141	215	879	—	200	200

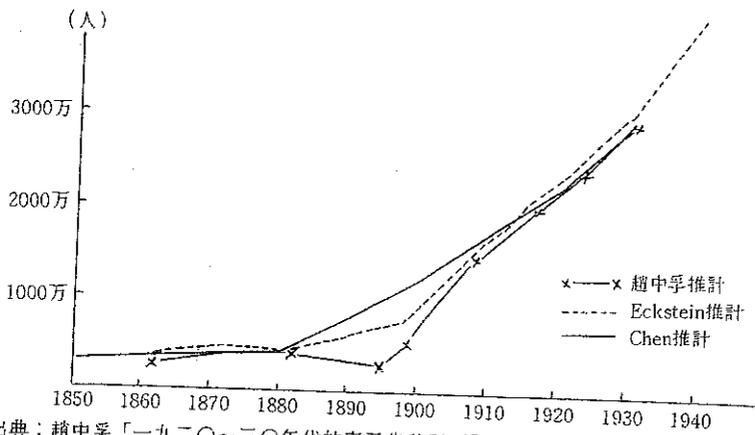
出典：『北支那貿易年表』各年版より作成。

表 8-9 黒河対ロシア貿易(1000 海関両)

年度	総輸移入額	ロシアからの移入額	総輸移出額	ロシアへの移出額
1913	3,796	290(7.6%)	2,963	2,257(76.1%)
1915	3,032	146(4.8%)	2,043	494(24.1%)
1917	4,512	48(1.1%)	2,888	1,651(57.2%)
1918	7,446	114(1.5%)	4,058	2,765(68.1%)
1919	7,152	25(0.3%)	3,400	2,348(69.0%)
1920	7,043	51(0.7%)	5,291	3,770(71.3%)
1921	5,665	68(1.2%)	3,290	1,873(56.9%)
1924	4,064	40(1.0%)	1,665	9(0.5%)
1926	2,652	140(5.3%)	1,469	107(7.3%)
1928	1,414	141(10.0%)	968	204(21.1%)

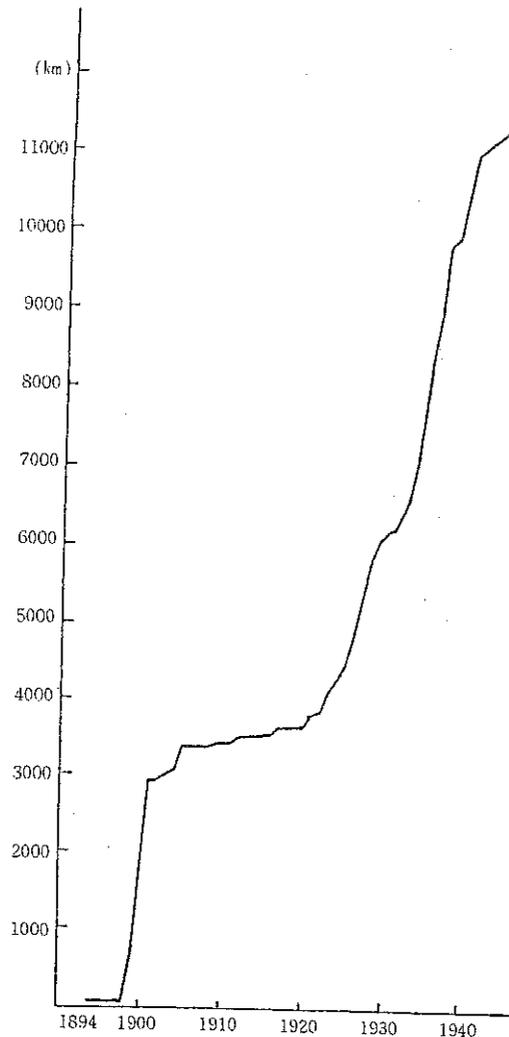
出典：『北支那貿易年表』各年版より作成。

図1 マンチュリアの人口推移



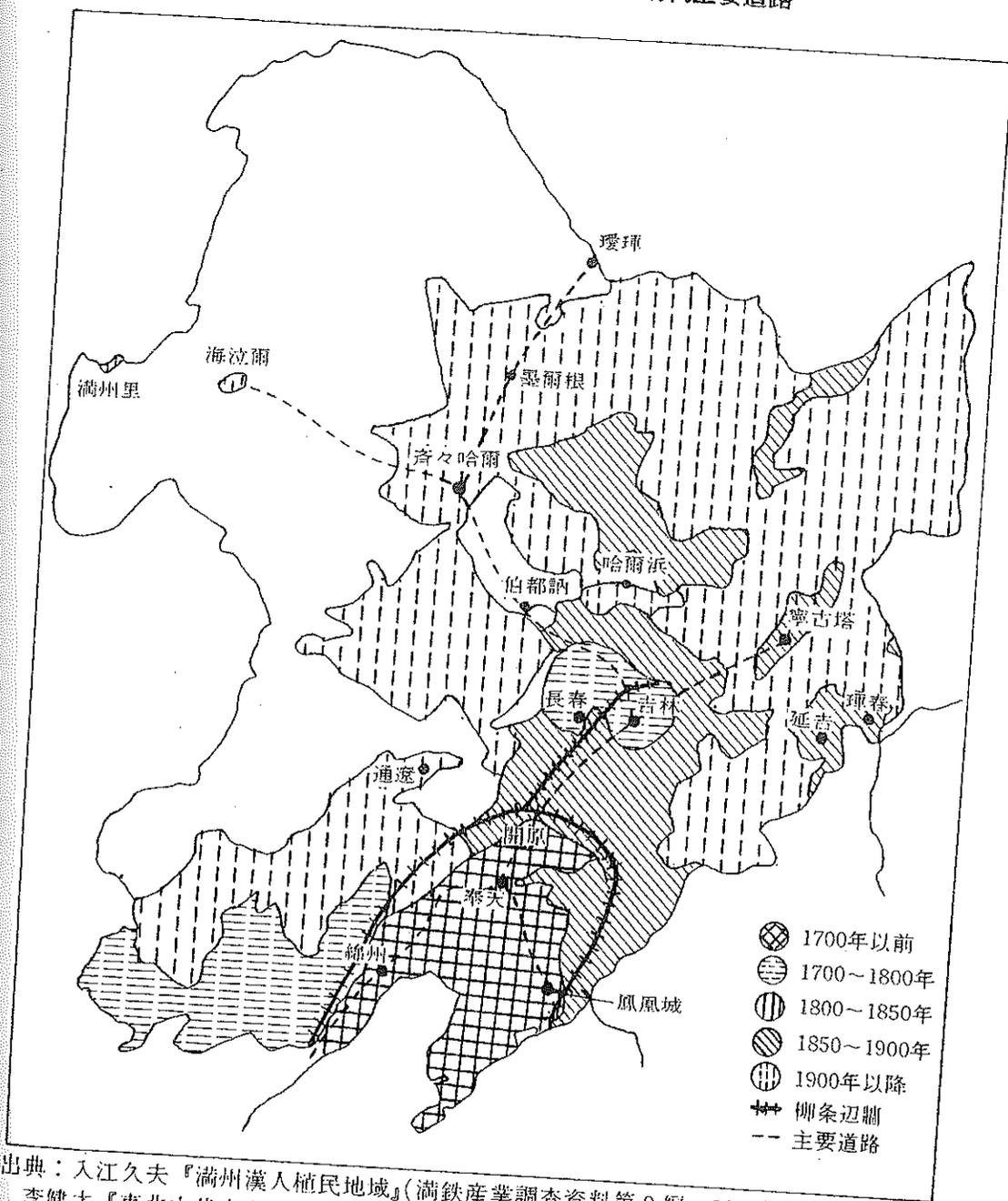
出典：趙中孚「一九二〇～三〇年代的東三省移民」(『中央研究院近代史研究所集刊』2号、1971) 327～328頁、Alexander Eckstein, kang Chao, John C. Chang "The Economic Development of Manchuria. The Rise of a Frontier Economy" *Journal of Economic History* 34-1. 1974. table I., Nai-Ruenn Chen "Labor Absorption in a Newly Settled Agricultural Region. The Case of Manchuria" *Economic Essays* (『經濟論文叢刊——台湾大学経済学研究所』) vol. 1. 1970. Appendix より作成。

図2 マンチュリアにおける鉄道総距離数



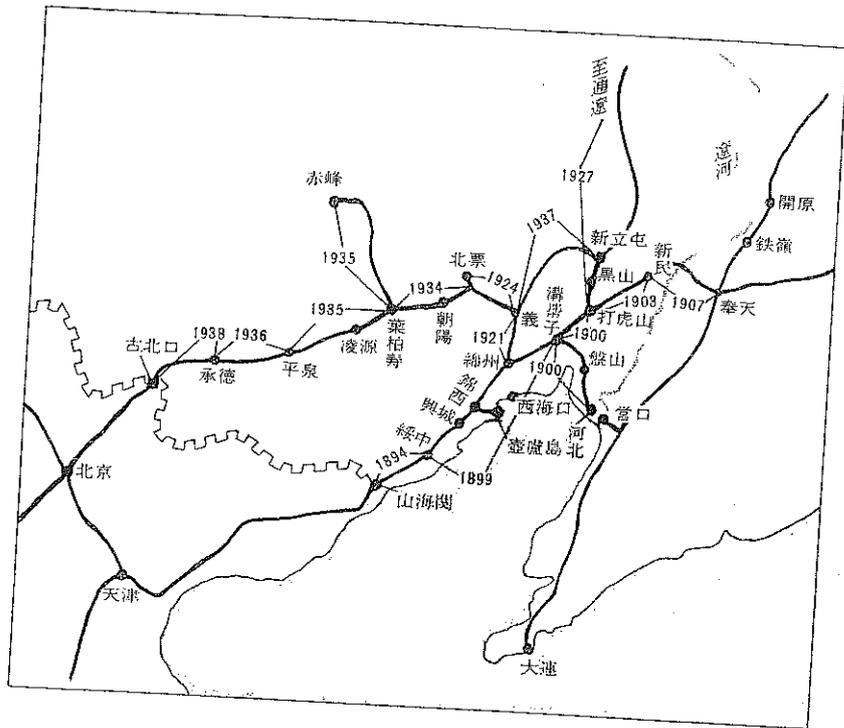
出典：『満州交通統計集成』(満鉄経済調査会、1935) 2～3頁、『満州開発四十年史』上巻(満史会、1964) 387頁、『満州国史(各論)』(満蒙同胞援護会、1970) 854～856頁より作成。

图3 漢人植民地域年代図及び清代主要道路

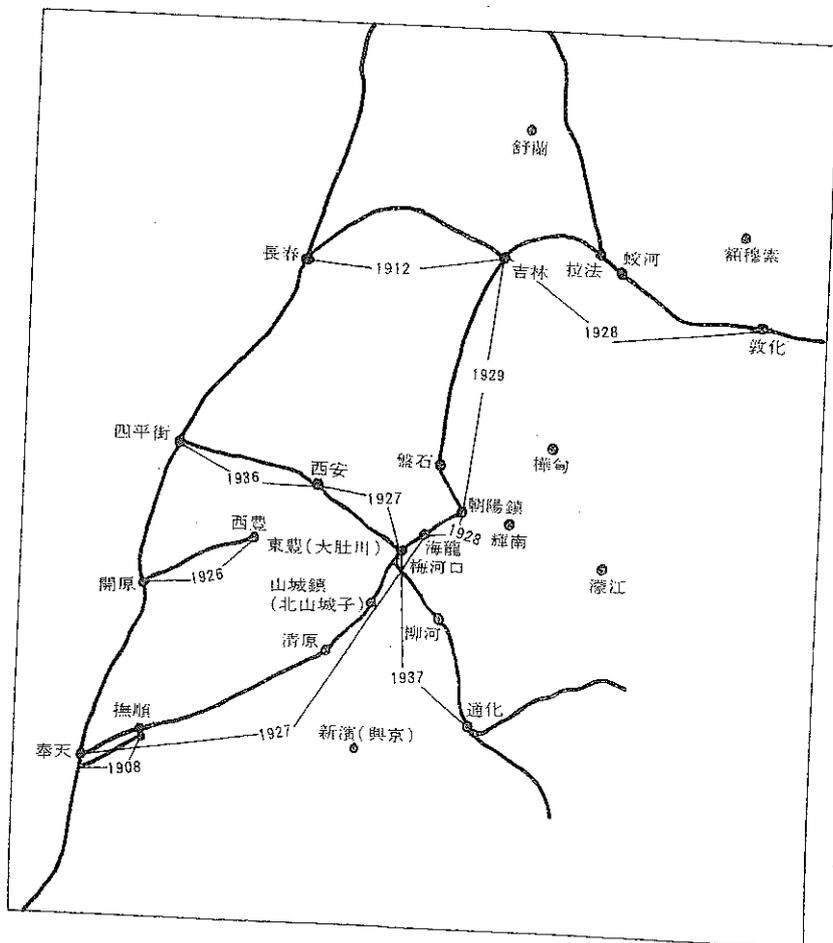


出典：入江久夫『滿州漢人植民地域』（滿鉄産業調査資料第9編、1937）付図、王綿厚、李健才『東北古代交通』（瀋陽出版社、1990）付図、園田一亀「清代・滿州の交通路について」（『東洋学報』38-1、1955）より作成。

付圖 3 京奉鐵道沿線狀況



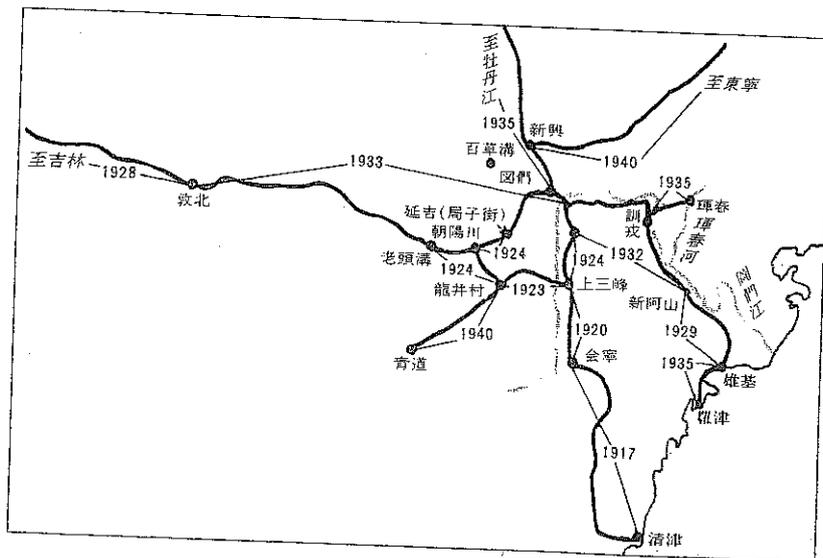
付圖 4 吉奉、吉敦鐵道沿線狀況



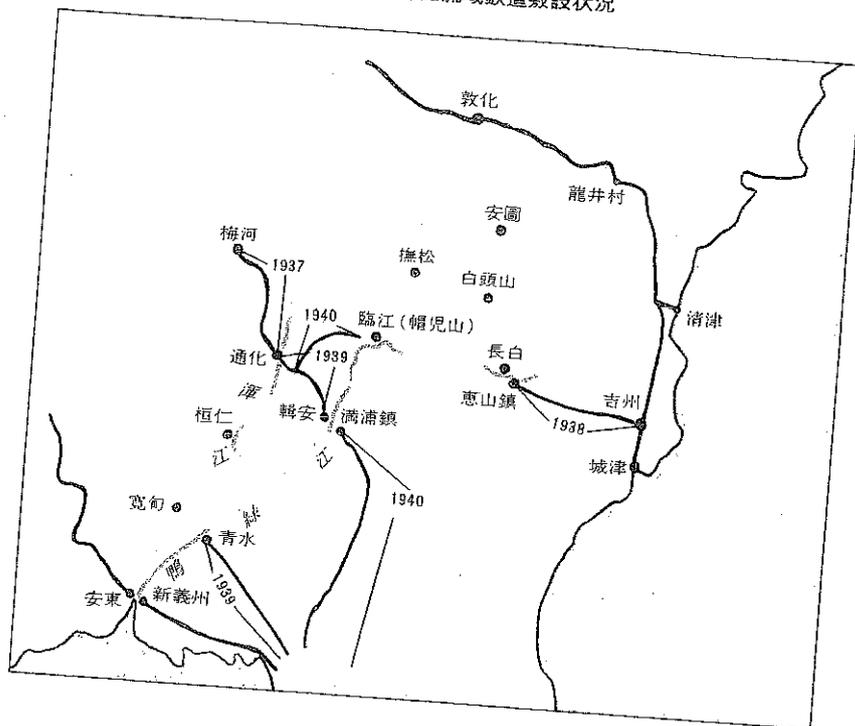
四洮・洮昂・打通鉄道沿線鉄道敷設状況



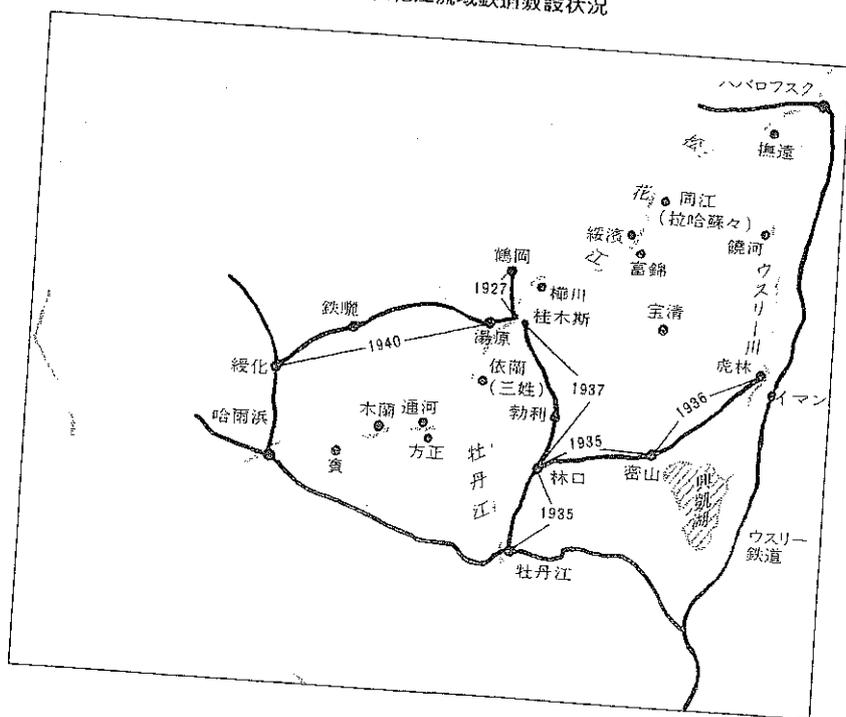
間島鉄道敷設状況



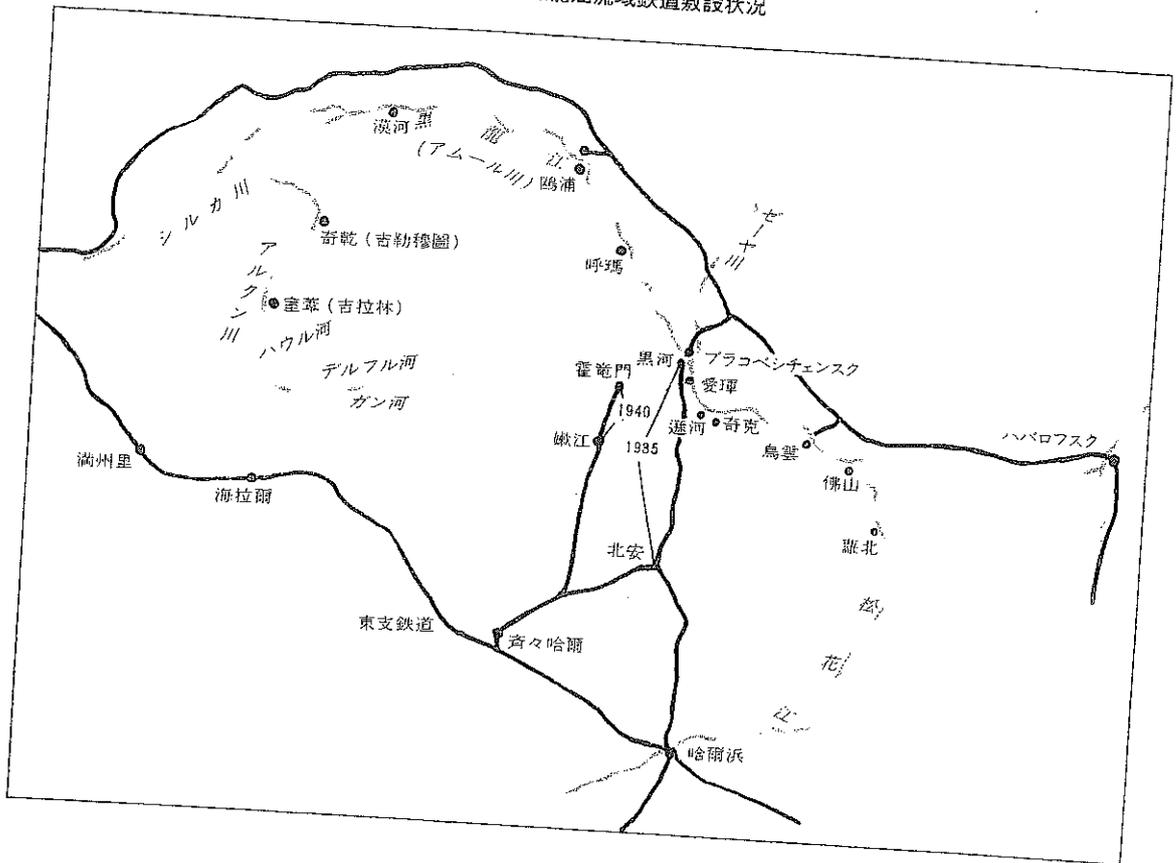
鴨綠江流域鉄道敷設状況



松花江流域鉄道敷設状況



黒龍江流域鉄道敷設状況



第7章 満洲国による工業化政策とマンチュリアの社会変容

はじめに

満洲国期に実施された政策のなかで、以前の政治権力がおこなった政策と異質なものとして工業化政策の推進を指摘したい。満洲国政府が計画的かつ大規模な工業化政策をおこなった点を重視して、本章では満洲国政府がおこなった工業化政策の内容と、工業化政策によりマンチュリア社会がどのように変容したのか考察してみたい。これまでの研究は、経済政策の立案過程や工業化政策の実績については優れた成果をあげてきたが、工業化が地域社会に与えた影響についての関心は希薄であった(1)。工業化が対日物資の供与にどれだけ寄与したのか、しなかったのか、という側面ではなく、マンチュリアの社会変容という側面から工業化政策が果たした影響について考察したい。

本章以下では、満洲国に暮らした日本人以外の人々を総称する際には「中国人」という表記を使う。しかし、中華民国や中華人民共和国の国民としての「中国人」という意味で使ってははいない。

(1) 工業化政策がおこなわれるなかで労働者が過酷な状況に陥ったり、強引な物資の調達が強行された点に関する研究は存在する(例えば、王紅艶[1999])。しかしながら、こうした方向性の研究は地域社会の変容という観点とは異なる。

1. 工業化政策の推移

満洲国政府が実施した工業化政策について、以下の3期に区分して考察する。第1期は1932-36年、第2期は1937-39年、第3期は1940-45年である。第1期は「一業一社主義」により、特殊会社を主体とした時期、第2期は「五ヵ年計画」が実施され、満洲重工業開発株式会社(以下、満業)を主体にした時期、第3期は「重点主義」に移行し、個別企業が主体となった時期とも形容できる。

① 第1期：1932-36年

第1期の特徴としては、王道楽土を主張する建国イデオロギーの影響を受けて、「反財閥」、「反資本家」が叫ばれた点があげられる。こうした考え方は、必ずしも実際に経済政策を立案した関東軍特務部や満鉄経済調査会の人々に共有されたものではなかった。しかし、特定の人々に利益が集中するような経済政策には拒否反応が強く、1933年3月に満洲国政府が公表した「満洲国経済建設綱要」には、「無統制ナル資本主義経済ノ弊害ニ鑑ミ、之ニ所要ノ国家的統制ヲ加へ」、「国民経済全体の健全且ツ澁濼タル発展」をはかるという文言が入れられた。「満洲国経済建設綱要」は四大根本方針として、①国民全体の利益を基調とし、利益が一部の人に握られないようにする。②経済の総合的発達をはかるため重要経済部門には国家的統制を加える。③門戸開放、機会均等により先進諸国から技術を導入する。④日本との相互扶助関係の緊密化をおこなうことをあげている[国務院総務庁企画処 1936、1-12頁]。

日本国内で満洲国での企業経営を考えていた経済人は、よりリアルに満洲国が企業経営に適した場所なのかどうか観察していた。1932年4月12日に奉天商業会議所は大阪工業会視察団と座談会を行った。その席上で大阪の栗本鐵工所の栗本勇之助は、満洲事変前の

大阪人の考えは、満洲は事業を起こす場所ではなく、「中国人」に商品売る場所だという認識が一般的であった。しかし建国後では、事業をおこして「満蒙」の資源を開発し、行き詰まった日本国内産業を、満洲国の資源で立て直すという考え方に変わったと述べている。しかしながら、満洲国は「土地は安く水も豊富で、労銀も安いけれど、事業を起こすに最も根本条件であるところの電力、運賃、燃料等の値が内地より高い」とし、すぐに企業進出はできないという見解を主張した(1)。満洲国に存在した電力会社の事業内容は、満洲事変前では灯火供給が主体であり、各種工業の原動力供給ではなかった。栗本勇之助は「国家的統制による計画経済」という満洲国政府の主張よりも、工場運営の適不適を基準に考えていた。

「大規模な工場経営がすぐにできないならば、小規模の軽工業をおこすのがよい」という意見に対しても、反対する見解が出されていた。奉天の入江英一郎はメリヤス、靴下、タオルなどの工場は小資本で簡単にできる。だが操業をはじめ、「中国人」労働者が一通りの仕事を覚え、軌道に乗ったかと思うと、「中国人」は工場をやめ自分で工場をはじめ。 「小資本と操作の簡単な事業」は結局「中国人」に奪われてしまい無意味である。それゆえ、小規模工場も得策ではないと述べていた(2)。

満洲国政府は「一業一社主義」にもとづき、特殊会社、準特殊会社は設立して経済建設をおこなう政策を推進した。特殊会社の出資は、その大半は満鉄が負担しており、より広い範囲からの出資を得ることはできないでいた[原朗 1972、49～50 頁]。日本国内の資本家は、満洲国、関東軍が時に主張する「反資本家」的な志向、満洲国が持つ日本国内とは異なるリスク(原料や動力の調達、課税や金融に対する不安など)を懸念して、積極的な投資活動は控えていた。

また国内資本家の考えも分れており、主には二つの考えがあった。第一には、「原料供給地主義」とも形容できる考えであり、満洲国を日本への原料供給地とし、日本国内の既存産業を圧迫するものは抑圧する立場であった。この考えは東京在住者に多かった。第二には、「日満融合主義」とも形容できる考えであり、満洲国の産業開発をすすめて、これを日本経済の内部に取り込み、その上で「日満合一」の新経済圏を樹立する立場であった。この考えは大阪在住者に多かった[君島和彦 1986、591～592 頁] (5)。

満洲国での工場設立に躊躇する日本人資本家の意向を払拭するため、満洲国政府は 1934 年 6 月に「一般企業ニ関スル声明」を出した。これは、国防上の重要産業、公共的事業や一般産業の基礎となる交通通信、鉄鋼、軽金属、金、石炭、石油、自動車、硫酸ソーダ、採木等には特別の措置をとるが、この他の事業は「大体広く民間ノ進出経営ヲ歓迎スル」とし、国内資本家の投資を呼びかけた[国務院総務庁企画処 1936、41 頁]。

また統制をおこなうにあたって、満洲国政府がとっていた行政的措置には応急的なものが多く、明文化された法規がなかった。そのため、誤解や齟齬が生じることもあった。こうした問題点を是正する目的から、統制の内容、範囲を明確に定めた「重要産業統制法要綱」を 1936 年に制定した[国務院総務庁企画処 1936、67-75 頁]。

第 1 期には国家的統制による経済の健全な発展などの構想は存在したが、満洲国の生産力を国家的な統制のもとで引き上げる構想はなかった。総合的な生産力拡充の構想は、石原莞爾の指摘をうけて具体化した日満財政経済研究会によって練られた。石原莞爾は 1935

年に満洲国を視察し、対ソ戦のために軍事力、経済力の増強が必要なことを主張した[島田俊彦 1964、703 頁]。そして宮崎正義を中心とする日満財政経済研究会を立ち上げ、満洲国の生産力を総合的に拡充する構想をまとめさせていた。

一方、「一業一社主義」による特殊会社を基軸に産業発展をはかろうとした構想は、現実には芳しい成果をあげていなく、関東軍、満洲国政府も新たな産業開発計画が必要だという認識を持つに至った。満鉄経済調査会や日満財政経済研究会が作成した産業開発計画をもとに、関東軍、満洲国政府、満鉄は協議をおこない、「満洲産業開発五ヵ年計画」は策定され、1937 年から実施された。

② 2 期：1937-39 年、第 3 期：1940-45 年

第 2 期は「五ヵ年計画」が実施された時期だが、年度ごとに内外情勢の変動を受けて経済政策は変更を繰り返しており、一括するにはやや問題がある。しかし 1940 年からはじまる「重点主義」への変更を重要視する観点から、37-39 年を第 2 期とした。

第 2 期の特徴として、第一に総合的な産業開発を目指した「五ヵ年計画」の実施があげられる。「一業一社主義」から総合的開発へと方針が変更された。第二に、日産を満洲国に移駐させて産業開発の中心に据えた。第三に、「重要産業統制法」(1937 年 5 月公布)を制定して、経済統制をはじめた、3 点を特徴として指摘したい。

「五ヵ年計画」は 1937 年 7 月の日中戦争の勃発により、大きく修正が加えられた。日本では翌 38 年から物動計画が実施され、軍需物資の需要と供給には統制が加えられた。そのため、日本からの輸入に依存する計画であった資材の調達は困難になった。また日本が望む鉄鋼、石炭などの軍需物資の生産計画は大きく引き揚げられた。予期せぬ日中戦争の勃発により、「五ヵ年計画」は早々に計画の変更を迫られ、日本からの輸入に依存して物資の満洲国内での自給化が叫ばれるとともに、対日供給を目的とする鉄鋼、鋼塊、石炭などの重要部門への集中がはじまった。

「五ヵ年計画」を推進する中核として、日産が満洲国へ移駐し、満洲重工業開発株式会社(満業)を設立された。第 1 期の経験から、関東軍や満洲国政府は総合的な産業開発には相当の実業家の手腕が必要だと認識した。そのため、日産を移駐させて満業を設立(1937 年 12 月)し、満業の指導監督のもとで各種統制会社の連携をはかり、総合的な経済開発をする方向を打ち出した。「満洲国経済建設綱要」(1933)に書かれた、「反資本家」的な方向は修正された。

「重要産業統制法」は「建国以来、事後的行政的行為として経済建設方針に基き統制して来た産業統制の状態を成文化した」ものであり、満洲国の経済政策が国家社会主義的なものと誤解され、一般資本家の投資を躊躇させてきたことを是正することを目的とした。ここに満洲国の企業は、①特殊会社法による企業、②重要産業統制法の適用を受ける企業(21 産業)、③統制法規の適用を受けない企業の 3 つに分かれた(3)。

1937 年以降、満洲国政府が統制する企業の範囲はより拡大したが、すべての企業を統制していたわけではなかった点を指摘したい。39 年 5 月に開催された「第 6 回日満実業協会総会」(新京)の席上で星野総務長官は、重要産業については特殊会社により政府の統制下で運営していくが、「その他の産業については国民の自由活動」により行い、「特殊会社、

統制会社、自由企業打って一丸となって産業開発」にあたると述べた。つまり全産業の統制などは考えていなく、まだ自由企業の活用が必要なことを述べていた(4)。

「五ヵ年計画」は日中戦争の勃発により修正され、さらに1939年には日中戦争の長期化、ノモンハン事件、ヨーロッパでの第二次大戦の勃発が生じ、「五ヵ年計画」の遂行を揺さぶった。日中戦争の長期化は、外資導入先として期待していたアメリカとの交渉を頓挫させた。ノモンハン事件により労働力の需要が激増し、労働現場では人力の不足が問題となった。ドイツが戦争状態に入ったため、ドイツへの大豆輸出が不可能になっただけでなく、ドイツから購入を予定していた機材類の入手もできなくなった。

第3期(1940-45年)において、工業政策はさらなる修正を強いられていた。1940年5月に満洲国政府は総合的な産業開発計画は放棄して、石炭や鉄鋼などに重点をおく「重点主義」への変更を表明した[原朗1972、107-108頁]。また同年11月には「日滿支経済建設連繫要綱」が定められ、日本の国防経済完成のため、満洲国は「鉱業及電気事業」を第一として「重工業及化学工業」にも尽力するという、日本経済の要求に従属した経済方針が決められた。

1941年には新規事業や設備増設は抑制して「生産量の拡大」を第一にする方針がすすめられた。そのため、生産量増加の支障となっている原因の除去が政策的に進められた。だが、原因の除去には、これまで満洲国が掲げてきた理念の否定を伴うこともあった。例えば、34年に撫順炭鉱を除く炭鉱を経営するために設立された特殊会社の満洲炭鉱は、その生産性の低さが問題となっていた。炭鉱運営の刷新をはかるため、満洲国政府は41年から満洲炭鉱の分割化をすすめ、最終的には11社に分割された。「一業一社主義」の特殊会社による炭鉱業の運営は放棄されたのである[原朗1976、264頁]。同年12月の太平洋戦争勃発後、満洲国政府は「戦時緊急経済対策要綱」を決定し、軍需生産に必要な物資の対日輸出の増強と、日本からの輸入材への依存度を低める自給化を経済方針とした[満洲国史編纂刊行会編1970、700-702頁]。

1942年から実施される予定であった「第二次五ヵ年計画」は太平洋戦争の勃発により、そのままでは実施できなくなった。立案された「第二次五ヵ年計画」の実施は見送られ、戦況に応じた経済政策をとることになった。太平洋戦争勃発から1年間経た42年12月8日に満洲国政府は「満洲国基本国策大綱」を定め、今後の国家運営の指針を明らかにした[満洲国史編纂刊行会編1970、707-708頁]。経済政策については「国防国家体制ノ完成ヲ目途トシ、計画的統制経済ノ原則ヲ以テ之ヲ貫徹スル」としている。経済統制の内容については、これまでの経験を生かして具体的に定めたと考えられ、以下のようにまとめられる。

- ①特殊会社は国家の参画が必要なものに限る(特殊会社の限定)。
- ②「一業一社主義」は必要やむを得ないものを除いて行わない(「一業一社主義」の放棄)。
- ③統制には官民一体の協力体制をとること(行政機構の活用)。
- ④企業統制にあたっては企業の採算性の維持を考慮する(採算性への考慮)。
- ⑤統制の手段については状況に応じて弾力的にのぞむ(統制手段の弾力化)。
- ⑥統制は量の増大に偏向しないで質の向上をはかる(統制の質を重視)。

こうした内外情勢の変動により経済政策が変更を繰り返すなかで、産業開発の統括、推進を目的に設立された満業の役割も変化を余儀なくされた。満業は、当初は満洲国の産業開発を推進するトップ企業として活動するはずであったが、満業設立以前から存在した関

係企業との調整がうまくいかず、満業のイニシアティブは限られた範囲でしか発揮できなかった。とくに満鉄はその関係企業を切り離され、満業の傘下におかれたため、満鉄関係者の多くは満業に非協力的な対応をとり、時には公然と反意を示すこともあった。満鉄だけでなく、関東軍、満洲国政府も満業の経営に干渉し、鮎川義介の当初の想定とは異なる状況が生じた。満業は満洲国のすべての重工業を統括する権限を持つものと鮎川義介は考えていたが、実際の運営のなかでは、そうではないことを認識した。さらに、外資導入の失敗、東辺道開発の失敗なども重なり、想定していた事業運営は困難となった。なによりも経済方針が「重点主義」に転換し、総合的な産業開発は放棄されたため、満業の存在意義自体が大きく低下してしまった。

かかる状況変化により、鮎川義介は満業の事業継続は難しいと判断し、満洲国からの脱出を考えた。1941年8月に満業は改組をおこない、子会社の経営は満洲国政府に任せることにしたため、総合的統制会社としての機能の大半を喪失した。そして鮎川義介は42年12月に満業総裁を退任した。

以上をまとめると、満洲国政府が実施した工業政策は、建国以来一貫した方針、主義のもとでおこなわれてはいなかった。満洲国をめぐる内外情勢の影響をうけて、修正を繰り返していた。1937年の日中戦争勃発以後の工業政策は軍需物資の生産量増加が主要課題となり、そのために努力はしたが、39年の第二次世界大戦の勃発、41年のアジア太平洋戦争勃発の影響をうけ、生産量増加をはかる手段の選択肢は少なくなった。そのため、強引な物資の供出や労働者への過酷な労働の強制などの現象も生じさせていた。

- (1) 「大阪工業会視察団を廻る座談会」『奉天商工月報』320、1932
- (2) 「商務官中心の座談会」『奉天商工月報』316、1932
- (3) 「満洲国総合立地計画と経済建設方針」『奉天商工公会調査月報』3-5、1940
- (4) 「第六回日満実業協会総会記」『奉天調査月報』2-6、1939

2. 工業化政策による社会変容

満洲国以前では大豆を原料にした油房業、高粱を原料にした醸造業、穀物を原料にした製粉業など農産物を原料にした工業が大きな比重を占めた。『満洲国工場統計』を使って工業の動向を検証した風間秀人は、「五ヵ年計画」実施以前の満洲国工業は大豆油製造業を中軸とする化学工業が最大の生産部門であり、それに紡織工業と食料品工業を加えると生産額の6割をこえる軽工業段階にあったとしている[風間秀人2007、23頁]。軽工業が大きな割合を占めたなかに、日本資本が運営した昭和製鋼所や本溪湖煤鉄公司などの重工業が存在していた。そうした状況を山本有造は、「土着資本による在来産業の大海に外国資本(主として日本資本)による近代工業が飛鳥として浮かぶ二重構造として描くことができる」と述べている[山本有造2007、129-130頁]。

軽工業が主体であった満洲国工業は、「五ヵ年計画」が実施された1937年前後から金属工業や機械器具工業などが発達し、軽工業の割合は相対的に低下した。金属工業は建国前の1926年では法人数15社、資本金629万円に過ぎなかったが、1936年には35社、1億527万円になり、1942年には145社、5億396万円に急増していた[疋田康行2007a、676-678

頁]。機械器具工業は 1926 年では法人数 13 社、資本金 155 万円に過ぎなかったが、1936 年には 35 社、1465 万円、1942 年では 350 社、4 億 4774 万円になっていた[疋田康行 2007b、705 頁]。山本有造によると、満洲国の工業化は 1932-36 年を準備期であり、1937 年以降に「五ヵ年計画」の実施に伴い鉱工業生産は増加した。鉱工業総合生産指数は 1942 年をピークに下降をはじめたが、生産財生産指数のピークは翌 43 年であったとしている[山本有造 2007、130 頁]。

以上をまとめると、1937 年ごろまでは満洲国工業の状況は建国以前とそれほど相違してはいなかった。しかし 1937 年前後から工業化が進展し、工業全体が伸張するとともに、重工業の発達著しく、重工業の比重が軽工業を上回ったと考えられる。そうした工業全体の伸張は 1942 年をピークにして下降し、敗戦を迎えた。

ついで、工業化の発達状況を都市ごとに検証し、工業化がどのように進展したのか検証してみたい。

満洲国期に最も工業が発展した都市は奉天であった。1932 年の時点では紡織業などの消費財生産を中心しており、重工業の発達は見られなかった。しかし 1937 年以降、鉄西地区での工場設立が増え、以後急速に工業発展した[張曉紅 2008]。工業発展の過程において、1938 年以降は対日依存の軽減、自給化の向上が叫ばれたことから、貿易業者が取扱商品の製造に乗り出す現象が起きていた。ゴム靴取扱業者がゴム靴製品工業や再生ゴム工業に着手したり、化粧品取扱業者が化粧品工業を起こしたりしていた[奉天商工公会 1942、188 頁]。工業化の進展は奉天の人口を急増させ、1942 年 6 月では 122 万人に達し、満洲国内唯一の 100 万人都市になっていた[国務院総務庁統計処 1944、11 頁]。

新京(長春)は建国当初は、在来の地方的色彩の強い製造業があるに過ぎなかった[満洲経済事情案内所 1933、31 頁]。建国後には工場も設立されたが、新京経済が好況の理由は「土建事業の勃興と消費者階級の激増」による部分が大きかったと指摘されていた[満鉄新京地方事務所 1936、51-52 頁]。1940 年 12 月時点での工業調査では、総数 760 工場のうち、1931 年以前の設定は 143(19%)、1932-36 年設定は 390(51%)、1937-40 年設定は 227(30%)であった。1937-40 年にそれほど増加していない理由としては、「五ヵ年計画」が重工業に偏重して軽工業を軽視したこと、1932-36 年に急速な工場の増加がすすみ足踏み状態になったことを挙げている。資本金は 5000 円以下が 418(55%)、5 万円以下が 241(32%)、100 万円以下が 97(13%)、100 万円以上が 4(0.5%)であり、5 万円以下の小規模工場が全体の 87%を占めた。従業員数は 30 人以下が 596(78%)、100 人以下が 125(16%)、100 人以上は 39(5%)であり、30 人以下の家内工業的な工場が大部分を占めた[新京商工公会 1941、4-5、10-12 頁]。新京では建国以後に多くの工場が設立されたが、小規模なものが多く、新京の消費需要に応じるものが大半であったと考えられる。

安東には建国以前では木材・製材業、油房業、柞蚕製糸業などの特産物に依存した工業が存在しただけであった。建国後に鉄工所、ゴム工場、醸造業が勃興して工場が設立された。その様子は日本人資本の工場は「設備も進歩した近代的な」ものであるが、中国人工場は「未だ近代化されず、極く幼稚な旧式のしかも小資本の家内工業である」と、日本人工場と中国人工場の相違が観察されている[安東商工公会 1937、34 頁]。1937 年以降に東辺道の鉱産資源の開発が着手されたこと、貿易港として大東港の築港がはじまったことな

どから、安東に進出する日本人工場は増加した[安東商工公会 1939、1 頁]。1938 年末では工場数は 97 であったが、1941 年末には 169 に達する躍進を見せていた。主な企業には満洲自動車、満洲飛行機製作やその下請工場百余、満洲軽金属、東洋人織、安東セメントなどであった。そして満業系の直轄工場が完成するならば、「職員、職工を合わせて十万人の従業員を擁し、その家族とこれに附帯する一般商業者その他を合算すると、満業系直轄工場のみでも優に六十万の一大市街が忽然と生れ出るわけである」という予想がされていた[安東商工公会 1942、171-172 頁]。しかしながら、敗戦の時点でも、そこまでの規模には達しなかった。

満洲国の行政範囲ではなかったが、大連でも 1938 年以降に金属工業、機械器具工業、化学工業などが発展し、工業化は進展していた[柳沢遊 2008]。吉林では 1937 年以降に吉林人造石油会社、満洲電気化学会社などの工場が設立され、新興工業都市の一つとなっていた(1)。

1937 年以降に昭和製鋼所(鞍山)、本溪湖煤鉄公司(本溪湖)、撫順炭鉱(撫順)の拡充が進められたことから、これら 3 都市では中核企業を軸とした周辺工業が発達した。例えば、鞍山では昭和製鋼所を中心として金属、機械関連の工場が設立された。さらに、工場労働者の消費財を供給する必要から、食料品や家具製造などの工場が設立された。1940 年代には鞍山、本溪湖、撫順、奉天は四大産業都市と称された[奉天商工公会 1942、47-56 頁]。

地場企業の動向を検証した須永徳武の研究によると、1942 年時点での地場企業数は奉天 1764、大連 1218、新京 923 であり、これら 3 都市が突出していた点を明らかにしている(第 4 位のハルビンは 456)。払込資本金額も奉天約 4 億 4000 万円、大連 2 億 300 万円、新京 2 億 7100 万円であった(ハルビンは約 8200 万円)。地場企業の業種は 41.3%が商業であり、その企業数から工業化の度合いを推測することはできないが、奉天、大連、新京の経済規模が拡大していたと解釈できる。須永徳武の指摘で興味深いのは、大連の地場企業は伸び悩んでいたが、それは必ずしも大連の日本人商工業者の低迷を意味してはいなく、大連商工業者のなかには奉天、新京に満洲国法人企業を新たに設置して事業拡大をしていた事例を明らかにした点である。つまり大連商工業者の企業活動が、奉天、新京の経済成長を支えていた側面もあったのである[須永徳武 2007、280-283 頁]。

(1)『満洲国現勢 康徳十年版』1942 年、263-264 頁。

おわりに

本章では満洲国政府が実施した工業化政策の推移と、工業化政策がマンチュリア社会に与えた影響について検証した。満洲国での工業発展は 1937 年前後にはじまったが、工業発展は満洲国内一律に生じていたのではなく、限られた都市で起きていた。工業化は限られた都市での現象ではあったが、工業発展した都市は後背地市場を拡大し、周辺地域の都市化を引き起こしていた。こうした社会変容は、満洲国期以前では生じていないものであり、満洲国期に特有なものであったと指摘できよう。

参考文献

安東商工公会

1937『安東経済事情』68p

1939『安東進出工場概覧』

1942『安東産業経済概観』172p

王紅艷

1999「満州国における特殊工人に関する一考察(上、下)」『中国研究所月報』53-3、53-4
pp. 19-33、pp. 1-12

風間秀人

2007「1930年代における『満洲国』工業－土着資本と日本資本の動向－」『アジア経済』
38-12 pp2-29

君島和彦

1986「鉦工業支配の展開」浅田喬二、小林英夫編『日本帝国主義の満州支配』時潮社
pp. 547-674

国務院総務庁企画処

1936『満洲国経済建設ニ関スル資料』489p

国務院総務庁統計処

1944『満洲経済参考資料』190p

島田俊彦

1964 稲葉正夫『現代史資料8 日中戦争』みすず書房

須永徳武

2007「満州地場企業」鈴木邦夫編著『満州企業史研究』日本経済評論社 pp. 269-301

新京商工公会

1941『新京工業に関する調査』32p

張曉紅

2008『『満洲国』商工業都市－1930年代の奉天の経済発展－』『三田学会雑誌』101-1
pp. 107-122。

満洲経済事情案内所

1933『国都・新京経済事情』満洲文化協会 64p

原朗

1972「1930年代の満洲経済統制政策」満洲史研究会編『日本帝国主義下の満洲』
御茶の水書房 pp. 3-114

1976「満洲における経済統制政策の展開－満鉄改組と満業設立をめぐる－」安藤良雄編
『日本経済政策史論』下、東京大学出版会 pp. 209-296

疋田康行

2007a「金属工業」鈴木邦夫編著『満洲企業史研究』日本経済評論社 pp. 675-701

2007b「機械器具工業」鈴木邦夫編著『満洲企業史研究』日本経済評論社 pp. 703-759

奉天商工公会

1942『奉天産業經濟事情』1942 574p

満州国史編纂刊行会編

1970『満州国史 総論』満蒙同胞援護会 880p

満鉄新京地方事務所

1936『新京經濟の現況』満鉄、53p

柳沢遊

2008「1930年代大連の工業化」『三田学会雑誌』101-1 pp.149-179

第8章 満洲国政府が実施した統治政策のマンチュリア社会への浸透

はじめに

本章では、満洲国政府が実施した地方行政政策、農業政策、商業統制政策、徴税政策を取り上げ、これらの政策がマンチュリア社会におよぼした影響について検討する。

満洲国政府が実施した政策については、これまでの研究でもそのいくつかは明らかにされている(1)。しかしながら、従来の研究の特徴として、満洲国統治による被害の検証に性急なあまり、政策実施とその結果を直接的に結び付ける傾向が強く、政策執行過程での問題点については十分に検討されてこなかった。執行された政策はマンチュリア社会の状況を配慮したものなのか、政策を浸透させる機構は社会のどのレベルにまで入り込んだのかなど、総じて支配を受けとめたマンチュリア社会の側から満洲国統治の様相を検討しようとする視角は、これまでの研究では稀薄であった。

本章では、満洲国政府の政策は満洲国下で暮らした「中国人」に大きな影響をおよぼしてはいたが、その行動のすべてを規定したわけではなく、マンチュリア社会の伝統的秩序、「中国人」の民族性に規定された側面も大きかったという観点から考察を進める。換言すれば、本稿の目的は「支配と抵抗」という二元論的観点からではなく、マンチュリア社会の地域性という観点から満洲国統治が社会におよぼした影響を明らかにすることである。

政策執行過程についての研究が遅れている理由には、史料面での不足もあげられる。満洲国政府の行政文書は現存しないか、残っていても非公開である。このため、政策執行過程の具体的な過程について検証することは難しい。本稿では各種の調査報告書、満洲国下で活動した商工会議所の調査報告を活用し、執行過程そのものではないが、政策執行に対して「中国人」やマンチュリア社会が示した反応について検討してみたい。

(1) 例えば、鈴木隆史[1992]、満州史研究会[1972]

1. 地方での行政力の浸透

建国当初、満洲国政府は地方有力者を媒介にして、その統治力を地方におよぼそうと考えた。そのため、省長には各地方の有力者があてられ、奉天省長には臧式毅、吉林省長には熙洽が就任した。しかしながら、この方法は中央の政策がそのまま施行されるのではなく、地方有力者を經由して施行されるという限界を持っていた[浜口裕子 1996、94-95 頁]。

満洲国政府は地方に行政力を浸透させるため、まず 1934 年に行政区画を 10 省に細分化し、省長の権限がおよぶ範囲の縮小をはかった。ついで省長を地方有力者から、「親日的」人物に代えることをおこなった。このため、臧式毅と熙洽は省長を解任された。新たに登用された人物の典型として、錦州省長に就任した徐紹卿をあげたい。徐紹卿は東京帝国大学卒業という日本留学の経験を持ち、その妻は日本人であった。こうした経験と「親日的」態度から、徐紹卿は 34 年に錦州省長に就任し、42 年には奉天省長に抜擢された[浜口裕子 1996、123-128 頁]。

満洲国政府は省の細分化による省長の権限縮小、「親日的」人物の省長配置を行う一方で、日本人官吏を省公署に送り込み、地方行政への関与を強くしようとした。1934 年に各省公署に勤務した官吏の総数 1516 名のうち、日本人は 438 名(29%)、「中国人」は 1078 名(71%)

であった。だが、1940年では総数2724名のうち、日本人は1774名(65%)、「中国人」は950名(35%)になり、日本人が過半数をこえた[第9章表3、4]。また省長の下で重要な役割を果たす、総務庁長(1937年以降は次長)と警務庁長には必ず日本人が就任した。この2つのポストは、「中国人」の就任を認めないと満洲国政府は判断していたと考えられる。

日中戦争が勃発した1937年7月に中央と地方の連携強化をはかるため、地方官庁を管轄した民政部は廃止され、地方官庁は国務院直属になった。その一方で、地方行政機構はすべて一律ではなく、その地方の実情に即応したものにしようとした。例えば、ソ連との国境に位置する黒河省には、独自の省官制を制定して国境警備に必要な措置がとれるようにした(1)。

1940年12月に満洲国政府は「中央地方行政事務調整要綱」を定め、地方への権限を強めて、農産物の増産と物資配給の統制に力を入れる方針を採用した。具体的には、中央権限の地方への移譲が行われた。中央官庁の規模は縮小し、余った中央の人員を地方へ転出させて、地方行政機関を強化する試みがおこなわれた(2)。

次に、省より一段下の県の動向について見てみたい。建国以後も建国以前の県長がそのままの県が、1932年では奉天省29県、吉林省9県、黒龍江省17県(確認できた人数)もあった[浜口裕子1996、98頁]。満洲国政府も各県公署の状況を十分把握できていなく、1932年7月に県長以下重要職員の姓名を報告する指示を出していた(3)。地方行政を管轄する民政部が1933年におこなった調査では、県長の売官が行われていること、県長が恣意的な政策を行っているなど、問題点の多い県行政の実態が指摘された[満洲国史編纂刊行会編1971、176頁]。

1932年9月に満洲国政府の監察院に赴任した渡辺文兵衛は、監察官として地方官庁をまわったところ、その役職に必要な知識も経験もない人物が座っていることに疑問を持ち、調査の結果、こうした人物は金銭で官職を得ていたことが判明した。また文書偽造、公金横領も多く、あまりに日本とは違う地方官庁の状況に驚いたと回想している[地方財政有志の会編1986、161-164頁]。

問題の多い県行政を改革するため、満洲国政府は県庁に日本人参事官を送り込んだ。しかしながら、言葉も「中国人」の慣習も知らない日本人が、たった一人県庁に配属されても関与できる範囲は限られていた(4)。1935年にホルチン右翼後旗に参事官として赴任した片倉進は、予算表を作った以外、「なにをやっているのかわからず手がつきませんでした」と当時の状況を戦後に述べている(5)。とはいえ、1930年代後半からは日本留学経験者や大同学院(満洲国官吏の養成学校)卒業生が県長に就任したり、国境を持つ県には日本人の県長が配置され、満洲国政府は県長人事への介入を強めていた[浜口裕子1996、135頁]。

県の下の子のトップである村長になると、さらに満洲国政府の意向は浸透していなかった。満洲国政府はかつて支配層に属した人物は村行政から排除したかった。だが、政府の政策を理解し、それを実行できる人物は旧支配者層以外にはいなかった。満洲国政府が旧支配者層を地方行政から除外したいと考えても、その要求にかなう人材を村でみつけることはできなかった。このため、奉天省の海城県では1936年になっても、満洲国政府の意図とは違い旧支配者層から村長を選ぶしかなかった(6)。

1940年代になると、地方行政機関の強化は協和会や合作社との連携により進められた。

協和会の会員は各地で活動し、「王道楽土」や「五族協和」などの満洲国が唱える理念の宣伝を行ったが、多くの「中国人」はその主張に耳をかさなかった(7)。満洲国政府は協和会と連携して地方行政への関与を強める政策を推進し、1941年4月に省長が協和会省本部長を兼任し、県以下でも行政機関のトップが協和会のトップを兼任することにした[満洲国史編纂刊行会編 1971、133頁]。

満洲国政府は協和会との連携だけでなく、合作社との連携も強めていた。満洲国政府は農産物市場を監督する目的から1933年に農事合作社を設立し、39年にその数は135社に達した。戦時体制の確立が叫ばれるなか、市や県を単位に合作社を設ける政策が浮上し、農事合作社の代わりに興農合作社が40年4月に設立された。興農合作社の最大の特徴は市、県といった地方行政単位に一致して組織された点である。40年8月の時点で興農合作社は満洲国全体の市、県、旗の約90%に設立され、地方行政機関と連携をとりながら農産物の流通、販売の監督を行った。ここに合作社は、農業政策の浸透を行政機関と連携しながらおこなう機関となった[飯塚靖 1986、474-486頁]。

以上のような経過をたどり、農村部では地方行政機関、協和会、合作社という「三位一体」的機構が形成された(8)。この結果、満洲国政府の影響力がどれだけ農村部に浸透したのかを検証することは難しい。しかしながら、限定的とはいえ、地方の農民たちにこうした「三位一体」的な行政力が意識されていた事実が確認できる[満洲帝国協和会 1943、199頁](第9章第3節参照)。

満洲国政府は1943年12月に「村建設要綱」を定め、村レベルにまでおよぶ統治力の浸透を試みた。「村建設要綱」には村長、協和会分会長、合作社長は同一人物にすること、行政屯を是正し自然屯を基本にすることが盛り込まれていた。しかしながら、村長、協和会分会長、合作社長の役割を一人で兼ねることのできる人材を村ごとに配置することは現実には難しかった(9)。

戦時体制の要求に適応できる人材を各村に配置することを満洲国政府は試みたが、それだけでは行政力は浸透しなかった。これまで政治権力に頼ることなく、むしろ政治権力の影響をいかに回避するかを念頭に機能していた村制を変えるには、村内有力者の考え方を必要があった。地主や高利貸しとして村内に影響力を持つ有力者が、満洲国政府の指示を従うのは自分たちの利害と一致した場合だけであり、戦争勝利や大東亜共栄圏の確立などは、彼らには無関係なものであった。満洲国政府は村内有力者をひきつけようとはしたが、戦争の激化に伴い、過大な農産物の供出や限界を下回る生活物資の配給という過酷な要求を農村に押し付けた。それゆえ、村内有力者を取り込むことは難しかった。

都市部では隣組を中心とした隣保組織を育成し、行政機関の命令の浸透や円滑な物資配給を行おうとした。こうした隣保組織の育成は1941年2月に「国民隣保組織確立要綱」が決定された以降、本格的におこなわれた[満洲国史編纂刊行会編 1971、141頁]。隣組の組織化は日本人については問題なかったが、「中国人」は隣組という機構そのものについての理解が十分ではなく、また行政側の意図を理解し実践する人材の不足も手伝い、満洲国政府が意図したような隣組の形成はすすまなかった(10)。

建国当初では満洲国政府の行政力がおよぶ範囲は限定的であったが、その後「親日的」人物の省長就任や地方行政機構の改革を行い、行政力を地方の末端にまで及ぼそうとした。

だが、行政力の浸透には、中央の政策を具体化する人材を地方の行政機構に配置する必要があった。そうした人材は少なかったため、満洲国政府は協和会や合作社と連携して人材不足を解決しようとした。とはいえ、末端の行政機構に中央の政策を推進できる人材を十分に配置できず、行政力の浸透には限界があったとまとめられる。

- (1)『満洲国現勢 康徳5年版』満洲国通信社、1938、23、46頁。
- (2)『満洲国現勢 康徳9年度版』満洲国通信社、1941、110頁。
- (3)『満洲国実業部月刊』2号、1932
- (4)「並大抵でない参事官の苦心」『満洲日報』1933年11月11日
- (5)「片倉進氏に聞く(1)」『ニューズレター(近現代東北アジア地域史研究会)』4、1993
- (6)「海城県における農村行政組織とその運営現態」『満鉄調査月報』17-3、1937
- (7)「前線点綴」『協和運動』1-1、1939
- (8)高木真人「農村に於ける協和会運動の再出発」『満洲評論』23-2、1942
- (9)「村建設要綱解説」『協和運動』6-2、1944
- (10)「国民隣保組織育成に関する座談会」『協和運動』3-5、1941

2. 農業政策の浸透

満洲国の人口の大半は農民であったので、農業政策は重要な意味を持っていた(1)。満洲国政府がまず推進した農業政策は農産物流通機構の改革であった。農産物の増産も計画はされたが、満洲国政府が農業部門に投入した資金はわずかであり、増産計画を大規模に進める意図はなかったと推測される[飯塚靖 1986、444頁]。満洲国政府は糧棧と呼ばれた穀物問屋が農産物売買を掌握する状況を変えなければ、適正な農産物売買はできないと考えた。糧棧の多くは地主や金融業も兼ね、農作物売買以外の側面でも農民生活に強い影響力を持っていた。糧棧のなかで、各省官銀号の傘下にあった官商糧棧の勢力はとりわけ強かった。1933年5月に満洲国政府は官商糧棧の全廃を決定した。だが、全ての糧棧を廃止することはできなかった。というのは、糧棧にかわるべき流通機構が無いなかでその全廃をするならば、農産物は出回らなくなるからであった[飯塚靖 1986、456頁]。

糧棧に独占された農産物の流通を是正するため、満洲国政府は1935年に交易市場を各地に設置した。交易市場の設置に当然のことながら糧棧は反発し、そこでの売買を妨害した。交易市場にも手数料が高率であったこと、手続きの煩雑さなどの問題があり、糧棧と取引する農民も依然として多かった[風間秀人 1993、108-111頁]。

満洲国政府は交易市場を設置して農産物流通の改革には着手したが、生産過程にまで踏み込んだ農業政策は日中戦争以前では行わなかった。農民たちは建国以前と同様に、自分たちの判断で作付けをし、収穫物を売買していた

日中戦争の勃発後、日本国内は戦時体制への移行を加速化し、対外貿易にも統制を加え始めた。満洲国は日本と密接な貿易関係を持つがゆえに、日本の貿易統制は満洲国にも影響をおよぼした。日本からの輸入に依存した生活必需品は値上りを始め、物価全般の高騰が問題となった。食料の高騰も著しかったので、満洲国政府は1938年12月に満洲糧穀会社を設立して米などの主穀の統制をはじめた。続いて、1939年12月には小麦の生産、配

給を統制する満洲製粉管理会社を設立した。

日中戦争の長期化は、主要輸出品であった大豆の位置づけにも変化をおよぼした。マンチュリア経済は大豆を輸出して、その見返りとして消費財や生産資材を外国から輸入するという貿易構造を持っていた。日中戦争の長期化により、満洲国経済はその生産力をはやく増強して軍需に協力する要請が強まったため、大豆の輸出を増やして生産資材の輸入を増やすことが求められた(2)。大豆輸出を増やす目的から、満洲国政府は1939年11月に満洲特産専管公社を設立して、大豆の流通統制を行うことにした。

日中戦争以降、生産者と需要者の間に統制会社が設立され、農産物に対する流通統制はより強化された。とはいえ、この時点での統制の対象は農産物の流通であり、農民の動向を統制下に置くことではなかった。また統制の主役は統制機関であり行政機構ではなかった(3)。

1940年になると満洲国政府は農産物の集荷を増やすため、行政力を動員し始めた。3月に「主要農産物出荷促進並滞貨収買方策」が発令され、行政側が農産物取引業者の在庫量を調査し、余剰だとみなされた数量は強制的に買い上げることができるようになった[風間秀人1993、121-122頁]。また4月に設立された興農合作社は「農民の自助的協同組織化により、国策に自発的奉仕協力」する組織とも称され、その設立目的は合作社を通じて行政側の影響力を拡大することにあつた(4)。9月には、期限内に出荷された農産物には収買価格のほかに奨励金を出す早期出荷奨励金制度の導入が発表された。これらの改革にもかかわらず、1940年の農産物出廻量は1938年の水準には達しなかった[風間秀人1993、124頁]。

農産物の流通過程への統制強化は、必然的に糧棧との争いを激化させた。満洲国政府は糧棧が持つ投機性と高利性を改め、制度化された枠内で手数料収入により存続する農産物売買機関に転化させようとしていた。投機的な農産物取引で利益を得ていた旧来の糧棧の在り方を否定し、適正な手数料にもとづき取引する存在に変えようとしたのである。1942年に安達近隣の糧棧を調査した報告では、農産物取引に対する行政側の監督が厳しくなり、糧棧は以前のような不正やごまかしは難しくなった状況について述べている(5)。

流通過程の改革だけでは農産物の集荷はできないと考えた満洲国政府は、行政力を使って農民たちへの規制を強め、農村から農産物を供出させる政策を推進した。1941年に実施された先銭制度は、行政側が各農村に出荷目標量を割当て、その出荷目標量に応じて各農村に先銭を払い、各農家は出荷目標量の達成に責任を負うという制度であつた。つまり、流通過程だけでなく、生産者である農家にも統制がおよび始めたのである[風間秀人1993、137-139頁]。

1941年4月に出された「農産物増産蒐貨確保方策要綱」には、行政、協和会、興農合作社の連携をはかりながら、農産物の増産をはかり、農産物集荷量を増やす内容が盛り込まれた(6)。そして42年には行政主導のもとに協和会、合作社の三者が連携した組織的な集荷が行われた。各県公署には集荷督励本部が設けられ、県公署の役人または協和会、合作社の指導員が直接村や屯に赴き出荷を督励した[華北食糧平衡倉庫1943、133-136頁]。こうした集荷活動の結果、「満系大官」の土地からも農産物を供出させることに成功した(7)。しかしながら、41年、42年も農産物の集荷量は計画の数量に達しなかった[風間秀人1993、第3章]。かかる行政主導による農産物集荷工作の実施は、日中戦争以後の満洲国をめぐる

状況変化の結果であり、建国当初からの既定方針ではなかった点は指摘したい。

行政力の活用を行う一方で、農業生産そのものの増産をはかる政策が 1941 年以降推進された(8)。アジア太平洋戦争の勃発後、農産物は「商品」ではなく「戦略物資」となり、その増産は戦争遂行にとって重要な意味を持つことになった。それゆえ、42 年には流通過程の改革より増産が重視されるに至った。増産の掛け声は大きかったが、38 年から 42 年にかけては、天候の不良、鉱工業部門を重視したため農業部門の労働者は不足したこと、価格統制により農業経営の採算が悪化したことなどから、農業生産は停滞・減少傾向を示した[山本有造 1997]。

農業生産の増産を果たすため、満洲国政府は戦時体制に適応した農村の育成を企図し、「自興村建設」というプランを 1942 年 3 月に考案した。自興村計画の趣旨は「農民の自興精神を喚起して農業生産力を旺盛」にし、これを中核に戦時体制の要請に即応した農村をつくる点にあった(9)。満洲国政府はついに末端の農村に着目し、農村の変革なしには戦時体制の確立はできないことに気がついたのである。43 年 12 月には既述した「村建設要綱」が策定され、村レベルにまで行政力を浸透させる試みが行われた。

満洲国政府は行政力だけでは十分に農村を掌握できなかったため、1943 年以降の農産物の集荷にあたっては、警察をも動員した強権的な農産物集荷を始めた。住民の食糧事情を考慮しない、略奪的な集荷が行われた場所もあった[日本帝国主義侵華档案資料選編 1991、603-616 頁]。43 年、44 年の集荷量は計画を突破したが、農村の生活事情は悪化し、危機的な食糧不足が生じていた場所もあった(第 10 章第 4 節参照)。

満洲国政府による農村への行政力の浸透はすすんでいたとはいえ、糧棧に代表される土着資本は依然として農民と深く結びついていた。糧棧の多くは、農産物の統制政策により流通過程での「うまみ」がなくなったことから高利貸業へと転身し、高利貸しにより農民たちを縛り始めた(10)。満洲国政府はさまざまな農業政策を策定、実施したが、最後まで糧棧と農民が結びついた従来の社会構造を変えることはできなかった。農民たちを糧棧(土着資本)の支配から解き放さないかぎり、農民を戦時体制に動員することはできないため、農村の社会構造の根本的な改革が必要だという見解が満洲国末期には出されていた(11)。しかしながら、こうした試みを行う人材も時間もなく、敗戦を迎えた。

戦争協力が第一となった日中戦争以降、満洲国政府の農業統制政策は流通過程の統制から生産過程の統制という方向性を示した。生産過程の統制を推進するには、農村に存在した旧来の社会構造を変革する必要があったが、そこまでの力は満洲国政府にはなかった。農村を戦時体制に適応したものに変え、しかる後に農産物の出荷量を増やすといった時間的余裕はなかったため、集荷計画の達成には警察力の行使という強権的な手段しかなかったと指摘できよう。

- (1) 1937 年の満洲国の有業者総数約 3200 万人のうち、農牧林業の従事者は約 2200 万人(約 70%)であった(『満洲国現勢 康徳 10 年版』満洲国通信社、1942、715 頁)
- (2) 『満洲国現勢 康徳五年版』満洲国通信社、1938、430-431 頁。
- (3) 「主要農産物の全面的統制」『満洲国現勢 康徳八年度』満洲国通信社、1940
- (4) 「興農合作社運動の躍進」『満洲国現勢 康徳九年度』満洲国通信社、1941
- (5) 「当世糧棧気質(上)」『満洲経済』3-11、1942

- (6) 「満洲国の農産物増産新対策」『東亜商工経済』5-5、1941
- (7) 「満系大官に要望す」『満洲日日新聞』1943年3月20日
- (8) 「農産物増産計画の概貌」『満洲国現勢 康德九年度』
- (9) 「農本国家への復帰」『満洲国現勢 康德10年版』
- (10) 「特約収買人廃止後に来たるべきもの」『満洲評論』27-9、1944
- (11) 「農村社会を繞る流通機構の変貌」『満洲経済』5-5、1944

3. 商業統制政策の浸透

満洲国政府がおこなった経済政策の特徴としては、資本主義経済の弊害を除去するための「国家的統制」や、1937年から始まった「満洲産業開発五ヵ年計画」に代表される「計画経済」が指摘できる。しかしながら、満洲国政府が「統制」や「計画」を前面に出してコントロールしていたのは、石炭、鉄鋼、セメントなどの鉱工業の生産・流通であり、その他の分野にまで統制を拡大する意向は強くはなかった。建国とともにすべての産業部門に統制が加えられ、中央主権的な計画経済がおこなわれたと考えるならば、それは満洲国経済の実態とはかけ離れた認識である。

食糧や消費財に対する流通統制が始まるのは、日中戦争の勃発が契機であった。1937年7月に日中戦争が始まると、同年12月に日本政府は「貿易統制法」を施行して貿易統制を始めた。生活必需品の多くを日本からの輸入に依存した満洲国にとって、日本の貿易統制は大きな影響をおよぼした。消費財の品不足から日用品の価格は上がり始め、やがて価格の高騰はすべての商品に波及した。新京の卸売物価指数は33年を100にすると、日中戦争前の36年は106であったが、39年上半期には172になった(1)。

物価の上昇は社会不安を招くので、満洲国政府はその抑制に乗り出した。物価抑制の手段として消費財の流通を統制する政策が選択され、自由な売買には統制が加えられた。指摘したい点は、消費財の統制は日中戦争以後の満洲国をめぐる情勢変化に対応して始まったのであり、満洲国に暮らす人々を窮乏化させることが目的ではなかった。

1939年以降、満洲国政府は生活必需品の配給統制を行うため、さまざまな政策を立案、実施した。39年2月に満洲生活必需品配給会社を設立し、生活必需品の適正かつ円滑な配給を行わせることにした(同年12月に満洲生活必需品会社に改組される)[満洲必需品会社1941、2-4頁]。1940年7月には「主要生活必需品価格並配給統制要領」を決定し、輸入連盟または満洲生活必需品会社の下部組織として主要都市に卸売連盟を、各地に小売連盟をつくることになった。ここに輸入連盟・満洲生活必需品会社→卸売連盟→小売連盟という段階的な統制機構ができあがった[石黒直男1941、18-40頁]。

1941年になると消費財統制の主役は、満洲生活必需品会社や輸入連盟といった統制機関から行政機関へと変わり始めた。41年からは「主要生活必需物資配給要綱(41年8月決定)」にもとづき、米、綿製品など15品目に全面的な切符制が導入された。切符制による配給統制は、行政機関の関与なしにはできないことであった。配給切符の発行、配給数量の決定などは行政側がおこなうことになり、人々の消費生活への行政側の介入が始まった(2)。

こうした消費財の配給統制に日本人商人、「中国人」商人の区別はなく、両者は等しく物資の仕入れと販売価格の規制を受けた。配給統制の結果、仕入れ価格や販売価格も決めら

れたことから、以前と同じ商売はできなくなった。満洲国政府は小売業者を営利業者ではなく生活物資の供給機関だと位置づけ、政府の計画のもとに物資を消費者に受け渡し、決められた手数料を徴収する存在にしようとした。そのため、日本人小売商人の商業活動は日中戦争以前とは大きく変わり、利潤の低下に苦しむ商人が多かった(3)。

しかしながら、「中国人」商人は日本人商人と同じではなかった。消費財の配給統制により、「中国人」商人の活動も規制されはしたが、統制をむしろ逆手にとり利益を得る「中国人」商人も多かった。統制が行われ商売に規制が加えられるほど、統制外での闇的商売には「うまみ」が増え、「統制発財」という言葉が「中国人」商人の間では語られた(4)。戦争完遂のスローガンを信じて、満洲国政府が命じる配給統制にしたがい日本人商人は利益を少なくしていたのに対して、「中国人」商人は配給統制の「すき間」を利用して利益をあげていたのである。

太平洋戦争勃発後の1942年になると、商品の不足は深刻化し、商品の販売自体が難しくなった。ハルビンにあった同興大、鴻興大、承文信という3商店の純益は40年以降減りはじめ、とくに42年の純益は大きく減少した。同興大の39年の純益は約17万円であったが、42年には約3万7400円に減っている。3店のなかで最も利益が減っていたのは鴻興大であり、39年の純益約16万円に対して、42年の純益は約1100円であった[満洲調査機関連合会1944、187、195頁]。

物品販売業では利益をあげるのは難しいと判断した「中国人」商人は、商店を閉めるようになった。そして、新商売として土地の売買を始める商人が多かった[満洲調査機関連合会1944、13頁]。また、表向きには閉店したが、裏では統制を逃れて物品売買を行う「中国人」商人も多かった。闇価格と公定価格は数倍から十数倍の開きがあったので、闇市場での商売は商品さえ確保できれば大きな利益を上げることができた[東北財経委員会調査統計処編1991、547頁]。

こうした「中国人」商人の地下経済への潜航や統制逃れは、満洲国政府による商業統制政策の推進を妨げるものであった。「中国人」商人はなぜ満洲国政府の意図通りに動かないのか、その性質に対する関心が高まった。1939年に満洲国経済部と満洲中央銀行の協力によりおこなわれた調査報告は、吉林、営口、錦県にある合股組織の企業225を対象にしている[守随一1941]。「中国人」資本の特徴として、流動資産が多く固定資産の少ない点を指摘している。そして流動資産の特徴として、信用により自己資金を上回る資金、商品を手にし、自己資金以上の在庫を持っている点をあげている。また調査対象の225企業中、銀行に預金していない企業は98を数え、全体の44%を占めた。銀行への預金よりも他の「中国人」資本への投資が積極的に行われたので、銀行へ流れる資金は少なかった。

以上のような「中国人」資本の特徴は、その活動を次のようなものにしていった。第一に、固定資産が少ないため市況の変化に柔軟な対応ができ、「昨日の織布業者が今日は砂糖の買溜をやる」という行動を可能にしていた。第二に、固定資産が少ないため、自己資本が少なくても開業できた。第三に、他の「中国人」資本からの融資により資金を集めることが容易にできるので、自己資金が少なくても開業できた。これら3点は相互に関連を持っており、自己資金が少なくても他の「中国人」資本からの融資で資金が調達できるので、ぎりぎりの自己資本を残すだけで、資本の多くを他の「中国人」資本への投資にまわすとい

う行動がとられた。「中国人」資本間の借入金の利子は月利1分ないし1分5厘が一般的であり、普通銀行の定期預金の利子は月利1分におよばなかった(5)。それゆえ、資金は「中国人」資本間を還流するだけで、銀行には流れていかなかった。

満洲国政府の統制政策とは別の次元で「中国人」商人の資金は還流しており、「中国人」商人はより利益の多い場所に資金を投資していた。こうした「中国人」商人の行動様式についてはある程度調査できたが、「中国人」商人がその資金をどの企業に、どれくらいの規模で、どんな目的から投資するのかといった、投資活動の具体的な姿については、ついぞ敗戦まで調査することはできなかった[江夏美千穂 1986]。満洲国政府は「中国人」商人が持つ固有の特徴に気が付きはしたが、具体的に資金がどのように流れていたかについては、最後まで明らかにできなかったのである。

満洲国政府は「中国人」資本を動員するためにも、その実態を把握したいと考えていた。だが、その把握は容易ではなかった。例えば、ハルビンで行われた「中国人」資本の調査では、資産調査の結果はばらばらであり、どれを信用してよいかわからなかった。その理由は資産算定の方法が日本人と「中国人」では異なり、日本人は土地や山林の価値を積算して算定するが、「中国人」は自分の資産を売りに出したならばいくらで売れるかを基礎に算定していた。それゆえ、「中国人」が10万円程度と算定したならば、日本的には10倍の100万円に相当するという見解も出されていた(6)。

配給統制を行う上で、「中国人」資本の特徴について十分に理解していないことが、その円滑な実施を妨げていた。とくに「中国人」の経済観について、なかでも「中国人」の貨幣と物に関する考え方を理解していないことが、配給統制が機能しなかった原因の一つであった。物価に関して、日本人は物価の上がる原因を物の側から考える。このため、物が高い時は買うのをやめてお金を節約し、値段が下がった時に購入する、という行動をとる。これに対して「中国人」は物価があがる原因を貨幣の側から考える。つまり物価の上昇は貨幣の下落が原因だと考え、貨幣を物に換えなければ貨幣の下落により貧乏になるので、すみやかに貨幣を物に換えていた。日本人から「中国人」を見れば、節約を叫ぶ政府の命令をきかない行動をしていると映り、「中国人」から日本人を見れば、貨幣の下落をただ見ている不可解な民族と映った(7)。貨幣を物に換える「中国人」に対して物の節約を説いても、言う事をきく「中国人」は少なく、「中国人」は天性として「換物思想」を持っているという主張も唱えられていた(8)。

「中国人」の経済観念もさることながら、満洲国政府が主張した戦争勝利のために配給統制は必要だという見解は、「中国人」には理解できないものであった。というのは、満洲国下の「中国人」は、これまで国家権力の保護を受けることなく、自分たちの力で社会を生き抜いてきた。そのため、国家に保護を求めるという発想は薄かった。これに対して日本人は非常時だからゆえに国家の保護を求め、その見返りとして国家の要求に従う行動に出ていた。したがって、国家の非常時だから協力して欲しいという考えは日本人の考えであり、「中国人」には説得性を持たなかった(9)。

なぜ「中国人」商人を統制下に置くことができないのか、新京商工公会調査科は1943年にその原因について調査した。その結果は、「中国人」商人は利率の高い投資先に向かう傾向があるため、満洲国の政策とは無関係に投資先を決定している状況を指摘し、結論と

して、現状において「中国人」商人を満洲国の側に向かわせる有効な手段は存在しないという見解を出していた(10)。建国から10年あまり経過し、戦時体制の確立が強行的にすすめられるという状況になっても、「中国人」商人を動員する方法はないという驚くべき結論をこの調査報告は述べている。

また、行政機関が戦争勝利のために「中国人」資本の動員が必要だと主張しても、「中国人」資本には「中国人」固有の性質があるので、戦争勝利などの日本国内と同じ方法で呼び掛けても無理だという意見も出されていた(11)。

1938年以降、消費材に対する流通統制が始まり、その後は配給統制に関わる組織も設立され、その整備が進められた。行政と連携した切符制まで導入して消費財の流通統制をしようとしたが、「中国人」商人が行う独自の活動の統制はできなかった。こうした動向から、「中国人」商人は満洲国政府の出す政策の影響を受けながらも、これまでの行動様式を捨てずに自分たち利益を守っていたと指摘できよう。物資の配給統制により、苦しい日常生活を強いられた「中国人」は多かった。だが、満洲国政府の政策は「中国人」商人の行動様式を根本的に変えるほどの力は持っていなかったと指摘できよう。

(1)「満洲物価の動向」『満洲国現勢 康德8年版』

(2)「満洲国に於ける生活必需品の通帳切符制配給統制規則」『大東亜経済』7-8、1943

(3)「在満日系商業層の正体」『満洲経済』2-2、1941

(4)「満系新生活図」『満洲日日新聞』1941年10月20日。

(5)より具体的な商家預金の利息については、満洲中央銀行調査課『満系商号ノ資本構成ト商家預金利息ニ関スル調査』1940を参照。

(6)「哈爾濱に於ける満系商業資本最近の動向に就いて」『国務院総務庁統計処調査』2-1、1942

(7)「生産材の統制配給より観た奉天」『奉天商工公会調査月報』3-8、1940

(8)「警察より観た支那事变下奉天市民の動向」『奉天商工公会調査月報』3-7、1940

(9)中西仁三「満洲国に於ける貯蓄奨励運動と小売商許可制問題に就て」『新京商工月報』19、1940

(10)新京商工公会調査科「満系遊資動員策(二)」『新京経済季報』3-3、1943

(11)朱問章「一満系の希ひ」『満洲商工経済』1-1、1944

4. 徴税政策の推進

張作霖・張学良政権下での東三省の税制は、各省それぞればらばらであり、共通性も統一性もなかった。また徴税当局は、徴税行為は国家財政を支えることにつながるという認識は稀薄であった。それゆえ、無規律な徴税が行われたり、税収の多くが徴税職員に着服されたりもした。さらに問題なのは、徴税機関のトップが更迭されると下級職員に至るまで入れ替わるという、職員の人選、給与がトップの意向により左右されていた点である(1)。こうした問題を是正して、確実な徴税ができるよう徴税機構を整備することに満洲国政府は取り組んだ。

まず満洲国政府は徴税機関の改革に着手した。1932年7月に旧来の財政庁を廃止し、税務監督署を設置した。税務監督署の副署長には必ず日本人が就任し、従来の請負的な徴税

業務の改善を試みた。税務監督署の副署長に就任した日本人は、税務関係の専門家がほとんどであった。奉天税務監督署副署長になった早借喜太郎は、日本国内の税務署に勤務していたが、32年に渡満して奉天税務監督署の副署長に就任した(2)。滨江税務監督署副署長の阪田純雄、熱河税務監督署副署長の猪野々正治も日本国内の税務署に勤務していたところを引き抜かれ、満洲国に赴任した人物であった(3)。龍江税務監督署に赴任した浜本宗三郎だけは、かつて張作霖の軍人教官を務めたという陸軍軍人であり、税務畑の専門家ではなかった(4)。吉林税務監督署の副署長は32年7月の時点では欠員になっており、吉林省では税務監督署自体が起動していなかった。

税務監督署の設立を行う一方で、その下部組織である税捐局の改革にも着手し、1932年10月には9カ所の税捐局に日本人指導員を配属した。税捐局員の意識を改めるため、33年10月に40カ所ある模範税捐局の職員は正式の職員に任命され、その給与も中央の給与規定に則り支給されることになった(5)。言い換えるならば、33年10月以前では税捐局の職員は満洲国政府が任命した官吏ではなかった。この時点で正式職員になったのは模範税捐局の職員だけであり、それ以外の税捐局の職員は依然として正式職員ではないという状況であった。

1933年夏に行われた開原税捐局の調査報告は、税法について理解の乏しい職員が在職したこと、下級職員の給与は生活できないほど低いことを指摘している(6)。また通河税捐局では、建国前の職員が依然として職員の大半を占めていた。税捐局長の賀福受は29年に通河税捐局の局長に就任し、34年においてもそのまま局長をつとめていた(7)。建国当初の徴税機関の状況は、満洲国政府の意向を実現できるレベルには達していなかったことがうかがえる。

建国当初は徴税機関の掌握が十分ではなく、1932年9月の時点で毎月正確に送金してくる税捐局は全国142ヶ所のうち29ヶ所に過ぎなかった。そして連絡のつかない消息不明は79ヶ所にも達した。こうした状況は漸次改善され、34年5月では定額以上の送金をしてくる税捐局は全国158ヶ所のうち111ヶ所になった(8)。税捐局の掌握は、34年には一定の成果を収めていたと評価できよう。

徴税機関の改革と平行して、租税の統一もすすめられた。満洲国政府は各省ごとにばらばらであった内国税の体系を、収益税(田賦、営業税、出産税など)、消費税(塩税、酒税など)、流通税(契税、印花税)の3系統に整理しようとした。1935年8月に地方税法が、36年5月には国税徴収法が公布され、税制体系の整備は進み、日本型租税国家への移行が推進された[柴田善雅 2001]。

以上のような徴税機関の改革、租税体系の整備の結果、満洲国に暮らす「中国人」の税負担がどのように変化したのか、具体的に検証することは難しい。日中戦争以前に行われた農村調査の報告書を検討した江夏由樹の見解によると、満洲国期の農民の課税負担は張学良期と同じであったとしている[江夏由樹 1988]。

満洲国政府は日中戦争開始までは徴税機関の改革や租税体系の整備に力を入れており、増税を推進したわけではなかった。ところが、日中戦争の勃発を契機として増税政策が浮上し、各種の増税が行われた。

満洲国政府は日中戦争が勃発した1937年以降、税制に関して2つの方向性を示していた。

1つは全般的な増税であり、もう1つは間接税の比重が高い傾向を改め、直接税の比重を高めることであった。満洲国政府は37年12月には給与所得に源泉課税して徴収する勤労所得法を制定し、直接税の増加をはかる試みを始めた。39年には勤労所得税、法人営業税の引き上げを行い、40年には直接税である事業所得税を創設するなど、直接税の増収を行った(9)。

税収を増加させるには、ただ税金の品目を増やすだけでは無理であり、徴税機構、行政機構が整備され、円滑な徴税が行われる必要がある。既述した地方行政機構の改善により、1940年代には相応の行政機構が整い、地方にも一定程度政策が浸透するようになった。内国税の増加は、地方行政機構の機能が高まったことのあらわれとも考えられる。41年の北満の農村では、行政側の目がおよぶようになり、学校設置費用や道路修理に使われる税金も徴収されるようになったことから、日中戦争前に比べて現銀の出費は3倍になったという現象が観察されていた(10)。

1941年以降、満洲国政府は戦時体制を推進するため大規模な増税を実施した。41年には特別売銭税、通行税の創設、酒税、巻煙草税の引き上げが行われ、間接税は大幅に増えた。直接税も法人所得税、資本所得税が創設され、税収の増加がはかられた。43年度の内国税収入は5億7900万円が予算として計上され、前年度の3億8400万円に比べて50%も増加するという大増税が実施された(11)。

税収そのものは増えていたが、直接税を中心とする租税体系への移行は進んでいなかった。直接税は1937年から44年にかけて6.6倍増え、間接税よりも早いテンポで増加した。しかしながら、44年においても直接税の割合は全体の24%に過ぎず、間接税に依存する割合は大きかった。表1、表2は1941-44年の直接税と間接税の推移について示している。直接税で増えているのは事業所得税や法人所得税である。勤労所得税も増えてはいるが、その全体に占める割合は44年でも13%にとどまっている。間接税は41年に制定された特別売銭税の増加が著しい。これに特別売銭税と巻タバコ税を加えるならば、44年には全体の60%に達している。これらの税収増加により、30年代では間接税のなかでは最も大きな割合を占めた関税は、44年には13%にまで減少していた。

満洲国政府は直接税を引き上げたいと考えていたが、その実施は難しかった。というのは、直接税を徴収するには住民個々の状況を十分に行政側が把握する必要があるからである。満洲国政府は日本人の状況については相当に把握していたが、「中国人」の把握は十分とはいえなかった。それゆえ、直接税の引き上げは日本人の負担が重くなるとの懸念から、その増加は控えられた(12)。つまり、満洲国の増税政策は満洲国が抱える特質に制約された側面もあり、政府の意向がそのまま貫徹したわけではなかったのである。

国をあげて増税に取り組んでいたにもかかわらず、地税の増加は微々たるものであった。1941年以降の戦時財政下では地税の引き上げも行われたが、36年の地税収入は約953万円(決算)であり、44年は約1000万円(予算)と増加のテンポは鈍い(13)。地税の改革は進んでいなく、吉林省で34年に行われた調査では、土地台帳は簡単なものしかなく、実際の土地所有者や納税義務者の住所、氏名は判然としない状況を指摘している。土地所有の調査は早急に行う必要があるが、調査は増税への準備と民衆からは受けとめられるので、慎重に行うべきだとも指摘している[満洲国経済部税務司国税科1938、87-88頁]。36年の

時点でも土地所有についての調査は進んでいなく、わずかに田賦・大租という従来の名称が地税に変わっただけにすぎない、という批判が出されていた(14)。

「中国人」有力者の多くは、広大な土地を所有していた。中華民国期の土地権利問題について検討した江夏由樹は、「中国人」有力者は土地の権利関係を水面下に置き、政治権力からの徴税を避けようとしていた事実を明らかにしている[江夏由樹 1997]。満洲国に参加した有力者たちも、多くの土地を所有していた。例えば軍政部大臣や治安部大臣を勤めた于芷山は海城県に広大な土地を所有し、その名義は兄弟や夫妻に分散され、外からでは容易にその全容はわからないようにしていた[江夏美千穂 1986]。地籍整理を強行して地税の増収をはかることは、満洲国政府を支える「中国人」有力者の既得権益の破壊につながる恐れがあった。それゆえ、税収増加の手段としては選択されなかったと推測される。

満洲国政府は税収確保のため、税制の統一、徴税機関の整備、新税の導入などを行っていた。その結果として税収は増えてはいたが、地税のようにマンチュリア社会と対立を深める結果を招く恐れのある税収は増えていなかった。また「中国人」の状況を十分に把握できないことから、直接税を増加することにも限界があった。それゆえ、満洲国政府は間接税を中心とした税収の増加という政策を推進せざるを得ず、その目論見を十分に達成することはできていなかった。

- (1)「大同二年目指して奉天省公署の躍進 2 税務当局の徴税策」『満洲日報』1933年1月18日
- (2)『日本人物情報大系 13』181頁。
- (3)『日本人物情報大系 11』604頁、『日本人物情報大系 14』180頁。
- (4)『日本人物情報大系 11』646頁。
- (5)『満洲国現勢 康徳二年版』190-191頁。
- (6)満洲国財政部『地方財務機関特別調査事蹟報告書 開原』1936、100頁。
- (7)満洲国財政部『地方財務機関特別調査事蹟報告書 通河』1936、4頁。
- (8)『満洲国現勢 康徳二年版』192-193頁。
- (9)「満洲国財政小史」『満洲評論』25-13、1943
- (10)「北満農村の実態」『満洲評論』20-13、1941
- (11)「満洲戦時経済の現段階」『満洲評論』24-2、1943
- (12)「決戦下における増税の方向」『満洲商工経済』1-2、1944
- (13)「満洲主要統計」『満洲国現勢 康徳10年版』満洲国通信社、1942
- (14)「夏姿三態 満洲国地税法・契税法及び国税徴収法批判」『満洲評論』10-23、1936。

おわりに

地方行政、農業政策、商業統制、財政政策を題材に満洲国政府が実施していた政策の内容と、そうした政策がマンチュリア社会にどのように浸透していたのかについて考察した。考察を通じて得られた見解として、満洲国政府の政策は日中戦争の以前と以後とでは、その内容に違いのあった点を指摘したい。日中戦争以降の政策は日本の戦争遂行に必要な戦略物資を集めることに力点が置かれ、太平洋戦争以降その傾向は一層強まった。満洲国の生産力そのものを高める方向性は後退し、戦略物資をどれだけ多く集めるのか、という観

点から政策は出されていた。

政策内容の問題点を指摘するならば、満洲国政府の政策はマンチュリア社会や「中国人」の民族性についての理解が不十分なため、末端の社会まで浸透しにくい内容であった。また、日本の要求が主に盛り込まれたため「中国人」の関心をひくものではなかった。内容の問題もさることながら、政策を伝達、実行する人材を十分に配置できなかったため、政策を「中国人」に理解させることや、主旨に則って運用することができなかった。

日中戦争以降、満洲国政府は統制経済政策を推進したことから、満洲国政府の意向とマンチュリア社会の現実がぶつかる度合いは増大した。その結果、マンチュリア社会が持つ固有性を統制下に置かなければ、意図する政策の貫徹はできないことに満洲国政府は気が付いた。それゆえ、行政機構を強化して末端にまで政策を浸透させる努力をしたが、土着資本の抵抗や人材不足のため十分果たせなかった。そうしたなか戦局は激化し、手早く取れる部分から収奪するという政策が実行されてしまった。警察力の動員や略奪的な農産物の集荷は、かかる方向性が行き着いた一つの結果だと考えられる。

マンチュリア社会が持つ固有性は、敗戦後に行われた中国共産党による土地改革や資本主義改造の中で、その変革が行われたと考えられる。中国共産党が実施した政策の影響力や問題点を考えるにあたって、満洲国支配がマンチュリア社会に与えた影響の検討は不可欠だと考える。

参考文献

飯塚靖

1986 風間秀人「農業資源の収奪」『日本帝国主義の満州支配』 pp. 423-545

石黒直男

1941『満洲国生活必需品の配給統制』満洲図書 503p

江夏美千穂

1986「満洲における企業形態『合夥』」『アジア経済』27-3 pp. 72-86

江夏由樹

1988「1930年代の中国東北農村における公租公課」『一橋論叢』120-6 pp. 16-37

1997「土地権利関係をめぐる中国・日本の官民関係」『アジア経済』38-1 pp. 2-24

風間秀人

1993『満州民族資本の研究』緑蔭書房 270p

華北食糧平衡倉庫

1943『満・北支食糧蒐荷機構並蒐荷対策ノ比較研究』160p

柴田善雅

2001「初期『満洲国』における財政制度の構築」『深まる侵略 屈折する抵抗』研文出版 pp. 47-78

鈴木隆史

1992『日本帝国主義と満州 1900～1945』上、下 塙書房 451p、429p

地方財政有志の会編

1986『満洲国の思い出』地方財政有志の会 338p

日本帝国主義侵華档案資料選編

1991『東北經濟掠奪』中華書局 986p

東北財經委員会調査統計処編

1991『旧満洲經濟統計資料』柏書房 586p

浜口裕子

1996『日本統治と東アジア社会』勁草書房 291p

満洲国經濟部稅務司國稅科

1938『地稅制度調査書』248p

満州国史編纂刊行会編

1971『満洲国史 各論』満蒙同胞援護会 1291p

満州史研究会編

『日本帝国主義下の満州』御茶の水書房 402p

満洲調査機關連合会

1944『傅家甸ヲ中心トシテ見タル哈爾濱土着資本質的調査報告書』

満洲帝国協和会

1943『全国連合協議会記録第11回－康德10年度－』

満洲必需品会社

1941『満洲生活必需品株式会社概要』46p

守随一

1941「土着資本と資金動員」『満洲經濟研究年報－昭和16年版』pp.291-352

山本有造

1997「満洲国農業生産力の数量的研究」『アジア經濟』38-12 pp.32-47

表 1. 直接税の推移 (万円)

税 目	1941	1942	1943	1944
勤労所得税	786.5 (7.4%)	854.2 (5.6%)	1,985.8 (9.2%)	3,255.0 (13.2%)
事業所得税	4,286.3 (40.4%)	6,306.1 (41.7%)	7,829.1 (36.4%)	7,208.5 (29.3%)
資本所得税	17.8 (0.2%)	702.1 (4.6%)	1,902.0 (8.8%)	1,412.5 (5.7%)
法人所得税	—	3,466.6 (22.9%)	7,047.0 (32.7%)	1,0188.1 (41.4%)
法人営業税	4,195.0 (39.5%)	1,902.9 (12.6%)	763.1 (3.5%)	—
地 税	600.9 (5.7%)	904.0 (6.0%)	961.7 (4.5%)	1,011.7 (4.1%)
その他	735.7 (6.9%)	987.7 (6.5%)	1,032.2 (4.8%)	1,528.7 (6.2%)
合 計	10,622.2	15,123.6	21,520.4	24,604.5

注 ; 1941 年は決算、1942~44 年は予算。合計金額は修正した。

出典 ; 「決戦下における増税の方向」『満洲商工経済』1-2、1944 より作成。

表 2 間接税の推移 (万円)

税 目	1941	1942	1943	1944
関 税	14,236.7 (37.2%)	12,010.2 (30.6%)	10,175.5 (20.4%)	9,158.6 (13.0%)
専売益金	6,510.2 (17.0%)	5,426.6 (13.8%)	7,211.8 (14.5%)	9,524.2 (13.6%)
特別売銭税	1,153.2 (3.0%)	3,542.1 (9.0%)	10,962.0 (22.0%)	17,204.8 (24.5%)
酒 税	2,599.1 (6.8%)	3,698.4 (9.4%)	3,625.0 (7.3%)	6,389.0 (9.1%)
巻タバコ税	11,069.1 (28.9%)	12,681.5 (32.3%)	16,000.0 (32.1%)	25,803.8 (36.7%)
その他	2,740.5 (7.2%)	1,932.9 (5.0%)	1,909.8 (3.8%)	2,175.4 (3.1%)
合 計	38,308.8	39,291.7	49,884.1	70,255.8

出典 ; 表 1 に同じ。

第9章 1940年代における統治政策のマンチュリア社会への浸透

はじめに

満洲国についての研究は進展しているにもかかわらず、建国後にマンチュリア社会がどのような変容を遂げていたのか、満洲国政府の実施した統治政策とのかかわりから検討した研究は少ない。とくに、1940年代については史料的制約もあり、本格的に分析されたことはなかった。本章では、満洲国政府がおこなった統治政策が、どれだけマンチュリア社会に浸透し、社会変容を引き起こしていたのか40年代の動向を中心に検討する。

1940年代の満洲国をとりあげた研究としては、第一に鈴木隆史[1992]が挙げられる。鈴木隆史は満洲国と日本の関係を軸に、日本の置かれていた状況とのかかわりから満洲国の支配政策の変遷について述べ、40年代になると戦時体制の進展にともない「ファッショ的民衆支配の体制」が形成されたとしている。鈴木隆史の問題点としては、満洲国政府が実施した統治政策の内容から、社会状況までも変化しているとみなしていることである。統治政策が社会においていく過程で生じていた矛盾、摩擦の検討なしに、統治政策が満洲社会を規定していたかのような論法は、満洲社会を視野に入れていないと言えよう。

こうした傾向は解学詩[1995]においても指摘される。例えば、末端社会を掌握しようとする目的から設けられた興農会や協和会を評価して、これらは「人民」の抵抗により名義だけの存在になってしまったとしている。しかし、いかなる「人民」の抵抗が興農会や協和会を無力化していたかについては述べていない(1)。

浜口裕子[1996]は官吏の動向を分析することにより、満洲国の統治機構がどのような人材によって構成されていたのかを明らかにしている。浜口は大臣、省長、県長の変遷を調べ、大臣、省長には日本側に都合の良い人物が就任していたが、県長は1940年代においても満洲事変前からの県長がいたこと、他県に再任されるケースも多く、日本側の意向が県長人事には貫徹していなかったことを指摘している。また風間秀人[1993]は糧棧(穀物問屋)の動向を分析し、農産物統制が進められていくなかで、大資本の糧棧は解体させられたとはいえ、糧棧に依存しない農産物の集荷は難しく、中小資本の糧棧までも消滅させることはできなかったことを明らかにしている。

本章では史料的な限界を踏まえつつ、満洲国政府が推進した統治政策がどのようなもので、それらは満洲社会をどこまで包摂していたかについて検討してみたい。そして、満洲国が実施した政策と満洲社会の矛盾を浮かび上がらせたい。このような課題に答える手順として、第1節では、満洲国政府はどのような統治機構を組織してマンチュリアを統治しようとしていたのか検証する。第2節では、1940年代における最大の問題であった統制経済の実施状況について考察する。最後に第1節、第2節で指摘した統治政策を、マンチュリア社会はどのように受けとめていたかについて分析してみたい。主要には1940年代を検討時期としたが、行論の関係からそれ以前の事柄についても触れている。

(1) また、「国民隣保組織確立要綱」(1941年)をもとに実施された隣保組織により、「人民」は奴隷状態になったと述べている。興農会や協和会の組織化が形骸化していたにもかかわらず、隣保組織による「人民奴隷化」は可能だったのだろうか(435頁)。

1. 統治機構の特徴

満洲国政府はどのような統治機構によりマンチュリアを支配しようとしていたのか、その特徴についてみてみたい。

機構上では国務総理大臣が行政機構のトップに置かれていたとはいえ、国務総理大臣は無力に等しく、重要な権限は総務庁に集中していた。総務庁は人事、予算の決定権の他に、法律制定や国家運営の企画立案についての権限も握っていた(1)。1939年には地方行政の監督権を、41年には出版物、放送に対する検閲権を持ち、43年には警察行政を統轄する警務総局を管轄下に収めた[満洲国史編纂刊行会編 1971、8-9頁]。総務庁の権限拡充は、一貫して続けられていた。総務庁以外の中央官庁は、総務庁の決定に従う形式でそれぞれの担当行政を行っていた。

行政機構上の特徴は総務庁中心主義とまとめられるが、各機関で働いていた人的構成はどのようになっていたのであろうか。1942年になると中央官庁の大臣は建国時の人物とは変わり、年齢も若く、「親日的」で実務経験に優れた人物が就任していた[浜口裕子 1996、114-119頁]。大臣構成の変化については浜口裕子が明らかにしているので、ここでは官吏の人数について『満洲国官吏録』(満洲国総務庁人事処発行)を材料に検討してみたい。『満洲国官吏録』は姓名しか掲載されてなく、名前の特徴から日本人は特定できるが、漢人、朝鮮人、満洲人、モンゴル人などは判断できないので一括して「中国人」とした。表1、表2は34年12月と40年4月時点での、中央官庁における日本人と「中国人」の人数、比率を表している。表の人数は各部が直轄する部門だけであり、外局の官吏や兼職者は除外しているので中央官庁全体の総人数ではない。また行政改革によって政府機構も変化しているので厳密な比較はできないが、おおよその傾向は理解できると考えた。

1934年時点では中央官庁の53%が日本人で占められ、とくに日本人の比率が高いのは総務庁であった。40年になると日本人の比率は増加し、69%となっている。「中国人」は総数的にも686人と34年の752人より減少している。中央官庁では日本人が増え、「中国人」は整理、削減されていた傾向が読み取れる。日本人の比率が最も高いのはやはり総務庁で、他の官庁より官吏数も多い。数ある行政機関の中で総務庁が重視されていたことは、人的構成からも理解できよう。政策のほとんどに関与できた総務庁に多数の日本人が配置されていたことは、政策決定が日本人主導で行われていたことを推測させる。

次に地方官吏についてみてみたい。建国当初、奉天省長には臧式毅、吉林省長には熙洽と、それぞれの地方有力者があてられていた。満洲国の統治機構がマンチュリア社会にパイプをもたないことを、在地有力者をおさえることによって解決しようとしていた。しかしながら、このような地域社会の自立性を温存したままの方式では、中央が直接地方を統治することは難しかった。このため、1934年に行政区画を10省に細分化して省長の権限縮小をはかった。省長には「親日的」態度をとる人物が選定され、中央集権支配の貫徹をはかろうとしていた[浜口裕子 1996、123-127頁]。

中央官庁と同様に『満洲国官吏録』を加工して、各省公署に勤めていた官吏の内訳を数えてみた(表3、表4)。1934年では日本人の比率は29%と過半数に達してなく、奉天省や吉林省などでは50人以上在職しているが、辺疆の黒河省(18人)、興安省(11人)に勤務した日本人は少ない。ところが40年になると日本人の比率は65%に上昇し、34年から

40年にかけて約1300人も増えている。これに対して「中国人」の人数は950人であり、34年より100人ほど減少している。満洲国政府は省公署に大量の日本人を登用していたのであった。省公署に勤める日本人官吏の増加は、地方行政に対する日本人の影響力が増大していたことを推測させる。

以上は省行政をめぐる状況で、省より一段階下の県の動向は省と同様ではなかった。省長人事は満洲国政府が掌握していたが、県長人事に対する中央の指導力は限定的であった。浜口裕子が検証した満洲事変をはさむ1931年1月から32年後半までの県長構成によると、奉天省58県のうち半数の29名が、吉林省では42名の県長中9名が、黒龍江省では42名の県長中17名（確認できた人数）がそのまま県長にとどまっていた[浜口裕子 1996、98頁]。33年8月に発表された「各県公署暫行組織画一概要」は、建国一年後になっても県長はまだ正式に任命されたものではなく、県公署の職員は県長が任意に採用しており、こうした状態は早急に改めなければならないと述べている[満洲国通信社 1934、5頁]。

県長人事に満洲国政府が介入できた側面は限定的であり、同一人物が長く県長を務めていたことや、他県の県長への再任も多かったことを浜口裕子は明らかにしている[浜口裕子 1996、130-135頁]。150以上あった県行政（県以外に約30旗—モンゴル人の住む地域の行政単位）のすべてを、日本人や親日派が取り仕切ることなどは無理であったのだろう。とはいえ、1930年代後半より日本留学経験者や大同学院（満洲国官吏の養成学校）卒業生の県長就任、国境を持つ県には日本人の県長が配置されると、県長人事への介入はしていた。つまり建国当初の県行政は、建国以前の県長に依存せざるを得ない部分が大きかったが、しだいにこの部分は小さくなっていった（消滅してはいない）とまとめられよう。

統治機構以外に社会統治のために活用されていた組織として協和会（1932年7月発足）があげられる。協和会の会員は建国理念の啓蒙をおこない、その理念の浸透を目標に活動していた。協和会自体は統治機構と制度上の関係はなく、民間の民衆教化団体ともいえる存在であった。

しかしながら、1936年7月の新綱領で「満洲帝国協和会は唯一永久、挙国一致の実践組織体として政府と表裏一体となり」との主張を打ち出し[満洲国史編纂刊行会編 1971、98頁]、行政機構との一体化が指向された。翌37年8月には「会員規則」が制定され、協和会への加入は届け出だけで可能となっただけでなく、「分会組織に関する規則」も制定され、各地に協和会分会が作られていった。ここに協和会の大衆化路線は明確になり、会員は増加していった。36年以前の会員は約30万人であったのが、37年は約80万人、41年は約280万人、44年には約430万人になっていた[風間秀人 1986、27頁]。民族別の会員数で、最も多数なのは漢人であった（表5）。ところが民族ごとに人口中の会員比率を算出してみると、日本人は約32%（日本人の総人口は40年で約107万人。以下、40年の人口を使って計算した）、朝鮮人（総人口は約135万人）は約15%、漢人（約4057万人〔満洲人、モンゴル人を含む〕）。漢人のみの統計は探せなかったもので、やむなくこの数値を採用した）は10%に達していないと、最も組織されていたのは日本人であったことを示している。

協和会が地方の農民に影響力を及ぼすようになるのは、分会が各地に設置されはじめた1937年以降だと考えられる。もっとも、39年にハルビン南方の双城県で行われた農村調査によると、協和会についてほとんどの農民は知らないと答えている[野間清 1940]。

協和会の会員は建国理念の浸透をはかる活動を展開するなかで、建国精神の実現には現存している社会問題の解決をしなければならないことに気がついた。地方社会の問題は、税金の滞納、開拓地買上げをめぐる問題、通匪容疑者の釈放運動など多岐にわたり、その解決は建国精神だけでは無理であった。社会問題の矛盾に耳を傾け、その解決に奔走すればするほど、何らかの政治権力を協和会会員が持っていなければ、その解決は難しいことが明らかになりはじめた。

一方、満洲国政府は協和会を民衆動員に利用しようと考えていた。戦時体制の確立が叫ばれるなか、行政力の不十分性を協和会の利用によって補おうとしたのである。1940年代の主要課題は戦時体制の確立と統制経済の効率化であり、具体的に都市部では適正な配給機構の整備、農村部では農産物出荷量の増加、円滑な生活必需品の配給などであった。統制経済の推進には、これまでのマンチュリア社会が経験したことの無い水準にまで行政側が社会を掌握する必要があった。分会の数を増やし会員を増加させていた協和会に、行政と社会の媒介的な役割が求められたのであった。

こうした協和会と行政側のそれぞれの指向は両者の一体化を促し、1941年4月に行われた機構改革により一体化は実現した。省長が協和会省本部長になり、県以下でも行政機関のトップが協和会の首脳を兼任することになった[満洲国史編纂刊行会編 1971、133頁]。建国精神のみでマンチュリア社会と闘っていた協和会会員は、ここに政治権力を行使できる権限を持ったのである。とはいえ制度的改革の実施と、現実にどれだけの問題を解決できたかどうかは、別々に検討されなければならない。

協和会と行政の一体化は、協和会が主張していた建国理念の実践という理念を後退させるという結果を招いていた。というのは、行政との一体化から1941年に大規模な人事異動が行われ、会務職員の多数が政府や特殊会社へ転任したため、協和会本来の組織的活動は低下を余儀なくされていたからである。そして、協和会職員の職務が分散されたことから、行政側の要求にも十分に答えられなくなるという状況も生じていた[奥村弘 1993、180-183頁]。

行政との一体化だけでなく、隣保組織の編成にも協和会は利用されていた。1941年2月に発表された「国民隣保組織確立要綱」は、隣保組織を作り統制経済の運営を円滑にすること、隣保組織の育成を協和会との協力により行うことを定めていた[満洲国史編纂刊行会編 1971、191-192頁]。

隣保組織の編成は主に都市部ですすめられ、農村での編成は容易に進まなかった。農村を掌握する手段としては、農業生産や農産物流通にかかわっていた合作社が利用された。1940年3月に制定された「興農合作社法」では、合作社の社長には県長が就任することが決められると、合作社と県行政の一体化が行われていた。41年4月には協和会と県行政の一体化がはかられ、ここに協和会、県行政、合作社の「三位一体」的機構が形成された[高木真人、1942]。満洲国政府は協和会、県行政、合作社の三者を統合した機構によって、農村を支配しようとしていたのである。

以上のような変遷をたどり、1940年代に満洲国政府は日本人を軸とする統治機構の強化に努め、日本人官吏の人数を増やしていた。そして都市部では協和会を中心として隣保組織の編成を進め、農村部では行政、協和会、合作社の「三位一体」的機構を整え、マンチ

ユリア社会を戦時体制に動員しようとしていた。満洲国政府の統治機構は、マンチュリア社会がかつて経験したことの無い水準にまで統治力を浸透させようとしていた。こうした政策の実施を、マンチュリア社会がどのように受けとめていたかについては第3節で検討したい。

(1) 人事や法律の決定には関東軍の「内面指導」も影響力を持っていた。政府機構とはまったく関係のない関東軍が人事、法律の決定に干渉していた点が、満洲国の統治機構の特徴である。本章は政府機構の分析を目的としているので、政府機構外に位置した関東軍の役割については除外している。

2. 統制経済の実施と拡大

満洲国政府は建国当初から統制経済を指向していた。1933年3月に発表された「満洲経済建設要綱」の根本方針には、「我国経済の建設にあたりては無統制なる資本主義経済の弊害に鑑み、之に所要の国家的統制を加え資本の効果を活用」するとあり、国家的統制という条件付きの資本主義経済の育成を考えていた[院総務庁企画処 1936、1-2頁]。そして、軍需生産などにかかわる重要産業については特殊会社・準特殊会社という特別な企業を設立して、他産業とは異なるあつかいをしていた。

本格的な統制経済の実施は1937年7月の日中戦争の開始後に始まった。10月に「為替管理法」が改正され、12月には「貿易統制法」が施行された。「貿易統制法」の施行により物品の輸出入は特別の場合以外、経済部大臣の許可が必要となり、外国貿易は政府の管理下に置かれた。38年には「鉄鋼類統制法」、「米穀管理法」が制定され、39年には「原棉、綿製品統制法」、「重要特産物専管法」、「主要糧穀統制法」、「小麦及び製粉業統制法」など、次々に統制関係の法律が制定されていった。また、38年9月に「臨時資金統制法」が公布されたことから、不急不要な産業への投資はできなくなると、金融面での締め付けもおこなわれた。さまざまな統制法の公布により、工業生産に必要な資財、原料だけでなく、生活必需品、食糧など民衆生活にかかわる物資も統制下に置かれていた[満史会編 1964、682-683頁]。

統制関係の法律を制定する一方で、流通機構を統轄する特殊会社を設立して統制経済の推進をはかる政策もおこなわれた。生産資財は日満商事(1936年10月創立、39年12月に特殊会社へと改組)によって輸入、配給がおこなわれることになった。生活必需品の配給は、満洲生活必需品会社(39年2月創立、39年12月に特殊会社へと改組)が担当した。農産物の流通統制は、満洲糧穀会社(38年12月設立、米などの主穀)、満洲特産専管公社(39年11月設立、主に大豆を担当)、満洲製粉管理会社(39年12月設立、小麦を担当)が設立され、その買収、配給にあたった。41年7月にはこれら3つの統制会社は満洲農産公社として合併され、より強力な農産物統制を企図していた(1)。

以上のように、満洲国では日中戦争後に統制経済の実施が本格化し、多数の統制法が制定されるとともに、流通機構を統轄する特殊会社が設立され、消費財や農産物の統制がおこなわれた。こうしたなかで、満洲国は40年代を迎えた。

1940年代における満洲国経済の基調方針は、41年12月に決定された「戦時緊急経済方

策大綱」に示されている。この「大綱」はアジア太平洋戦争の勃発をうけて作成されたもので、その方針には次のようにある[満州国史編纂刊行会編 1971、700 頁]。

大東亜戦争勃発ニ伴ウ緊急事態ニ即応シ、産業経済ノ戦時体制ヲ更ニ整備強化シ、自給資源ノ活用及ビ大陸諸地域トノ経済連繫ノ強化ヲ図ルトトモニ、経済諸施策ノ目標ヲ我国国防上ノ特殊地位ヲ考慮シツツ、日本ニオケル戦時緊急需要ノ応急充足ニ対処シ、以テ戦時非常時局ノ遂行克服ニ資セントス。

こうした戦争遂行への協力という基本方針にそって、11 項目におよぶ要領が決められ、統制経済の効率化、対日期待物資の削減、戦略物資、農産物の増産と日本への増送、「日満支」間の協力促進が強調された。つまり、満洲国経済の目的は日本の戦争勝利に貢献するため、国内の自給化を高め、戦略物資を可能な限り生産して日本へ提供することにあつたとまとめられよう。

1940 年代になると「5 ヶ年計画」の方針も修正されていた。37 年に始まった「第 1 次 5 年計画」には満洲国の生産力を総合的に高める計画が含まれていたが、日中戦争の長期化から総合的な産業開発をしている余裕はなくなってしまった。計画第 4 年度の 40 年から産業開発プランは放棄され、既存設備をフル稼働させる重点主義へと方針は転換された。42 年から始まる「第 2 次 5 ヶ年計画」は、石炭、農産物の増産が強調された単純な生産量増強プランになってしまった[原朗 1972、1976]。また、特殊会社に対する方針の見直しも行われた。特殊会社は満洲国産業の基盤として政府による手厚い保護が加えられていたため、非能率的で経営状況が芳しくない会社も存在した。40 年 9 月に満洲国政府は「特殊会社の機能刷新強化に関する件」を発表して、特殊会社の立て直しに着手した。1942 年には給与体系の改正を行い、その活性化を試みていた(2)。そして 42 年 12 月に発表された「満洲国基本国策大綱」では、今後はむやみに設立しないことが決められるとともに、「一業一社主義は企業の本質上必要已むを得ざるものを除き之を採らざるものとす」と「一業一社主義」の放棄が表明された[満州国史編纂刊行会編 1971、707-708 頁]。

1940 年代には満洲国経済をとりまく状況の変化から、1933 年に出された「満洲国経済建設要綱」の主張する経済全体の発展や、特殊会社による重要産業の運営といった原則は崩れていたと指摘できよう。

統制政策のなかでも、米をはじめとする食糧への統制は厳しくすすめられた。日本政府は満洲米の日本への流入は、1938 年までは国内の米生産に悪影響を及ぼすと考え排除する方針をとっていた[大豆生田稔 1986]。ところが 39 年を転機として日本国内の食糧事情は悪化し、植民地、外国からの輸入が求められ、満洲米も輸入されるようになった。しかしながら、満洲国における稲作の歴史は長いものではなく、その生産量も多くはなかった。満洲国はむしろ米の輸入国で、日本への輸出を増大できる状況はなかった。満洲国期には人口増加などから米、大豆、アワなどの消費量は以前より増加していた。このため、満洲国から朝鮮へのアワ輸出は減少してしまい、その結果として朝鮮米の日本への供給量は減少してしまった。こうした事態を受けて日本政府は食糧政策の見直しをはかるが、日本国内の食糧問題を解決することはできず、満洲国に多大な穀物の供出を要求していた[大豆生田稔 1993]。

日本の要求を満たすため、農民たちから強制的に農産物を供出させる一方、米、コーリ

ヤン、小麦などの穀物は統制下に置かれた。とくに米は対日供給量を増やすことと、満洲国内の日本人に適量を配給する必要から、1940年以降通帳式による配給が主要都市では実施された。その内容は都市ごとに相違するが、新京（現：長春）を例にすると、日本人の大人には月に12キロ、漢人は財産によって4種類に分けられ最高でも日本人の半分である6キロであった(3)。

1940年代には対外貿易への統制も進められた。「貿易統制法」(1937年12月施行)により貿易品への統制が進められるなか、関東州との貿易機構の調整が行われた。その理由は、満洲国への輸入品の大部分は大連経由なため、一度関東州を経る必要から貿易手続きに時間がかかったり、余計な経費がかかることにあった。こうした現象は、関東州が日本の租借地であったという、制度的に満洲国とは異なる点に起因していた。この点を改善するため1942年2月に満関貿易連合会が発足され、関東州と満洲国の貿易機構は一元化された[満洲国史編纂刊行会編1971、524頁]。さらに関税の徴収は貿易手続きを繁雑とし、日本と満洲国間の円滑な物動を阻害するとの理由から、44年5月に日満両国はそれぞれ輸入税の免除を行った(4)。日本産品は満洲国輸入品の大半を占めていたことから、関税免除は関税収入の激減をもたらし満洲国財政の逼迫が予想された。しかしながら、財政面ではマイナスであるにもかかわらず、戦時体制の要求が関税免除を実現させていた。日本は満洲国からの輸入品に対する課税は、すでに41年3月の関税改正によってほとんどの品目を免税としていた。それゆえ、日本側には関税免除による影響はほとんどなかった(5)。

消費経済への統制がすすむなかで、物価の高騰が問題になっていた。物価の高騰は1937年以降顕著となり、新京の卸売物価指数は33年を100とすると、37年125、38年149、39年181、40年248と漸次高騰していた[満史会編1964、707頁]。このため満洲国政府は39年に「時局物価政策大綱」を定め、これをもとに翌40年「物価及物資統制法」を制定して本格的な物価統制を始めた。そして41年7月には公定価格が設定された商品以外の価格は、その値上げを禁止する「物価停止令」を発表した。経済論理を行政的圧力で封じ込めようとしていたのである。しかしながらアジア太平洋戦争の勃発により、物資の数量自体が減少したこと、関東軍は戦争勝利をふりかざして金融状況を無視した資金提供を強要したことからインフレは加速度的に進行し、「物価停止令」を無視して物価は急騰していった。新京の41年12月時点での小売物価指数を100とすると、43年には214、44年6月には595、45年6月には2626にまで高騰していた(表6)。物価上昇を防ぐ手段として、満洲国政府は公定価格の設定品目を増やすという手段を用いていた。物価の高騰とともに公定価格の設定品目は増え、44年までに品目は約7000、商品銘柄は約5万におよんだ[満洲国史編纂刊行会編1971、542頁]。

だが、どれだけ詳細に規制しようとも、これを受け入れる側に、そうすることの意味が理解されなければ守られるわけはなかった。非日本人にとって経済活動に国家が介入してくることは初めての経験であり、経済活動の根本は利潤の追求であって、国家の存続とは関係なかった。とくに漢人の闇経済に対する感覚は日本人とは異なり、倫理的に否定の意味は含まれていなかった。このことは統制価格を「官価」と、闇価格を「私価」と称していたことにも現れている(6)。表7は1944年に満洲中央銀行が調査した、主要3都市における公定価格と闇価格の差を示している。品目による相違もあるが、1942年から44年に

かけて両者の差は増大している。厳しい統制下に置かれた綿製品はどの都市でも著しい価格差があったことを示している。こうした公定価格と闇価格の乖離のため、多くの利潤を求めて闇経済に向かうのは、漢人資本の論理としては合理的な対応であった(7)。

闇経済は1945年になると公然とその存在は認められ、「闇価格を断乎として取締らんとすれば、凡ゆる物資は総て姿を消して」しまうという状況になるとともに、人々の闇経済への依存度も高まっていた[安富歩1997、78-80頁]。

統制経済の実施は、非日本人たちに民族滅亡の危機意識ではなく、満洲国崩壊後の危機に備える必要性を認識させていた。新京高等検察庁の調査報告には、

…支那事変の見透し未だ着かず、国際情勢は日一日と混乱と動揺の坩堝と化し国内体制は思想に、政治に、経済に全く個人の自由を許さざる状態にまで押し詰って来たのであります。元来政治と云ふものを洪水や旱魃や、流行病の様に考へて全く勝手な利己主義、個人主義、営利主義的実生活を営んで来た満漢人層も直接政治、経済の重圧が身に迫って来たので無関心で居れなくなったのです。…

金を物に換へるも、闇取引をするのも、買占め、売惜しみをするのも日本に於けるそれとは意味が違ふ。彼等の行動こそは此の国家が潰滅した後の事迄考慮して行っているのであります。

とあり、満洲国が進んでいく方向と、全然違う方向を向いて行動する「中国人」の動向を述べている。また満洲国統治の圧力が、個人の生活にまでおよび始めたのは統制経済の実施後であったことを示している(8)。

戦時経済体制の確立に、日本人以外は冷めていた点は資本動員の側面からも知ることができる。満洲国政府は人口の最多数を占めた漢人の資本を、銀行預金を通じて吸収できると考えていた。だが、漢人は紙幣の価値を信じてなく、さらに銀行に預金をするという考えも一般的ではなかった。このため、漢人資本は土地や貴金属の投資へと向けられ、銀行へは入ってこなかった。1944年末時点での個人預貯金の民族別比率を、日本人63.1%、非日本人36.9%としている統計がある[満洲中央銀行史研究会編1988、152頁]。人口的には少数である日本人の預金が6割近くを占めると、銀行を通じて漢人資本を動員することはできていなかった。

また公債を募集しても、漢人はほとんど購入していなかった(9)。このため、その大部分は満洲中央銀行が購入していた。つまり、公債発行による政府資金の創出は、満洲中央銀行の政府への貸付金を生んだだけであり、民間資金を吸収したのでなく、満洲中央銀行の紙幣増発によって賄われたのであった(10)。漢人たちにはリスクも高いが配当も高い投資先(例えば商店への貸付など)が存在し、公債より高い利潤を得ることができた。それゆえ、公債の購入は寄附と同様に考えられていたという見解もある(11)。

日中戦争の長期化、「5か年計画」の実施により、満洲国の財政は急激に膨脹したため増税も行われていた。1939年には勤労所得法と法人営業税法の改正、40年には事業所得税の創設や、酒税、砂糖税などの間接税の引上げ、創設が行われた。こうした内国税の改訂により、40年に内国税は関税を凌駕するに至った。しかしながら直接税を基盤とする租税体系への移行は進んでなく、40年の租税収入の内訳は直接税18%、間接税(関税を含む)82%であった。直接税の引き上げは、日本人以外の住民に対する把握が不十分ななかでその増

税をするならば、日本人の税負担のみが大きくなるという懸念から見送られていた(12)。

戦時体制確立のため、大規模な増税が実施されたのは1941年からであった。41年には間接税(特別売銭税、通行税の創設、酒税、巻煙草税の引上げ)だけでなく、直接税(法人所得税、資本所得税の創設)も増税された。1943年度の内国税収入は5億7900万円が予算として計上され、前年度の3億8400万円に比べて50%も増加するという大増税が実施された(13)。

以上の検討から、満洲国は統制経済を実施して戦時経済体制、国家総動員体制の構築を進めていた。統制は広範囲に及び、これまで満洲社会が経験したことのない領域をも統制下に置こうとしていた。しかしながら部分的な考察ではあるが、「中国人」を動員することには必ずしも成功していなかったと指摘できよう。

- (1) 満洲国による統制経済の制度的変遷は複雑であった。この点の詳細については、向井章『満洲経済制度論』満洲法律時報社、1945を参照。
- (2) 「満洲国特殊会社に社員給与統制実施さる」『東亜商工経済』6-2、1942
- (3) 「満洲各都市ニ於ケル米穀切符並ニ通帳制度実施概況」日満農政研究会新京事務所『主要食糧農産物菟荷配給の実績並に今後の方向』1941。
- (4) 「日満関税免除に就いて」『大東亜経済』8-4、1944
- (5) 「日満関税同盟の問題に対する小論」『大東亜経済』6-6、1942
- (6) 「闇取引撲滅運動の意義と方策」『満洲評論』24-4、1943
- (7) 渡辺果「満系商業整備と労力及資本の動向」『満洲商工経済』1-2、1944
- (8) 「新京高等検察庁管内思想情勢(1940.10)」『思想月報』77、1940 172-173頁。
- (9) 「国債消化問題の検討」『満洲経済』2-10、1941
- (10) 「時局下の満洲国財政」『東亜経済年報 昭和十七年版』改造社、1942
- (11) 藤原泰「満洲国土着資本動員の指導原理」『統制経済』5-6、1942
- (12) 「満洲国財政小史」『満洲評論』25-13、1943
- (13) 「満洲戦時経済の現段階」『満洲評論』24-2、1943
- (14) 「満洲主要統計」『満洲国現勢康德10年版』満洲国通信社、1944。

3. 支配政策に対するマンチュリア社会の反応

マンチュリア社会は満洲国政府が実施していた支配政策をどのように受けとめていたのか、都市と農村に分けて考察してみたい。

都市部では生活必需品の適正な配給が求められ、隣保組織を配給機構として利用しようとしていた。だが、隣保組織を編成し、それが機能する状態に、マンチュリア社会があったかどうかは疑問である。1941年に協和会が主催した座談会で、ある漢人は次のような発言をしていた(1)。

恐らく隣組などと云ふものも、少し位学問した人でも日本語の判らない人には判らないだろうと思ひます。…満洲国が建国してからと云ふものは非常に理想的な又法的な言葉が沢山ありまして、知識のない低級な人には当然頭にぴんと来ないのです。それをやらせやうと云ふのが無理です。結局判らなくても判るやうな風をして居ると云ふことになるのです。会議を開いても判っても判らなくても黙って聞いて居る。…建国

十年になります。殆どさう云ふことが習慣になって了ったのです。

…漢民族は法律をやるよりは昔から信、義、和と云ふ方面から教育をして居るので、この隣組と云ふものも、自分の為だと云ふことを頭に考へて来ると非常に功く行くぢやないかと考へて居ります。…只問題になるのは指導方法ですが、知識階級ならば書いたものを見れば判りますが知識のない人には、どうしても口で説明してやらないと効果はないだろうと思ひます。

隣保組織の性質を漢人たちに理解させるには地道な運動が必要であり、その浸透には時間がかかることを述べている。

隣保組織の編成が進まないため、満洲国政府は協和会を利用してその編成を強行し、協和会に入会しなければ隣保組織を通じた配給を受けられなくした。その結果、協和会の会員数は増えたとはいえ、入会は配給を受けるための便法に、その活動は行政の「小間使」的存在となり、協和会本来の使命であった建国理念の実践などはどこかにいつてしまった(2)。隣保組織を活用した配給実施は、協和会の役割を歪曲させるという結果を生じさせていたと指摘できよう。

統制経済の拡大で影響を受けていたのは商人たちであった。とりわけ日本人の小売商は配給機構が整備されればされるほど利潤から遠のき、その営業活動は衰微していた。満洲国以前から日本人商人は華商より劣勢にあり、大資本の三井物産などを除いて華商と競合はしていなく、とりわけ小売業は「住み分け」的な関係にあった[塚瀬進 1997]。満洲国下の華商の動向を伝える資料は少ないが、1937年に満鉄産業部が奉天で行った商業調査報告書は、華商について次のように記している(抜粋)[満鉄産業部 1937、32-39頁]。

一、商業経営比較

4、邦商ハ満商ニ比シ常時ストックノ多イコト、之ハ日本内地ヨリノ輸入ニ時日ヲ多ク要スルヲ以テ勢イ現地ニストックヲ持チ、商取引ヲ為ス必要ヨリ起ル現象ナルモ、満商ハ邦商ト異ナリ同業者相互間ニ商品ノ融通ヲ為スモノ多キヲ以テ、ストック少ナク商取引ヲナスヲ得、從テ邦商ニ比シ商品自体ノ回転率モ良ク又資本ノ回転率モ比較的良好ナル

六、日満商ノ競争関係並商圈分野

1、邦商ハ付属地ヲ商圈トセルニ反シ、満商ハ城内、商埠地ヲ商圈トシ、且取扱商品ヲ異ニセルヲ以テ日満商ノ競争関係ハ見受ケラレナイ

2、邦商ノ取引ノ相手方ハ常ニ邦人ナルニ反シ、満商ハ満人ヲ相手トシ日満商ノ商圈分野ハ判然トセルモ、最近ノ傾向トシテ邦商ハ満商ニ販路ヲ蚕食サレツツアル

「邦商」と「満商」の商業経営面での違い、「邦商」は日本人を顧客としていたのに対して、「満商」は「邦商」の商圈にも食い込んでいたことを述べている。この資料からは、満洲国の統治下でも旺盛な商業活動を繰り広げる、「満商」のたくましさを読みとることができよう。

しかしながら統制経済が拡大すると、商品自体の入手が困難になるとともに、配給制度の導入により商人たちの活動範囲は縮小した(3)。こうした影響は「満商」も「邦商」も例外ではなかった。表8は新京における店舗の開廃業状況を示している。「日系」は1940年の時点で廃業のほうが多く、「満系」も41年から開業より廃業のほうが多くなっている。

廃業の理由は商品の入手難が第一であった。奉天でも、1943年に商店数は大きく減少していた(4)。

統制経済の拡大による商店の減少とは反比例に、闇経済の勢力が拡大していた。闇経済への依存が高まっていたことは既述したが、満洲国政府は制度的に闇経済の拡大を取り締まる一方で、華商たちの商業モラルを改めようとしていた。満洲商工公会の理事劉徳権は、商人の目的は利益の追求ではなく、消費者のために公定価格で商品を販売し、人々が戦争協力に邁進できる状況をつくることにあると主張していた。そして、こうした目的に沿う商人を「国家的商人」と呼び、全商人がこの精神を持つべきだとしている(5)。また協和会の牛島晴男は、統制経済下における商業道徳として二宮尊徳の唱えた「報徳の道」の実践を主張していた(6)。「国家的商人」や「報徳の道」が、どれだけ華商を引き付けたかは大きく疑問である。なぜなら闇経済への依存は、1945年まで改まらなかったからである。

戦時体制が深まっていくなか、地方都市には工業化の振興が求められていた。1941年8月に決定された「地方産業自力振興並地方資金活用要綱」は、地方土着資本の活用により地方産業の振興を行い、原材料、労働力も自給を原則とし、現存設備を使い、重要生産資財は使用しない、という方針が示されていた(7)。地場産業を興していくには、その地の漢人資本を活用するしかなかった。そこで問題となったのは、商業資本が優位を占め、生産過程ではなく流通過程に利潤を求めていた漢人資本の特性であった(8)。『満洲商工経済』の創刊号には、次のような漢人の主張が掲載されている(9)。

…満系資本を吸収するにも満系資本は満系特有の民族性を持っていることを忘れてはならない。…内地式の株式募集をやっても大方不成功に終るは、満系には株式会社の組織そのものが不明瞭でなじみがたい点にもあるが、最初に必要な人間の動員が忘却され、誰の金でも金さへ集まれば目的は達せられると云ふ誤った考へ方に失敗の最大原因があると思ふ。…資本はあらゆる場合に高利子高利潤を求めて分枝発達する傾向があるのであって、利潤追求が、それ自体においては否定される今日にあっても、儒家思想の尚脈々として生きてゐる満系大衆層に、今直ちに高利潤を否定することの如何に困難であるかは指摘するまでもないところであろう。

これらの諸点を無視して、単なる精神運動、画一的なる事業計画等のみを以て、たゞ漠然と地場産業の振興を企てようとしても、労多き割に効少ない結果に陥るだけであろう。

漢人資本の特性に適合していない、日本国内の経験をもとに作られた政策をいくら主張しても、現実化しないことを指摘している。

満洲国政府が作っていた、行政、協和会、合作社の「三位一体」的機構はどれだけ農村を掌握していたのだろうか。「三位一体」的機構が農村支配にどのような影響を及ぼしていたのかを示す史料は乏しい。直接的なものではないが、協和会が開催していた第11回全国連合協議会(1943年)で、北安省代表の信雲久は小作人問題について次のように発言している[満洲帝国協和会1943、199頁]。

なお現在最も緊急なる問題を申し上げますれば収穫が終わったならば、地主と小作人の来年の小作契約を相談する時期であります。ところが農業経営は収支相償はざる現状でありまして、小作人はほとんど土地を耕作しない、所謂小作契約を締結しないの

であります。そういう場合は地主は仕方がないので、お前が土地を耕作しないならば協和会も許さないし、県公署も許さない、合作社は勿論許さない、そういう恫喝的方法を以て小作人を離農させないような方策を採っているのであります。

この史料で注目されるのは、小作人に対して耕作の放棄をするならば、「協和会も許さないし、県公署も許さない、合作社は勿論許さない」と、3つの機構が小作人を取り巻く状況を述べている点である。1943年の時点で北安省では行政、協和会、合作社の「三位一体」的機構が農村では意識されていたと考えられる。

「三位一体」的機構の形成にもかかわらず、農作物の蒐荷状況は芳しくなかった。1941年、42年の蒐荷結果は計画数量に達しなかった。その原因として、収買価格が生産費よりも下回っていたことや蒐荷制度の不備などが指摘されている[風間秀人 1993、137-144頁]。43年からは、計画達成を強行するため警察力をも動員した農産物の蒐荷が行われた(10)。43年、44年は豊作だったこと、綿製品の特別配給を実施して農産物と交換するという制度が効力を持ったこと、多額の資金投入が農業部門に実施されたこと、さらに警察力の動員などにより蒐荷目標は達成された[安富歩 1997、260-261頁]。蒐荷方法に問題があったとはいえ、「三位一体」的機構だけでは十分な蒐荷はできず、他の方法を併用して計画目標は達成されていたのであった。

「三位一体」的機構の問題は人材面にあった。確かに行政、協和会、合作社の運営を一元的に管轄する人物が存在すれば農村行政はやりやすいだろう。しかしながら、協和会は建国理念の実践をする組織であり、合作社は農業政策を円滑にするための組織と、両者には異なった知識、能力を持つ人が従事していた。さらにこれらと行政機関は別物であり、三者をこなせる人材を捜すことは容易ではなかった。かりに日本人が担当するならば、行政実務に精通し、建国理念の実践を呼び掛けるリーダーシップを持ち、農業についての専門的な知識を備え、さらには漢語をよく操り、他民族への配慮がうまく、辺鄙な田舎での生活を厭わないなどの条件を満たす必要があった。また「中国人」が担当するならば、日本語が巧みで、政府の要求に適合した政策を、農民との了解の上で推進できる政治的手腕を持つ人材が必要であった。

政府と農村を結ぶ人材が欠乏していた様子を、農業政策に深くかかわっていた横山敏男(11)は『満州評論』誌上で、次のように述べている(12)。

…中央の施策・計画は省を通じて県まで達するが、县城と農民とを結ぶ配達夫がみないので郵便は县城に止まってしまふといふのである。…

…農業政策が空転しないで真に農民の間に浸透するためには一定のベルトが要るのであり、そのベルトとなるべき、郵便の配達夫となるべき技術員の大量且つ緊急の養成と之が配置の必要は、農業生産力の拡充の上にとって避けることのできない道であり、それがためには農業教育の問題、試験等が一貫してとりあげられて然るべきなのである。

中央の政策を具現化する「郵便配達夫」がいないため、中央の指令が县城でとまってしまいう状況を述べている。協和会の中堅職員の育成を行って下部組織との連絡強化を試みてはいたが、満洲国の農村全てに人材を提供することなどはできなかった。それゆえ、「郵便」は「配達夫」がいないため、县城から農村へは届かなかったのである。

県城と農村を結ぶ人材の欠乏を、警察力などによってカバーしようとしたが、それでは恒常的な支配は難しかった。このため満洲国政府は1943年12月に「村建設要綱」を制定し、屯への介入を試みていた。この「要綱」は、農産物の増産、労働力の供出、生活必需物資の配給など、地方行政の重要問題は村より下の農民の生活単位である屯を起点に行われており、屯の掌握なくして戦時体制の確立は不可能だという観点から作成されていた(13)。それは、屯を機能させている力を次のように観察していたからである(14)。

…最近の如く国策がどん　と農村に下って来る。夫れを一体誰が動かして居るだろうかと云ふ事を詳細に検討して見たんです。処が矢張り幾百年か育った処の自然発生部落幾つかがその中に含まれておって、一つの共同体的の小さなその部落に、(行政側より)任命されない部落の長が居って、夫れが全部、部落民を率ひて実行して居ると云ふ事実を、ハッキリ見定めた訳であります。

末端農村社会を動かしているのは、行政側より任命されていない有力者であることを発見したのである。このため、これら有力者の懐柔がおこなわれたが、うまくはいかなかった。訥河県で農産物出荷にあっていた協和会の内田功六は、農村有力者に対する工作を次のように記している(15)。

協和会が出荷早期には宣伝を、中頃から後期にかけては会員の実践活動に努め、所謂有力者の要求の実現を図ろうとしなかったため、会員活動が非常に困難となったことである。このため有力者に対しては、督励工作員としての指導訓練を通じて接触を図ると云ふことを企図したのである。十分な理解が有力者に得られたかどうかは、敢へて断言出来ないが、有力者の理解は或る程度獲得し得たと確信してゐる。然し会員真摯な活動の妨害をなすものに対しては、果して充分保護し援助し得たであろうかと不安心でならないのである。

有力者の意向を汲みとらなかつたため出荷はうまくいかず、有力者への工作もなされたが、十分な効果をあげることはできなかつたと述べている。

農村への統治力を浸透させるため、満洲国政府は興農会や村合作社の育成なども考えていた。興農会は1940年10月に設立された村や屯を単位とする興農合作社の下部組織で、43年にその拡大が推進された。そして屯ごとに興農会を設置し、その基盤の上に村合作社を設立して農村行政の円滑化をはかろうとした。とはいえ、国内全ての屯に興農会を設置して村合作社を組織するのは容易なことではなく、3～5年ぐらいかかるだろうという意見も出されていた(16)。

1940年代の満洲国の農業政策は、増産と出荷量増加で塗り潰されていた。増産は何よりも強調されたが、農民たちは農民たちの合理性に従ってこれを受け止めていた。興農合作社が主催した全満篤農家大会の席上で、黒山県の李成善は次のように発言していた(17)。

…農民は自分が余計に土地を作れば余計に出荷するのだという観念を持って居りますから、どれだけ荒地があっても開墾しません。…大体今の農民は誰も耕地を開拓したくない。出来れば自分の面積を縮めたいのが普通の考えであります。私は本当のことを言ひますと、十年前の農家は土地を余計作れば財産が余計増える、今は土地を余計作れば余計貧乏になるといふ状態になって居ます

一生懸命開墾し増産しても、結局出荷させられてしまうため、農業生産に熱が入らない農

民の姿を伝えている。満洲国のためではなく、自分の財産を増やすことが農民たちの働く目的だったのである。

また戦時体制の確立は声高に叫ばれたが、個々の農民たちには深く浸透していなかったことを、興農合作社の一員として農村工作に従事していた園田保は述べている。やや長い引用してみたい(18)。

次に農村の人々が如何様に時局を解して、そして協力しつつあるか、屯子に於ける話合ひの模様を記さう。

問「貴方々が自分の土地に自分で収穫した農産物を刈取後、野積の暇もなく早く、早く、出荷、出荷とせきたてて居るが、これはどうした事と思ふか」

しばらく黙して顔を見合せてゐる。

答「綿布をもらふためだ」と言う者がある。

問「その外に」黙してゐる、やうやくにして、

答「国家の関係だ」と言う者がある。

問「その通りだ、しかし私達は生れながらにして国家と国民と云ふ関係に於て切り離すことの出来ない間柄にあり、国家からの種々な御恩に報ゆるため、お互ひの職場を通じて御奉公しなければならないことはあたり前のことである。だが、この二三年来殊にやかましく増産だ、出荷だとせき立てられているが、これには直接的な原因が何かある筈だが…」と重ねて聞く。誰も答えぬ。一、二分後小声で、

答「戦争のためだ」と云ふ。

問「そうだ、君はよく気がついた。他の者は知らなかったかね」と問う。皆一せいに答「知って居る」と答える。

問「ではどことどこが戦争してゐるのか」またしばし声もない。

答「ヘンダリだ」はておかしなことを云ふ、そんな国はどこにあったかと、通訳にたしかめさすと伊太利のことである。またある一人が。

答「満洲国が今戦争してゐる」と答える。遂にそれ以外の国の名を聞くことが出来なかった。

自分は満洲国の農業政策浸透と云ふものが、他の工業政策に比し如何に困難なものであるかとの事を痛感した。おそらくこんな事については、過去何回となく彼等は耳にして或は目にしたのであろうに、現に一月前にも県行政科長が巡回して話をした筈なのに。

統制経済の実施、農産物供出の促進などは行政との関係なしにできるものではなく、行政と農村の関係は増大していた。その結果、農民たちは行政、協和会、合作社についての認識は持つようにはなっていた。しかしながら、有力者への依存、警察力を動員しなければ出荷量の達成は難しかったことなどに、行政側の限界がうかがえる(19)。

満洲国政府は屯の重要性を認識し、屯を動かしている有力者へ働きかけることが政策実施上でのポイントだと気が付いた。しかしながら、これらの有力者を引き付けることはできず、ましてやこれにとって代わって農村を動かすことなどもできなかった。したがって満洲国の農村支配は屯にはおよんでいなく、县城で止まっていたと言えよう。一時的に县城から出て国家権力を背景に歩き回ることであっても、县城の周囲に広がる農村地帯に対

する影響力は限られていた。県城を拠点として物資の配給や農産物の蒐荷を行うのが、満洲国による農村支配の到達点であったと考えられる。

- (1) 「国民隣保組織育成に関する座談会」『協和運動』3-5、1941
- (2) 「協和会と隣保組織」『満洲評論』21-24、1941
- (3) 「満州小売業経営の実態」『満洲経済』3-10、1941
- (4) 『満洲日日新聞』1943年7月31日
- (5) 劉徳権「商業者应有国家観念的自覚」『満洲商工経済』1-2、1944
- (6) 牛島晴男「新しき商業道德確立のために」『協和運動』6-3、1944
- (7) 『満州国現勢一康德10年』392頁。
- (8) 「工夫を要する地場産業の育成」『満洲経済』3-3、1942
- (9) 朱間章「一満系の希ひ」『満洲商工経済』1-1、1944
- (10) 吉林省警務庁経済保安科長登丸福寿「康德十年度農産物蒐荷取締を顧みて」『満洲国の経済警察』1944。
- (11) 横山敏男には『満洲国農業政策』東海堂、1943という著作がある。
- (12) 横山敏男「農業政策前進のために（覚え書）」『満洲評論』23-8、1942
- (13) 高橋勝治「村建設要綱解説」『協和運動』6-2、1944
- (14) 「村建設要綱座談会」『協和運動』6-2、1944
- (15) 内田功六「出荷運動体験記」『協和運動』5-10、1943
- (16) 「村合作社設立急ぐ」『満洲日日新聞』1943年12月23日
- (17) 「篤農道を語る」『興農』4-10、1943
- (18) 園田保「出荷工作に従事して」『興農』5-1、1944
- (19) 安富歩も農業金融の状況を検討した結果、満洲国の行政力は一定程度浸透していたが、末端の農民たちに対する掌握度は高いものではなかったことを指摘している[安富歩1997、272-273頁]。

おわりに

1940年代になると日本の満洲国に対する要求は農産物や戦略物資が最重要となり、これらの供出をめぐりマンチュリア社会との矛盾は増大していた。農村部では行政側は協和会、合作社と連携して、政策の浸透、農産物の供出をおこなった。だが、末端村落の掌握はできず、農民を戦時体制に協力させることは十分にはできていなかった。都市部では隣組を組織して消費財の配給に活用したり、商人へは戦時体制への協力を倫理的に呼び掛けた。しかし、「中国人」の特性への配慮が不足していたことから、闇経済の存在を許していた。

日本人が多数を占めた中央政府で決められた統治政策は、日本人の発想を越えることができず、マンチュリア社会には受容され難いものであった。統治政策の内容に問題があっただけでなく、地方でこれらを実施する人材を供給することもできていなかった。省公署に「中国人」より多数の日本人を配置していたとはいえ、広大な農村部に政策を実施させるだけの人材をそろえることは結局できなかった。

マンチュリアの歴史において、末端の農村までをも掌握しようと試みた政治権力は満洲国が最初であった。清朝や張作霖政権には、こうした指向を存在していなかった。社会の

底辺にまで及ぶ掌握はできなかつたとはいえ、1940年代前半のマンチュリア社会は政治権力と末端社会がかつてなく接近した時期ともみなされる。こうした方向性をさらに前進させたのが中国共産党であった。次章では、マンチュリア社会の特質を中国共産党はどのように認識し、いかなる統治政策を実施していたのかについて検討してみたい。

参考文献

江夏由樹

1997「土地権利関係をめぐる中国・日本の官民関係」『アジア経済』38-1 pp. 2-24

大豆生田稔

1986「日中戦争開戦当初における対植民地・満州米政策」『城西人文研究』13 pp. 380-357

1993「戦時食糧問題の発生」『岩波講座 近代日本と植民地』5 岩波書店 pp. 177-195

奥村弘

1993「地方統治における満州国協和会の位置」山本有造編『満州国の研究』京都大学人文科学研究所 pp. 157-189

風間秀人

1986「農村行政支配」浅田喬二、小林英夫編『日本帝国主義の満洲支配』時潮社 pp. 255-326

1993『満州民族資本の研究』緑蔭書房 270p

国務院総務庁企画処

1936『経済建設ニ関スル資料』489p

鈴木隆史

1992『日本帝国主義と満州 1900～1945』上、下 塙書房 451p、429p

高木真人

1942「農村に於ける協和会運動の再出発」『満州評論』23-2

塚瀬進

1997「中国東北地域における日本商の存在形態」『中央大学文学部紀要（史学科）』42 pp. 19-44

野間清

1940「双城県に於ける農民からの聴取調査覚書」『満鉄調査月報』20-1、1940

浜口裕子

1996『日本統治と東アジア社会』勁草書房 291p

原朗

1972「1930年代の満州経済統制政策」満州史研究会編『日本帝国主義下の満州』御茶の水書房 pp. 3-114

1976「満州における経済統制政策の展開」『日本経済政策史論』下 東京大学出版会 pp. 209-296

満州国史編纂刊行会編

1970『満州国史 総論』満蒙同胞援護会 880p

1971『満州国史 各論』満蒙同胞援護会 1291p

満洲国通信社

1934『満洲国現勢—大同二年』

満史会編

1964『満洲開発四十年史』下 満洲開発四十年史刊行会

満洲中央銀行史研究会編

1988『満洲中央銀行史』東洋経済新報社 348p

満洲帝国協和会

1943『全国連合協議会記録第11回—康德10年度—』

満鉄産業部

『奉天商業実態調査経緯報告』1937

安富歩

1997『「満洲国」の金融』創文社 295p、149p

解学詩

1995『偽満洲国史新編』人民出版社 862p

表1. 中央政府機関別の官吏内訳（1934.12）

機関名	日本人	「中国人」	合計
尚書府	1 (14%)	6 (86%)	7
宮内府	12 (11%)	95 (89%)	107
参議府	9 (50%)	9 (50%)	18
立法府	4 (18%)	18 (82%)	22
総務庁	111 (80%)	28 (20%)	139
財政部	117 (68%)	56 (32%)	173
交通部	71 (66%)	36 (34%)	107
実業部	87 (54%)	75 (46%)	162
民政部	161 (52%)	151 (48%)	312
外交部	51 (50%)	52 (50%)	103
蒙政部	34 (47%)	38 (53%)	72
司法部	47 (43%)	62 (57%)	109
文教部	29 (37%)	50 (63%)	79
軍政部	38 (35%)	71 (65%)	109
最高法院	32 (91%)	3 (9%)	35
最高検察庁	31 (94%)	2 (6%)	33
合計	835 (53%)	752 (47%)	1,587

注；直轄する部門の官吏数である。

例えば司法部は総務司、民事司、刑事司、行刑司の官吏数

出典；国務院総務庁『満洲国官吏録』1935年より作成。

表 2. 中央政府機関別の官吏内訳 (1940. 4)

機関名	日本人	「中国人」	合 計
尚書府	2 (33%)	4 (66%)	6
宮内府	35 (24%)	109 (76%)	144
参議府	10 (53%)	9 (50%)	19
立法府	1 (20%)	4 (80%)	5
総務庁	425 (80%)	106 (20%)	531
治安部	156 (79%)	41 (21%)	197
交通部	259 (88%)	36 (12%)	295
民政部	144 (57%)	111 (43%)	255
外交局	52 (63%)	30 (37%)	82
司法部	63 (61%)	41 (39%)	104
産業部	249 (75%)	82 (25%)	331
經濟部	208 (77%)	63 (23%)	271
最高法院	17 (33%)	35 (67%)	52
最高検察庁	7 (32%)	15 (68%)	22
合 計	1,628 (69%)	686 (31%)	2,314

注；直轄する部門の官吏数である。

兼職、休職者は除外してある。

出典；国務院総務庁『満洲国官吏録』1940年より作成。

表 3. 各省公署の官吏内訳 (1934. 12)

省名等	日本人	「中国人」	合 計
奉天省	52 (29%)	129 (71%)	181
吉林省	54 (30%)	125 (70%)	179
龍江省	41 (31%)	90 (69%)	131
熱河省	36 (35%)	68 (65%)	104
浜江省	46 (29%)	115 (71%)	161
錦州省	31 (30%)	76 (70%)	107
安東省	31 (30%)	74 (70%)	105
間島省	20 (31%)	44 (69%)	64
黒河省	18 (38%)	29 (62%)	47
興安 4 省	11 (9%)	116 (91%)	127
北満特別区	9 (21%)	33 (79%)	42
新京特別区	27 (37%)	46 (63%)	73
ハルビン特別区	62 (32%)	133 (68%)	195
合 計	438 (29%)	1,078 (71%)	1,516

出典；表 1 に同じ。

表 4. 各省公署の官吏内訳 (1940. 4)

省名等	日本人	「中国人」	合 計
奉天省	193 (64%)	107 (36%)	300
吉林省	158 (61%)	103 (39%)	261
龍江省	94 (54%)	79 (46%)	173
熱河省	103 (62%)	64 (38%)	167
浜江省	165 (65%)	87 (35%)	252
錦州省	94 (59%)	65 (41%)	159
安東省	101 (60%)	67 (40%)	168
間島省	106 (67%)	52 (33%)	158
黒河省	63 (72%)	25 (28%)	88
三江省	134 (69%)	61 (31%)	195
通化省	75 (60%)	50 (40%)	125
東安省	101 (78%)	28 (22%)	129
北安省	95 (73%)	36 (27%)	131
興安 4 省	225 (72%)	88 (28%)	313
新京特別区	67 (64%)	38 (36%)	105
合 計	1,774 (65%)	950 (35%)	2,724

出典；表 2 に同じ。

表 5. 協和会会員の民族構成 (1943 年度上半期)

民族名	人 数(人)	構成比(%)
日本人	345,647	8.1
漢人	3,703,647	86.4
朝鮮人	195,580	4.6
モンゴル人	39,268	0.9
ロシア人	5,453	0.1
その他	215	0.0
合 計	4285,414	100.0

注；合計は合わないが、そのままにした。

出典；満洲産業調査会編『満洲国政治指導綜覧』1943年 760 頁より作成。

表 6. 主要都市の小売物価指数

(1941 年 12 月 = 100)

年 月	新 京	奉 天	ハルビン
1942	142.2	155.0	163.8
1943	214.3	439.7	354.1
1944.6	595.1	696.9	544.9
.9	725.2	837.4	878.9
.12	1092.5	1394.3	1229.4
1945.3	1602.0	2211.0	1550.9
.6	2626.7	3053.7	2136.0

出典；日本帝国主義侵華档案資料選編

『東北経済掠奪』北京 中華書局

1991 192-193 頁より作成。

表 7. 公定価格と闇価格の比較（公定価格を 100 とした闇価格の指数）

品目	奉 天			新京			ハルビン		
	1942	1943	1944	1942	1943	1944	1942	1943	1944
米	416	1,258	1,669	328	765	1,151	379	934	1,414
コーリャン	603	2,497	1,762	583	1,079	1,446	652	1,654	1,817
大豆	440	1,648	1,473	295	557	1,001	410	705	741
卵	173	202	324	176	227	330	144	225	308
豚肉	154	331	457	152	206	294	138	238	271
砂糖	417	1,214	2,058	398	978	3,084	447	879	2,470
綿布	1,000	1,527	6,974	851	1,499	6,160	808	1,750	5,550
石炭	238	355	857	203	242	1,100	154	186	972

出典；『旧満洲経済統計資料』柏書房、1991、547 頁より作成。

表 8. 新京における店舗の開廃業状況

年度	「日系」		「満系」	
	開業	廃業	開業	廃業
1940	61	93	487	388
1941	96	180	365	456
1942	83	150	473	919

出典；渡辺果「新京商業界の若干の考察」『大東亜経済』7-8 1943 より作成。

はじめに

満洲国の人口構成は「中国人」（以下、括弧は省略する）が圧倒的多数を占めていたが、その中国人が日々どのような思いを抱きながら生活していたのか、中国人自身が語った史料は乏しい。満洲国に関する史料のほとんどは、日本人が日本語で記述したものである。

ここで利用する吉林省档案馆所蔵の「関東憲兵隊通信検閲月報」（以下「検閲月報」と略）には、中国人が出した電報・郵便の日本語訳が収録されている（原文は掲載されていない）。

「検閲月報」の最大の史料的价值は、満洲国で生活した中国人が何を考えていたのか、その一端を知ることができる点である。いくつかの郵便は満洲国下での暮らしについて生々しく記述している。筆者の知る範囲では、この「検閲月報」以外に満洲国下の中国人が出した手紙類に関する史料を見たことはない(1)。

しかしながら、「検閲月報」が語る中国人の動向は、極めて限られたものでもある。なかには長文の手紙もあるが、伝えたい事柄を簡明に書いたものがほとんどである。発信者や受信者が既知の事柄、暗黙の了解については書いていなく、記述内容を立体的に理解することは難しい。また、発信者や受信者がどのような人物であるのか、その経歴を知ることがほとんどできないので、記述内容の背景を知ることが難しい。

最も注意が必要な点は、「検閲月報」に掲載された電報・郵便は、関東憲兵隊の検閲活動にひっかかった中から、「検閲月報」に掲載するに値すると判断されたものに限られていることである。関東憲兵隊は抗日通信、防諜上注意を要するもの、時局に対する不満、不正行為の企図などを基準に検閲しており、家族の音信や商業取引の動向などに関する電報・郵便はほとんど掲載されていない。こうした特定の基準から選別されていることに注意する必要があるが、反面、通常では知ることのできない中国人の活動、本音について述べたものも掲載されている。

「検閲月報」はその全てが残っているわけではないので、満洲国の全期間（1932～45年）にわたる検討はできない。そのため、これまで史料状況から必ずしも十分に考察されたことのなかった 1940 年代の状況、とりわけ 1943 年の状況について検討した。その際、①生活に対する不満、②労働者の状況、③商業取引の状況、④農村部の状況、⑤満洲国統治に対する反発、という五つの側面から、満洲国に暮らしした中国人の状況について考察してみたい。

1. 生活に対する不満

現存する「検閲月報」には、日中戦争以前の時点で日常生活上の不満を述べた中国人の郵便はほとんど掲載されていない。もっとも現存する「検閲月報」はすべてではなく、さらに 1939 年はノモンハン事件関係のものが大半を占めるという、きわめて不均等な残存状況であるという留保がつく。現存しない「検閲月報」に、不満を述べる中国人の手紙類が掲載されているかもしれない。とはいえ、日中戦争以前において満洲国政府が力を傾けていたのは行政機構の整備、各地の状況掌握などであり、中国人の日常生活を規制する試みはほとんどしていなかった。満洲国政府の圧力は、日中戦争以前では中国人の一般生活レ

ベルにはまだあまりおよんではいなかった。

こうした状況は日中戦争後になり、1940年代になると経済活動への統制が拡大し、中国人の生活は窮屈なものへと変わった。そして、アジア太平洋戦争の勃発以降、物資の不足や経済活動への統制はますます拡大し、日常生活における中国人たちの不満は増大した。43年6月に奉天地方検閲部が編纂した「検閲月報」には、物資不足のため苦しい生活を強いられ、不満を述べる中国人の郵便が掲載されている。そのうち二つをとりあげたい。一つは、43年の奉天の状況について記した、奉天市興京街に住む宋某が四川省成都の朱文鳳に宛てた手紙である。

宋某→朱文鳳 1943年6月 没収 部分引用

治安は平静を保って居りますが政治がよくなく、本年以来食料の配給を行っていますが、十軒の内五六軒は食料が足りませんので闇で買って居ります。高粱は一斗二十円、包米は十八円、粟四十円でなければ買えません。

食糧は配給制になり、しかもその配給状況が良くないこと、食糧は闇市場で購入するしかないが、闇相場が高くて困っている状況を知ることができる。

もう一つは、奉天市大西区隆昌街に住む李某が陝西省の苗道生に宛てた郵便であり、より詳しく闇相場について述べている。

李某→苗道生 1943年6月 没収 部分引用

奉天の生活は実に困苦です。食料品は総て官給です。余分に貰うことはできません。配給品の値段は高粱米が一斤十銭、包米は一斤十銭、粟は一二銭程度ですが、闇相場では高粱米は一斤二円五十銭、メリケン粉は一斤三円程度です。市中には豚の肉や牛肉の配給はありませんが、闇では一斤三円八十銭位です。焼酎は一斤八〇〇元。木綿製品は正当の売買がありません。

食糧はすべて配給のこと、豚肉や牛肉の配給はなかったが闇では購入できたこと、木綿製品の売買は闇以外では行われていない事実などは興味深い。この二つの手紙からは、1943年の奉天では配給の食糧だけで中国人が暮らすことは難しかったこと、コーリャン米は配給品価格では1斤10銭だが、闇相場では1斤2円50銭とあり、コーリャン米の闇相場は配給品より25倍も高かった状況を知ることができる。

奉天に暮らす中国人の生活が苦しかったことは、1943年10月に検閲を受けた奉天市東関区に住む徐某が北京市の姉に出した手紙にも述べられている。

徐某→北京在住の姉 1943年10月 没収 部分引用

現在奉天市の生活は日に増し困難を来して居ります。自分は毎月二百円の収入があるからやっと生活が維持出来ますが、一切の糧食配給は頗る不足を感じて居ります。一ヶ月中に配給される食糧は僅か三日を維持するに過ぎず、其の他は総て私買である。諸般の情形は、姉さんが奉天に居た時とは大変な相違です。此の分で行けば何時かは凍餓の憂いがあります。

食糧の配給が少なく、一ヶ月分の配給では三日間しか生活できないので、闇市場で食糧を購入しなければ生きていけないことを北京にいる姉に伝えている。

以上、3通の中国人の手紙から、1943年の奉天の状況を見てみた。こうした情報は現在参照可能な刊行資料から知ることはできない。筆者が探ることのできた奉天における中国

人の食糧事情について述べた刊行資料は、39年8月の状況が最後である。この資料は次のように述べている(2)。

満人大衆の主要糧穀たる高粱米、小米(精白米)、包米、豆類の配給方法は糧穀小売商組合より各組合員に対し、其の所要数量に依り割当を為し販売店より一般消費者たる市民に配給されてゐるが、現在の処未だ自由販売であり数量には何等制限を附してない。然し現在配給さるる高粱米の如きは品質粗悪にして、一般家庭の食用に供する能はざる状態にある。これが為め一般市民は止むなく精白高粱を闇相場にて購入し、生計を維持してゐる。大体当地方一日の高粱、小米需要量は約十五車(四十五吨)であるが僅かに五車見当の配給に過ぎず、為に相当食糧難は逼迫してゐるがこれは貨車停滞による一時的現象と思惟される。

刊行資料は闇相場や食料の配給状況について具体的には記述していなく、中国人の暮らしが苦しい状況にあるという全般的なことしか述べていない。しかしながら「検閲月報」の手紙からは、一ヵ月分の配給では三日間しか生活できないなどの具体的な状況を知ることができる。この点が「検閲月報」の史料価値だと指摘できよう。

奉天以外の場所での食糧の配給状況や闇相場について、「検閲月報」から知ることのできる情報は少ない。具体的な状況を述べたものとして、1943年6月に没収された雞寧県に住む福昌が山東省の王義に出した手紙には、闇相場について次のように書いている。

福昌→王義 1943年6月 没収 部分引用

当地食糧闇相場の値段は玉蜀黍一斤一円四、五十銭、玉蜀黍粉一袋四十円、小麦粉百二、三十円ですが、買う處なく食糧乏しく大打撃を受けています。毎日腹が飢えて堪えない。

食糧そのものが不足するため「買う處なく」という記述は雞寧県(東安省)の食糧事情の深刻さを伝えている。

中国人が食糧事情に対して不満を持っていることを関東憲兵隊も承知しており、1943年に関東憲兵隊が関東軍総司令官に提出した報告書は、以下のように述べている。

赫々たる日本の大戦果に益々信倚し、政府の施策に協力的態度を示しあるも、一部には統制経済及蒐荷工作に伴う民食不足に相当苦慮し、「将来全満洲国の商人は皆労働者にならなくては食べて行くことは出来ない。之以上に食料の配給が無かったら本当に土地を耕作することが出来ません」等、春耕期を目前に控え不安を抱くもの漸増の傾向にあり。

食糧の不足を訴える中国人が増え、現在の状態が続くならば農業生産に影響がでる可能性を指摘している。つまり、関東憲兵隊は中国人の間で食糧不足が生じていることを認識しており、さらに関東軍総司令官に報告する必要がある事柄だと判断していたのである。関東憲兵隊も食糧不足の深刻さを厳しく受け止めていたにもかかわらず、満洲国政府は中国人への食糧配給を改善する政策はおこなわなかった。その理由は、満洲国の農産物はアジア太平洋戦争を戦う日本への重要輸出品であったからである。

かつて満洲は関内の中国人にとっては重要な出稼ぎの場所であったが、1940年代の満洲国は出稼ぎ地としての魅力を失っていた。1943年5月に検閲を受けた錦州市に住む哈惠遠が、満洲国で働くことを考えている河北省の伯父に出した手紙には、満洲国は出稼ぎ場所

として不適當だと書かれている。

哈惠遠→伯父（河北省） 1943年5月 没収 部分引用

伯父様が満洲に来て仕事をしたいとのことですが、現在満洲では男十八才から四十才まで国兵勞工の義務があります。食事は糧穀不足のため、とても腹を満たすことは出来ません。諸物価暴騰し、殊に人間生活に必要な食料、薪炭の暴騰は非常にひどく、六、七月頃になれば高粱一斗六十銭になるだろうと人々の口から口に伝えられて（以下不明）。

諸物価の高騰、食糧の不足などに起因する日常生活の危機に対して、中国人も防衛策を講じていた。1943年5月に検閲を受けた、開原城内東街に住む程手諭（父親）が貴州省遵義県の息子である程昌如に出した郵便には次のようにある。

程手諭（父親）→程昌如（息子） 1943年5月 没収 部分引用

昨年の収穫が少なかったのに政府が一月から三月迄穀物を収発し、各戸毎に数量を割当、三月迄に出荷させ一粒もこっそりと残して置く事は許されません。皆な交易場へ出荷するのです。若しこっそり残して居ると、一万円の罰金か三年の懲役かです。（以下不明）今や春耕の季節だと云うのに、農家では一日二食で、しかも粥しか食べられません。息子よ、然し私の家では秘中の秘です。六つの穴蔵に五石ずつ計三十石蔵して居り、他の人は知って居ません。兄弟が皆なして、夜中に作ったのです。父は国法などは恐れて居ませんから、勝手にこの様な事をやったのです。蔵して居たからこそ、餓もしないのです。

どの家にも厳しく食糧供出が求められたにもかかわらず、程手諭（父親）は極秘に30石の穀物を自宅の穴倉に隠匿しているので、なんとか生活できるだろうと息子に告げている。

また1943年9月に検閲を受けた、建国大学の学生陳維揚が遼中県に住む父親に宛てた手紙は次のように述べている。

陳維揚→父親 1943年9月 没収 部分引用

新穀が市場に出たら一年中食す糧穀の買溜をせよ。第一次欧州大戦争の時に於ける物価の高騰は予測出来ざれ程高価だった。東亜の戦勝□□□□物資の維持は見るべきものあり。但し戦勝長久にニ従い、消費愈々重大なることはこれ定理なり。満洲と北支各地の重工業、鉱業及食糧の問題は□□と開発出来ないこの戦時、物資の欠乏は実に遺憾なり。今日の農業は生産者少く消費者多く、人口も建国当時は三千万、今は四千三百万。関内一帯は今年来災害続き、生活日々に困っている。故に彼等は餓死するもの多し。日本は満洲に食糧を頼り居る関係上、満洲は食糧不足だ、これ必然的的形成だ。

建国大生の陳維揚は父親に対して、現在の状況では食糧不足が生じることはまちがいないので、新穀が市場に出たら一年分の穀物を買いだめしておくようにと進言している。しかしながら、この手紙は没収されてしまい、父親のもとには届かなかった。

以上の手紙からは、1943年になると食糧の不足、物価の高騰が深刻になり、中国人の日常生活は苦しい状況に置かれたこと、こうした状況を中国人は闇市場での購入や食糧の隠匿などによりきり抜けようとしていた状況を知ることができる。

2 労働者の状況

「検閲月報」からは、好条件で誘われたにもかかわらず、過酷な状況下で働かされてしまった中国人労働者の存在を知ることができる。東安省の関東倉庫東安支庫で働いていた王作聖が、1940年にハルビンに住む兄に宛てた手紙には、次のようにある。

王作聖→兄 1940年7月 没収 部分引用

小弟は去る一月大連より東安省関東陸軍倉庫苦力に応募、来東数ヶ月を経過せるが、此の間手紙も差上げず大変失礼しました。私は来東以来二ヶ月余り罹病した訳でありまして、一緒に来たのは四百余名でありましたが、中百五十余名も死亡しました。原因は水土の関係と、気候が大変寒いのに衣食悪く、凍死或は餓死したのです。天佑神助に依り助りましたが、一日の賃金は一円二十銭程度と言うものの、数ヶ月来一文の支払いをも受けず、目下無一文です。仕事を止めて帰ろうと思いますが、仲々難しい事です。兄さんは哈爾濱に於て交際広く、其上弟の錦奎君が在哈数年、岐度陸軍倉庫等に知合いがあると思えますから、何とかして私の身柄を抜き出す様にして下さい。然らざれば、今冬凍死の止むなき事と思えます。

日給1円20銭という条件を信じて東安省まで働きに来たのに、賃金は1銭ももらえず、劣悪な条件下で働かされたため病気になり、一緒に来た仲間も約400名中約150名が死亡したという状況を知ることが出来る。

1940年代には満洲国各地で食料不足が起きていたため、中国人労働者の生活にも支障が出ていた。食料不足に苦しむ中国人労働者の状況を示す手紙として、43年に東寧県で働いていた中国人が出した二つの手紙をあげたい。まず、東寧国際運輸会社の張喜臣が雞寧国際運輸会社の李福堂に出した手紙には次のようにある。

張喜臣→李福堂 1943年7月 没収 部分引用

福堂兄君去りし後の東寧は、非常に生活しにくくなったよ。食料の少い事に就き度々請求して見るが、少しも出して呉れません。仕方がないので組より金を百円程貰って馬鈴薯(芋)を買って代用食にして、やっと生活して居ります。此の五日間毎日「芋」ばかりなので皆我慢出来ず、六名も逃走してしまいました。其れで現在の人夫は皆逃走の腹を持って居ります。

もう一つは、東寧県洞庭で働く曾憲泉が牡丹江市に住む盧士才に出した手紙である。

曾憲泉→盧士才 1943年7月 没収 部分引用

当地の食料不足は本当に話になりません。食べる穀は全々なく、馬鈴薯六、七個(鶏卵位の大きさ)を毎日食べました。最近は少し前より好くなりましたが、毎日穀一斤と馬鈴薯一斤を一日二食にして食べて居ります。仕事する力は全々有りません。今迄二ヶ月余りになるが、豆油の配給は少しもありませんでした。地下足袋も有りません。兎に角穀一斤と馬鈴薯一斤の配給も名義で、本当は目方が足りません。皆は自分の命を繋ぐため、各々着物と蒲団を売りました。

どちらの手紙も勤め先が十分な食糧を配給してくれないこと、食糧不足が労働意欲を低めていることを述べている。十分な食糧を配給できないにもかかわらず、仕事は継続しなければならなかったため、強引なことが行われていた状況が推測できる。

東寧県で活動していた阿川組という会社は、中国人労働者の募集や労働環境の整備に問

題が多かったようで、不満を述べる中国人労働者の手紙が二通ほど「検閲月報」に掲載されている。二通ともに1943年8月に検閲を受けたものである。一つは東寧県の阿川組の楊成善(息子)が復県の父親の楊花純に宛てた手紙である。

楊成善(息子)→楊花純(父親) 1943年8月 没収 部分引用

私は病気の為半月程休み、家に何回も手紙を出したが何も返事もなし。郷里に帰ろうと思っても証明書がなく困って居ります。親父様御願ですが、村公所か瓦房店の劳工協会に行つて、私は今年二十才で国兵検査だから帰して下さいと願つて、阿川組宛電報を打つて下さい。私は此處に来る時も二十才だと言つたが、楊徳純にだまされ売られたのです。若し方法が付かないと、後に考虎沟の洞へ連れられて行きます。

証明書がないため帰郷できないこと、詳細は不明だが楊成善はおそらく一族の楊徳純という人物にだまされて阿川組で働くことになったこと、「考虎沟ノ洞」とはどのような場所かは不明だが過酷な工事現場であることなどを、この手紙からは知ることができる。

もう一つの阿川組出張所の曲克英が大連市の陳守山に出した手紙でも、東寧県の阿川組の現場で働く労働者の待遇が劣悪であったことを伝えている。

曲克英→陳守山 1943年8月 没収 部分引用

守山君目下東寧の伝染病流行は非常に多くの患者発生し、罹ると直に死亡する人が多いです。罹病して死なぬ人少く、阿川組苦力千名余りの内、現在迄に死亡せる者三百名余り有ります。

東寧県の阿川組の現場には伝染病が蔓延し、労働者1000人中300名が死亡する状態になっていたことがわかる。

開原にやつて来た兄が弟の凍振に宛てた手紙には、満洲国に働きにやつて来た労働者は1943年には食料の配給が受けられず、苦しい生活を強いられていた状況が書かれている。

兄→凍振(弟) 1943年8月 没収 部分引用

非常時局のため一切の米は悉く配給だ。康德九年度入満者にして総ての手續を得た者には通帳が支給され、米も配給して呉れるが、康德十年度の入満者には通帳も呉れず、依つて米の配給等は思いもよらぬことだ。闇で買えば沢山あるので買えるのだが、頗る高価で、もし発見されれば、罰せられるから駄目だ。兄は一家族を連れて開原へ来たが、九年度の入満者なのに、現在に至る迄通帳も呉れず、食うものもなく毎日悲痛の涙にくれて居る。如何なるものの配給も無いのだ。康德十年度に入満した者は丁度黒人のそれと同様の有様だ。

1940年代には労働者をめぐる状況が悪化しただけなく、その人数も不足したので、一般の人を勤勞奉仕という名目で徴用していた。例えば、40年にハイラルの勤勞奉仕隊に参加していた弟がハルビンに住む兄の王佐忱に出した手紙には、ハイラルの様子について次のように述べている。

弟→王佐忱(兄) 1940年7月 没収 部分引用

目下海拉爾市民は一家族より一名宛必ず勤勞奉仕に出ねばなりません。もしも人手不足等にて出られない時には、人を雇い入れても出さねばなりません。現在の此の物価騰貴の場合に、人を頼めば四円乃至六円です。それでも頼んで出さねばなりません。このような義務行為は、あたかもその昔秦の始皇帝が犠牲を払つて作った「万里の長

城」の工事にも等しいものだと私は思います。

こうした勤労奉仕にかりだされた中国人も食料不足に苦しんでいた。1943年に勤労奉仕作業に出た黄紹文は穆稜県に住む両親へ、以下のような状況と不満を述べた手紙を出していた。

黄紹文→両親 1940年7月 没収 部分引用

御父母様、老黒山の奉仕作業は仲々良いのですが、食料不足には困ります。全隊員作業する時、食事が一杯なものだから涙の種です。私の仕事は日誌及日報管理係の関係上軽いものですが、食事が一杯なのは本当に困る。毎日憂えています。こんな事は早く家へ知らすのが本当ですが、心配かけるのが嫌でした。家の困難な事は知っていますが、少し食糧を送って呉れませんか。私は毎日空腹を抱えて生きています。毎日家の事を考えていますが四ヶ月間は帰れません。毎日酒保の売店で食事を買って空腹の一時しのぎをやっていますが、毎日此の様に買ったら、後三ヶ月も有るのに、私の持って来た金は少いので、いよいよ足りなくなります。御父母様、此の手紙が付き次第、麦粉を少し買って食物を作ってください。私は苦しくてたまりません。赦してください。もし出来なければ金でも良いです。帰ってから御返し致します。

奉仕作業先の食料事情は悪く、両親の協力がなければ4ヶ月間の作業機関を耐え抜くことが難しい、切迫した様子をこの手紙からは知ることができる。しかし、この手紙は検閲の結果没収となり、黄紹文の両親には届かなかった。

3. 商業取引の状況

「検閲月報」には、中国人が行っていた商業取引に関しても興味深い内容の郵便がいくつか掲載されている。1939年1月に図們地方検閲部が検閲した、図們在住の朴昌喜という人物が牡丹江の朱宰強という人物に宛てた郵便は以下のような内容であった。

朴昌喜→朱宰強 1939年1月 没収 全文引用

無事到着の便に接して安心しました。私は相不変無事に暮しています。持出したる品は質不良と云うか、本当に濟ません。買先に責任を問少し持参せば、賠償させる事が出来ます。此処の相場はクロ一両六円で入手難いです。又白米は良品で二十二、三円、普通で十八円二十銭位でありますから、持って来て下さい。諸方斡旋致します。

(クロは阿片、白米はモルヒネの略称ならん)

アヘンやモルヒネを個人が売買することを満洲国政府は禁止していたが、中国人らによる非合法的な売買が実際に行われていたが確認できる。相場が存在したという記述からは、アヘンやモルヒネの非合法的な売買は相当行われていたと思われる。

營口市の張某が、1939年に山西省榆次県の杜本栄という人物に宛てた郵便には、不正取引により利益を得ようとするたくらみが記述されている。

張某→杜本栄 1939年10月 発送 全文引用

天津より購入する事は困難ですが、今度三万円程買込みました。此の品を營口迄到着させると六万円に売れます。今度の品は少くとも二万円の純利益を得られると思います。両親様喜んで下さい。私も其の割前を二万円程貰えるでせう。然い此の事は絶対他人に漏してはいけません。固く御願ひして置きます。

この文面だけではどのような不正取引をしているのか、營口市の張某と山西省榆次県の杜本栄がどのような関係（親子？）かは不明だが、3万円で仕入れた物品を營口まで運んで売り払えば2倍の6万円になるとある。營口地方検閲部はこの郵便を意図的に発送し、調査することにした。

日中戦争の開始以降では商業活動にも規制が加えられ、中国人商人の活動も窮屈なものになっていた。1940年代以降の検閲月報には、商業活動の統制に対する中国人の不満が掲載されている。例えば、40年に營口の広生行という商店が、香港にある広生行に出した郵便には、營口の状況について次のように書いている。

營口広生行→香港広生行 1940年3月 没収 部分引用

此の事変の為当方の統制経済の状況は想像以上です。経済警察が活動して見た所で、此の物資の不足の時世には如何とも出来ません。日一日と物価は暴騰するのみです。金はあれ共物資の不足の為買うことが出来ず、故に高い闇相場で買い求めるより仕方ありませんから、市内の相場は紊乱して居ります。結局買留売惜の奸商の現出は当然です。此際金より物品を所持して居る方が安心ですからね。近く新政府が成立するか、早く事変が片付いて、此の不安を一掃されることを望んで居ります。

物資の不足と物価の高騰がひどく、必要な物資は闇相場で買い求めていること、金があっても物資不足のため購入できないので、金より物を持っているほうが良いという状況を述べている。

こうした中でも、統制の網の目をくぐりながら商売していた様子を知ることができる郵便がある。1942年に奉天市厚生市場同益祥で働く張峇閣という人物が、唐山市に住む張君仲という人物に宛てた郵便には以下のようにある。

張峇閣→張君仲 1942年11月 没収 部分引用

七月初旬より約一ヶ月余り食糧を販売し四百五十円儲けたが、不幸にも糧穀組合に察知され、残りを配給したので六十円欠損した。其後は食糧の販売を止めて仕舞った。それから八面城迄行き豚肉を販売した。奉天から五百満里の処に汽車で一往復し、一回四、五十円儲けたが、不幸にも第三回に鉄道警護隊員に発見没収され九〇円丈け損をした。

闇で食糧を販売して儲けたが、糧穀組合に見つかってしまい、最終的には損をしてしまった。ついで豚肉を奉天から八面城に持って行き、売ったところ最初は儲かったが、3回目には鉄道警護隊員に発見され、損失を出したことが書かれている。

日中戦争の開始以降、商業活動への統制は拡大したが、統制の網をかいくぐって商売を続ける中国人商人は多く、むしろ統制を逆手にとって利益をあげる中国人商人もいた。しかしながらアジア太平洋戦争が始まると、統制の範囲がいつそう拡大しただけではなく、物資が極端に不足し、商品の仕入れが難しくなり、商業活動を継続できない中国人商人が生まれていた。

奉天市に住む父親が華北の息子に宛てた1943年の手紙には、闇で食料を販売しようにも、食料を入手する方法がないことを述べている。

奉天市の父親→華北の息子 1943年2月 没収 部分引用

此の凶年に当りては生活の途なきもの独り華北方面のみではない。当地方面は更に甚

だしきものがある。店を休業する者続出し、一様に同病相憐むの状態である。糧食の配給は常に不足し、官庁は愈々嚴重に取締っている。田舎の糧穀も全部官庁が収納して、自家用の種子も食糧も、凡て許さぬのであるから、闇購入の糧食もない有様である。斯うなつては全く商売も如何とも方法がない。

食糧は政府が嚴重に取り扱っているため購入する方法がなく、「店を休業する者続出」し、商売したくてもできない状況にあると書いている。

1943年6月に検閲を受けた奉天市の某が北京の張学賢に出した郵便にも、奉天で商売することは不可能であり、さらに「行商人はまるで野良犬のように狩り立てられて、何処かへ連れ」ていかれてしまい、行商人の存在自体が許されなくなった状況を記している。また、43年9月に検閲を受けた、奉天市の某が河北省の某に出した手紙にも、奉天での商業活動が難しくなった状況が書かれている。

奉天市某→河北省の某 1943年9月 没収 部分引用

現在奉天市では時局の為街頭でぶらぶらしている人は、たえず官憲が捕えて労働者として何処かへ連れて行きます。これがため無職の者は一步も外へ出られない状態です。各商店は一様にさびれています。私の方の店も、これがため商売は全く思わしくありません。此の様子では今年一杯で大部分の店は閉店することになるでせう。

「ぶらぶらしている人」は労働者として連れていかれていること、商売を続けるのは難しいので、「今年一杯で大部分の店は閉店」せざるを得ないと述べている。

4. 農村部の状況

1940年代の満洲国内の社会状況を示す史料は、現在のところ非常に限られており、なかでも農村部の状況については、日本人の観察を通じてしか知るしかない。「検閲月報」にはわずかではあるが、農村部の中国人が40年代に書いた手紙が掲載されている。

雞寧県の劉成文が開原県の馬香九に出した手紙には、雞寧県下の農民の状況について次のように書いている。

劉成文→馬香九 1943年2月 没収 部分引用

目下当地の食糧は全部官庁に没収されたので、農民の食糧は十戸あれば九戸食糧がない。其の上官庁で闇取引商人を堅く取締るので、隠匿しある食糧の価格は物凄く高いです。食糧不足の為、農民は農業を廃止するものも相当居るだろうと思います。従て常傭人夫を傭ふ所もなく、「ルンペン」が多く雞寧に於ては生活を維持する方法がないことを確認致しました。貴地に就職口を許諾して戴けば直ぐ参ります。

雞寧県では農民の生活が危機的状況に陥っており、働く場所もないので開原で職を探して欲しいと述べている。また、同じ雞寧県の石玉山が遼陽県の孟栢茂に出した手紙も掲載されている。

石玉山→孟栢茂 1943年2月 没収 部分引用

東安省雞寧県管内は今年夏雨ばかりだったので、農作物は本当に不作でした。其の上百姓の食糧は全部出荷して仕舞ったので、各戸では食糧がなくて実に困難なる状況に陥り、金もなく、金があっても買う所は有ません。私は今腹を定めて居ります。東安省内に長らく住む気持は少しも有りませんので、直ぐに返信をお願い致します。若し

貴地の状況が良かったら、早速郵便為替にて金を送りますから、先ず空家と食糧と薪炭等を準備して戴けば、直ぐ帰省致したいと考えて居ります。

これら二通の手紙から、雞寧県では 1943 年に深刻な食糧不足が生じ、雞寧県での生活に見切りをつけて他に移りたいと考える人が少なからずいたことが推測できる。

1943 年には雞寧県以外でも食糧不足が生じていた。1943 年 3 月に検閲を受けた東寧県の曹明田が山東省の曹丙臣に宛てた手紙には、東寧県下の食糧状況について次のように述べている。

曹明田→曹丙臣 1943 年 3 月 没収 部分引用

満洲国一切の食糧は皆役人の方から統制して、自由販売を禁止して居るから値は高くありません。穀一斗十五六円、小麦一斗十五円、高粱一斗十円、包米一斗九円、大豆一斗十二円です。然して百姓の所得食糧の十分の六を役所に売らねばなりません。又配給は各民戸へ致しますが、高粱なら一斗八円位、穀は一斗七円位です。最も困ることは配給が足りない事です。又金を送るにも送金停止となつているから、金があつても送る事が出来ないから方法はないです。

食糧は配給制になり自由な売買はできなくなったこと、農民は収穫の 6 割を役所に売らなければならなかった状況を述べている。

奉天市郊外の郭三屯村の那王(?)が、1943 年に陝西省谷県鳳凰鎮の那景林に出した郵便には、食料不足に苦しむ農民の様子を述べている。

那王(?)→那景林 1943 年 9 月 没収 部分引用

今年は糧穀が特に高く、粟一斗四十五円、高粱一斗百円余、高粱桿百束四十五円の値段で生活の困難は其の極に達している。即ち金があつても糧穀を買う処がなく、話に聞けば百戸から有る郭三屯村で、其の過半数の家が喰う物がなにかです。

食糧不足のため生活は苦しく、金があつても買う場所がないので半分以上の家が食糧不足に陥っているとしている。

雞寧県では農産物の不作と行政側の土地接收により、引越しを余儀なくされた農民がいたことを、雞寧県の某が寛甸県の張学智に出した 1943 年の年には、次のようにある。

雞寧県某→張学智 1943 年 8 月 没収 部分引用

今年四、五响耕作致しましたが、農作物は全部夜盗虫に食われた為、秋の収穫は大部減収される事と思ひます。更に敷地全部を官庁に占有されて、どこかに引越さねばなりませんので、行く先は後で知らせます。

農村部の食糧事情を悪化させた原因の一つとして、1943 年以降満洲国政府は警察力をも使った強引な農産物蒐荷政策を推進したことがあげられる。43 年 2 月に関東憲兵隊司令官が関東軍総司令官に出した「検閲月報」には、中国人の動向について次のように述べている。

食料配給機構に対し「政府は強制蒐荷をなし農民の食糧を没収しあるも、我々の死活問題に関しては何等の策も施さず、こんな馬鹿馬鹿しい道理があり得ようか」等、為政者を論難するものあり。又蒐荷の惨状を誇張するもの及強制蒐荷に依る離農を企図するもの等、蒐荷に対する反響は相当注意を要するものあり。

強制的な農村部での食糧買収の結果、中国人の間では反政府的な言動が盛り上がり、危険

な兆候が出ていることを伝えている。

鶏寧県公署行政科周金閣が1943年に四三省民生庁文教科劉某に宛てた郵便には、中国人の目から見た農産物蒐荷工作の状況が記述されている。やや長文であるが、極めて興味深い史料なので以下に引用する。

周金閣→劉某 1943年2月 没収 全文引用

当県の命に依り、一月十九日より十五日間出荷督励の工作の為、全職員総動員して各地に出張致しました。出発の際県長の訓示に「今回の出荷は従来と違い、各自は戦場に赴く気持を持ち、若し命令に服せず、割当数量に達せざる場合は、作戦に負けたと見做して相当の罪を以て罰する」と云い、各班長は県長に向い宣誓文を朗読した。県のトラックを出して貰い、各自は担当地域内に出荷工作を開始しました。至る所で各戸毎に嚴重な調査を為し、穀物種子迄出荷させて、老若男女の泣声は天を衝くが如し。其の悲惨なる状況は、実に見られない状況です。

斯様に嚴重なる調査の上出荷させても、予定の数量から見れば僅かに百分の四十しか有りません。斯の如く毎日現地の生活をやって居りますが、県長の訓示の通り戦場で勝たなければ、帰しないと云う命令の下に、今日迄延引して来たのが一ヶ月余りになります。

私の担当地域内にも尚未出荷分が千六百噸程あります。此れを一体何處から出させて貰うか、上司の命令を執行するには実に頭が痛いです。就職以来始めて斯様な難局に遭遇して居ります。

鶏寧県（東安省）では1943年1月にかなり強引な農産物蒐荷をおこなったが、それでもこの周金閣の担当地区では未出荷量が1600トンあったことを述べている。満洲国では国境地域にあたる東安省鶏寧県の一地区の状況ではあるが、1943年に農民の生活を無視した農産物蒐荷工作が実施されていたことが確認できる。

5 満洲国統治に対する反発

1940年4月に満洲国政府は国兵法を公布し、翌41年から中国人に対する徴兵検査をおこなったが、これに反発する中国人は多かった(3)。兵隊になることへの不満を述べた郵便は検閲の対象であったので、そのいくつかは「検閲月報」には収録されている。

1943年に奉天市の徐鴻楽が北京の周嘉勳に出した手紙には、次のようにある。

徐鴻楽→周嘉勳 1943年9月 没収 部分引用

満洲は目下国勢調査を實行し、民籍法に依り年令十九才の青年は徴兵されるとの事です。工廠内の日本人も常に私に対し、関内に行き就職した方が良いと言って居ります。工廠から十九名徴兵されるとの事です。私は対策を考えて居りますが、早く関内に行き兵役を免れる様にして下さい。

満洲国を出て中国関内に行けば徴兵を逃れることができるので、北京の知人に対応をお願いしている。興味深いものとして、1943年9月に奉天第八国民高等学校の李孝賢(子)が復県南極村の父親に出した郵便は、人間関係を使って徴兵を避けようとしている様子を述べている。

李孝賢→父親 1943年9月 没収 部分引用

奉天市の人で同窓の友達に第一軍管区の徴兵処長を知って居る者があるので、今彼にたのんで色々と運動して居るのですが、復県の方の徴兵官の氏名が分かれば、とても好都合に行くらしいのです。早速御調査願ひ度いです。

また、1943年に奉天市某が姫有貞（住所不詳）に宛てた郵便には、賄賂を使い徴兵をのがれたことが述べられている。

奉天市某→姫有貞 1943年10月 没収 全文引用

国兵検査の一件は前回の信書で事情を詳細に通知申上げましたが、検査当初に当り店では運動費百円を消費したので、私は辛じて徴兵から免れました。この費用は総て店で負担したのです。之皆御両親の保佑の賜です。

満洲国政府は法律の整備を進め、満洲国を名実ともに法治国家にしようとしたが、中国人の間では法律ではなく依然として人間関係や賄賂を軸として、状況に対応していたことがうかがえる。

徴兵に対して中国人がどのような不満を持っていたのか、その一端を知ることのできる手紙として、徴兵検査に合格した海城県の湯宝平が奉天市の某に出した手紙をとりあげたい。

湯宝平→某 1943年9月 没収 全文引用

今度壮丁検査を受けたが不幸合格して終わった。全く運に恵まれないものだ。不運も極に達したよ。来年入営しなければならぬのだが、家の方はそれが為大変に困るのだが、一体誰が私にこんな運命を与えて呉れたのか。君も学校を終えて社会に出て、社会の労苦が分る様になると、又壮丁検査に行き人生の労苦をなめねばならぬ。本当に人生なんて無味なものだ。

徴兵検査に合格したことを「不幸」だと考え、「人生なんて無味」なものだと自分の運命を悲観する文面を書いている。

「検閲月報」に掲載された郵便は、差出人に何らかの用件を伝えるために書かれたものであり、個人の意見や主張を述べるために書かれたものではない。しかしながら、満洲国で暮らした中国人の考えを知ることのできる手紙も、わずかながら収録されている。1940年に奉天の中国銀行支店に勤める李宜良が、重慶の張承德に宛てた手紙からは、満洲国下で暮らした李宜良の思いをうかがうことができる。

李宜良→張承德 1940年1月 没収 部分引用

一、私は此の東三省に於て体は健康であると言うも、然し乍ら精神上に於ては種々の方面に常に不快を感じて居ります。

二、此方では新兵の試験があり、私の銀行からも三名引張り出された。本月一九日朝体格検査が施行された。奉天市で一万人募集して、三ヶ年訓練するのです。然し私が思うに、私達の銀行員の体格、国籍、思想等、種々の方面より考えて、一つも合格し得べき条件がないと思います。

三、私は決して日文を覚えて将来出世し様と思って居るのではありません。というのは私の意思、主張は断じて将来我等が日語を絶対に必要とすることを希望しないからです。私の希望する所は東省(満洲)に在っては、露西亜語と英語を必要としたい。

「種々の方面に常に不快」を感じながら毎日を過ごし、日本語の習得を拒み、将来は「露

西語と英語」を必要とする生活が来ることを期待している。

ハルビン農業大学（1940年5月設立）の曲国芸は奉天農業大学（1938年1月設立）の張際中に出した手紙で、心中の不満を次のように述べていた。

曲国芸→張際中 日時不明 没収 部分引用

私の申上げるのは決して出鱈目や虚偽ではありません。是非聴いて下さい。一体私をどうして哈爾濱に勤務させたか。私は毎日苦しみの中に生活して居るが、其の苦しみは泣いても笑っても追いつきそうもない。世の中は凡て出鱈目である。この学校の事情を御聴取してください。そうして私を他に転勤させて下さい。日系の人達は国に帰り度い者は帰るし、避暑に行き度い者は避暑にも行くし、自分勝手である。私達は一日中学生と実習し、疲れ切った日を送って居る。それで月俸は僅か七十五円位、東洋人は千円以上も取って居るのである。我々は東洋人から百姓と同様に酷使され、其の上なんだかんだ言われて、全く我々の頭は口ってしまう。我々は辞職か転任あるのみです。

ハルビン農業大学では日本人教師が幅をきかせて、自由に振舞っているのに対して、中国人教師は安月給で毎日働かされていた状況を知ることができる。この手紙を書いた曲国芸に「世の中は凡て出鱈目」だと感じさせ、「辞職か転任」するしかないと考えさせるに至った、ハルビン農業大学での中国人教師の日常とはどのようなものだったのだろうか。

おわりに

「検閲月報」に掲載された電報・郵便は「はじめに」で述べたように、満洲国各地で行われた通信検閲の結果、報告するに足ると判断されたものだけである。そうした限定的な史料であるとはいえ、1940年代のなかでも1943年時点での中国人の暮らしぶりの一端を明らかにすることができた。

中国人の手紙は、満洲国末期の1943年では食糧の不足、物価の高騰、経済活動への統制の拡大により、中国人の生活はかなり苦しい状況にあったことを述べている。なかには食糧不足がひどく、たとえ金があっても食糧を買うことのできない状況や、農村部での穀物供出の過酷な状況を鮮明に述べているものもある。また、苦しい生活を送りながらも、したたかに暮らす中国人の姿を浮かび上がらせてくれる手紙も含まれている。

徴兵に反発したり、中国人を差別する日本人に不満を覚える中国人は多数いたと考えられるが、反発や不満を覚えたことが、ただちに満洲国政府に対する抵抗運動に結びついたわけではない。日常生活に不満を持つ中国人は反満抗日運動を行っていた中国人とは異なり、一応は満洲国政府が許容する枠内で暮らしていた。市井に暮らす中国人が満洲国支配をどのように思っていたのかは、今後明らかにされなければならない重要な課題である。反満抗日運動の分析だけでは、満洲国支配下で暮らす中国人の姿を分析することにはつながらないと考える。

今後の満洲国史研究は、満洲国政府の支配政策を受け止めていた中国人の動向を視野に入れる必要がある。そして、支配政策の変化を日本国内の状況からだけでなく、中国人の動向により支配政策がどのように変化したのかを考察する必要がある。「検閲月報」はこうした分析視角に立った場合、有益な情報を与えてくれる史料である。

- (1) 東北三省の档案馆には、中国人の手紙などの史料が所蔵されているのかもしれない。だが、現在外国人が東北三省の档案馆所蔵史料を全面的に利用することはできない。
- (2) 奉天商工公会『奉天産業経済事情』1942年、476-477頁。
- (3) 満州国史編纂刊行会編『満州国史 各論』満蒙同胞援護会、1969年、260-261頁。

はじめに

満洲国の崩壊後、マンチュリアの支配をめぐり、中国共産党（以下、中共）と中華民国国民政府（以下、国民政府）は対立、抗争を繰り広げた。最終的には中共が 1948 年 11 月の遼瀋戦役の勝利により、マンチュリアを支配下に置いた。関内とは異なりマンチュリアには、満洲国の崩壊時には中共の勢力はほとんど存在しなかった。にもかかわらず、3 年間で中共はマンチュリアの支配に成功したのである。短期間で国民政府軍を撃退した軍事力を、中共はどのように動員したのかについては、門間理良 [1997] が新兵動員を軸に検討している (1)。だが、いかに軍隊を維持したのか、つまり軍事力の保持を可能とした中共の財政的背景については未だ十分な考察は行われていない。

マンチュリアはそれまで中共が勢力範囲としてきた辺区とは異なり、農業生産力に富み、大都市や大工場が存在し、鉄道網も発達しているという経済的特徴を持っていた。中共が短い時間で大規模な軍事力を動員できた要因の一つには、豊かなマンチュリアの経済力を掌握した点にもあったのではないだろうか。こうした観点からマンチュリアでの中共の軍事動員を考えた場合、中共が東北解放区で実施した財政経済政策について検討する必要性が浮上してくる。

少ない先行研究のなかで、西村成雄 [1984、第 6 章] は東北解放区で行われた財政経済政策を検討し、農村変革だけでない商工業者をも含む変革を「東北モデル」として位置づけた。そして、中国革命史像の認識には農村変革を中軸とした「延安モデル」と「東北モデル」の総合的な理解が必要であると主張した。「延安モデル」では理解しきれない東北解放区での中共の財政経済政策の特徴を指摘した見解は高く評価したいが、財政経済政策の具体的な執行過程やその結果については史料制約もあり、十分に検討されているといたい。

80 年代後半以降、中国では新史料の公開がはじまるとともに、財政経済政策に関する研究も出されるようになった。朱建華主編『東北解放区財政経済史稿』（黒龍江人民出版社、1987）は档案を利用した信頼性の高い研究である。史料集としては、『東北解放区財政経済史資料選編』全 4 巻（黒龍江人民出版社、1987）〔以下、『史料集』A〕、『東北解放区工商税収史料選編』全 3 巻（黒龍江人民出版社、1988）〔以下、『史料集』B〕が出された (1)。

本稿ではこれらの史料集を使い、東北解放区で実施された財政経済政策のなかでも、財政収入を支えた対外貿易の動向、農民・商工業者からの徴税について検討してみたい。その際、二つの点に留意して考察を進めた。第一には、東北解放区で行われた財政経済政策の具体的な内容、およびその問題点に力点を置いた。第二には、東北解放区での財政経済政策をマンチュリアの地域性から把握する観点をとり入れた。東北解放区での財政経済政策には中共固有の特徴も存在したとはいえ、マンチュリアの地域性に規定された側面もあったと考えるからである。

なお、本章は東北解放区で中共がおこなった財政経済政策の特徴とその問題に焦点を絞っており、国共内戦の推移がもたらした中共中央の政策変化による影響や、中共内部での財政経済政策の立案過程については考察から除外していることをあらかじめ述べておきた

い(2)。

(1) これらの資料集の概要については、石剛の解題を参照（井村哲郎編『1940年代の東アジア—文献解題』アジア経済研究所、1997）。

(2) 本章では中共中央、中共中央東北局などの語句を使い分け、政策の決定、執行主体をできるだけ明確にした。しかし中共全般の動向を示す場合には、単に中共と記した。

1. 東北解放区の形成と財政経済政策の変遷

ソ連軍のマンチュリアへの進攻、日本のポツダム宣言受諾という新たな状況に対して、延安の朱徳は中共軍のマンチュリアへの進撃を1945年8月11日に命令した。熱河、山東、河北に駐屯した中共軍はマンチュリアへ向かい、11月までに約20万人の幹部、軍隊が送り込まれた(1)。一方、国民政府も10月以降マンチュリアの接收に乗り出した。ところが、国民政府軍はソ連軍や中共軍に阻まれて、マンチュリアに入ることができなかった[石井明1990]。10月から11月にかけて中共はマンチュリア各地に省政府を設立していった(表1参照)。だが、全域におよぶ支配は確立していなく、北部へ派遣された幹部、軍隊の人数は少なかった。11月末までに北部へ到着した「老部隊」(関内より移駐してきた部隊)は1500名に満たず、北部の中共の主体は新たにマンチュリアで組織された2万5000人の部隊であった(2)。11月になると国民政府軍はマンチュリアへの進撃をはじめた。11月16日に国民政府軍は山海関の中共軍を攻撃して撤退させ、同月26日に錦州へ入った[常城1986、403-404頁]。こうした情勢に対して、中共中央は軍事状況と「中ソ友好同盟条約」が国民政府に接收権を与えていたことを考慮し、大都市の放棄を11月20日に決定した(3)。この決定は、10月19日に出された国民政府軍とは徹底的に戦う方針の転換を意味していた(4)。中共中央の指令に従い、中共軍はハルビン、瀋陽、チチハルなどの大都市から撤退した。

大都市を放棄した中共は、北部を中心に勢力の扶植に努めたが、幹部の不足、反対勢力の抵抗から勢力の拡大は進まなかった(5)。中共中央東北局は農民の関心を引き寄せる手段として、満洲国の国有地や日本人開拓団の土地など、かつて日本人が所有した土地の没収、分配を1946年3月に指示した(6)。しかしながら、本格的な土地改革にはまだ着手していなく、土地を得た農民は限られていた。

1946年3月以降ソ連軍の撤退が始まり、国共間の緊張は増した。国民政府は「中ソ友好同盟条約」をたてにソ連軍撤退後の接收権を掲げ、3月13日に瀋陽を占拠した。そして北上して長春をも占領しようという動きを示した。中共中央は国民政府軍の北上をくい止めるため長春、ハルビンの確保を決定し、中共軍は4月18日に長春を、同月28日にハルビンを占拠した(7)。中共軍は長春南部で北上してきた国民政府軍と衝突し、4月18日から5月18日まで四平をめぐる攻防戦が行われた。中共軍はこの戦いに敗れ、松花江以北へ撤退した。以後、松花江を境に南側が国民政府の、北側が中共の勢力範囲となる。中共軍敗北の原因は、アメリカ軍の支援を受けた国民政府軍より攻撃力が劣っていた点にもあったが、基本方針が都市の確保にあるのか、農村の掌握にあるのか混乱していた点にもあった(8)。また華北や山東などの各地から派遣された「寄合い部隊」の性格を克服することができず、兵力は30万人を数えたものの半数以上は新たに参加した兵隊であったため、統率のとれた

軍事行動ができていなかった(9)。

中共中央東北局は松花江以北に退いた後、土地改革を進め、農民を中共側に引き寄せる方針を第一にした「7. 7 決議」を決定した(10)。この決議を受けて、1946年7月から9月にかけて1万2000人の幹部が農村に入り、土地改革を行った[常城 1986、436頁]。中共は土地改革の一方で、共産党員の拡大にも努めていた。黒龍江省では49年4月時点で党員数は約6万8000人に達し、総人口の1. 2%占めるに至った(11)。ほとんどゼロから出発したので、かなり急激な拡大をはかっていたと言えよう。注目されるのは、新たに入党した党員の57%が教育を受けたことのない点である。教育水準などは軽視して、政策に共鳴する人物を中共は積極的に党員にしていたのであった。かかる点は、満洲国期の行政官が中華民国期の有力者のなかから選ばなければならなかった点とは異なっている。東北解放区で中共の指導により末端行政を担った人は、以前の在地有力者とは違っていた点を指摘したい。

土地改革により中共は農民の支持を獲得したとはいえ、軍事的には劣勢であった。46年10月から国民政府軍は安東、通化への攻撃を行い、東部での軍事行動を拡大していた。46年末から47年初は、マンチュリアの中共軍が最も苦境に陥った時であった[朱建華 1987a、167-169頁]。

1947年5月から中共軍は攻勢に転じ、「夏季攻勢」(5月～6月)、「秋季攻勢」(9月～11月)、「冬季攻勢」(12月～48年3月)と連続した軍事行動を展開した。47年7月になると、中共軍と国民政府軍の兵力数は中共軍が上回り、以後両軍の兵力差は拡大していった(15)。48年3月に終了した「冬季攻勢」の結果、国民政府軍は長春、瀋陽などの大都市と錦州、興城などの北寧鉄道(京奉鉄道)沿線の都市を確保するのみになった[常城 1986、502頁]。この時点でマンチュリアにおける国共内戦の帰趨はほぼ決まった。最終的には48年11月2日に瀋陽が陥落し、中共はマンチュリアでの内戦に勝利した。マンチュリアを解放した中共軍は休む間もなく関内へと進撃し、東北解放区の役割は関内での内戦支援が主要となった。

以上がマンチュリアでの国共内戦のおおまかな経過であり、ついで財政経済政策の変遷について見てみたい。

中共中央東北局は1945年から46年にかけて軍事作戦に追われ、具体的な財政経済政策はほとんど実施できていなかった。46年8月にハルビンで開かれた各省市代表連席会議で林楓は、1年以内に財政面及び経済面での業務の基礎を打ち立てたいと述べている(13)。この主張からは、46年8月時点では財政経済部門の運営は著しく立ち遅れていたことを知ることができる。

軍事力を支える財源を確保するためにも財政経済政策は重大となり、中共中央東北局は1947年1月に第1回財政経済会議を哈爾濱で開いた。この会議で財政問題について報告した李六如は、東北解放区の財政は没収した敵産物資と銀行券の発行によりまかなってきたと述べている(14)。敵産資産の内訳については不明だが、満洲国政府に協力した人々の財産を没収していたと考えられる。銀行券の発行状況については、中共中央東北局は45年11月に東北銀行を開業して、東北銀行券の発行をはじめた(15)。東北銀行券の発行額は、46年では164億元だが49年には約12万億元に達しており、46年から49年にかけてその

発行額は約 730 倍も増えていた（表 2 参照）。東北解放区では軍隊への食料購入にあたって東北銀行券を増発して調達することもあり、東北銀行券発行による財政補填は 47 年以降も行われていた（16）。

敵産没収や銀行券発行に依存した財政状況から脱する方針として、第 1 回財政経済会議で報告した彰真は、農業生産を高め、農産物を売却して利益を得る方針を語り、軍事情勢が不安定なため工業建設の条件は備わっていないとし、工業より農業を優先する考えを示した（17）。

第 1 回財政経済会議での議論をもとに、中共中央東北局は 1947 年 3 月 4 日に 47 年度の経済方針について表明した。その方針は農業生産の発展、税制の整理、対外貿易の増進、財政政策の指導強化などをあげている（18）。

1947 年に出された報告の中で注目したいのは、東北解放区財経会議（ハルビン）での李富春の報告である（47 年 8 月）。李富春は、現在の戦争は空前の規模にあり、その勝利は財政政策の如何にかかっているとす。戦争は正規化した主力部隊によって行われ、遊撃戦ではないので、大規模な正規戦を支える財力が必要となっていると分析する。ついでマンチュリアの経済特徴を、陝北などとは違い農業生産が盛んで、これまで戦災の被害を大きくは受けていない。すでに土地改革は初歩的に行われ、かつての植民地的制度は消滅し、さらに鉱工業も発展しているだけでなく鉄道網も備わっており、東北解放区は戦争を支援する条件に恵まれていると分析している。もしマンチュリアの経済水準を高めることができれば、戦争勝利に結びつくことはまちがいないとし、農業、鉱工業、交通業、商業、金融のバランスのとれた育成を主張した（19）。李富春はマンチュリアの経済的特徴が華北の辺区とは異なることを指摘し、マンチュリア経済の潜在力を発揮させることが内戦勝利につながると主張したのである。

1948 年になると、工業への関心が高まった点が特徴としてあげられる。47 年では工業に関する指導経験、人材、経費の不足から、着手しやすい炭鉱の復興が第一に行われていた（20）。48 年になると東北解放区は拡大したため、多くの鉱山や工場を中共は掌握することができた。それゆえ、48 年になると中国のなかでも水準の高いマンチュリアの工業力に注目する意見が述べられるようになった（21）。また都市政策への関心も払われるようになった。農民の動員を第一にしていた東北解放区で、都市政策について中共中央東北局が明確な指示を出したのは 47 年 10 月であった。この指示は、東北解放区の人口の 3 分の 1 以上が都市住民になったことから、今後は都市の商工業者や労働者に対する工作も重視しなければならないとしている（22）。

このように東北解放区では変化する情勢に応じて財政経済政策の見直しも行われていたことが確認できるが、1948 年 8 月に陳雲（東北財政経済委員会主任）は中共中央に対してまだまだ問題は多いとする報告を出している。陳雲は現状の問題として、一つは財政経済政策の範囲が拡大し複雑になっている状況に対応できる経験を持っていないこと、もう一つは戦争と土地改革にのみ専心したため財政経済問題を看過してきたことを指摘し、財政経済政策は未だ「盲目状態」にあるとしている（23）。

東北解放区の財政収支について詳しい数字を明らかにすることは、現在の史料状況では無理である。金額の推移は不明だが、1947 年の収入の 31% は公糧（現物徴収による農業税）、

貿易収入が 57%、税収（貨物税、営業税など）が 3%で、支出は軍事費が約 80%を占めていた(24)。つまり 47 年の収入は、貿易収入と農民から徴収した公糧をあわせると 88%に達し、商工業者から徴収した貨物税や営業税は僅かであったとまとめられよう。48 年の収入も公糧（37%）と貿易収入（35%）の割合が大きかった。47 年では僅か 3%に止まった税収は 17%に増え、商工業者からの徴税は 48 年になると少しは機能するようになっていた。49 年になると、公糧の割合は 23%に止まり、企業収入（30%）の割合が増えていた[朱建華 1987b、440 頁]。企業収入の増加は、48 年 11 月の内戦終結後、東北解放区では企業の再建が進められたことを示していよう。

以下では、東北解放区の収入を支えた貿易動向、公糧徴収、商工業者からの徴税の実態を明らかにし、東北解放区で行われた財政経済政策の特徴と問題点について指摘してみたい。

- (1) マンチュリアの中共軍の名称は、東北人民自治軍、東北民主聯軍、東北人民解放軍隊、中国人民解放軍第四野戦軍と繁雑に変更されていた。本章では中共軍で統一した。
- (2) 陳雲「対満洲工作的几点意見（1945. 11. 30）」『陳雲文選 1926～1949 年』人民出版社、1984、223 頁。
- (3) 「中ソ友好同盟条約」の付属協定「今次の日本国にたいする共同作戦におけるソ連軍の中国東三省地域内への進入後のソ連軍最高司令官と中国行政当局とのあいだの關係に関する協定」では、軍事行動の終了後、マンチュリアは国民政府に引き渡されることが決められていた（日本国際問題研究所中国部会『新中国資料集成』1、日本国際問題研究所、1963、111-112 頁）。
- (4) 1945 年 9 月から 46 年 6 月までの中共の戦略変化については[丸山鋼二 1992]を参照。
- (5) 陳雲「北満根拠地建設的進展狀況（1946. 4, 20）」『陳雲文選 1926-1949』225-228 頁。
- (6) 「中共中央東北局關於处理日偽土地的指示（1946. 3. 20）」『史料集』A1 卷、264-265 頁。
- (7) 「中央關於控制長春、哈爾濱及中東路保衛北満給東北局的指示（1946. 3. 24）」中央檔案館編『中共中央文件選集』16、中共中央党校出版社、1992、100 頁。
- (8) 羅榮桓「対東北解放戦争形勢与任務的分析和部隊政治思想工作」『遼瀋決戦』上、人民出版社、1988、37-38 頁。
- (9) 陳雲「發動農…民是建立東北根拠地的關鍵（1946. 7. 13）」『陳雲文選 1926-1949』237 頁。
- (10) 陳雲「關於形勢和任務的決議（1946. 7. 7）」『陳雲文選 1926-1949』229-235 頁。
- (11) 「黒龍江省党支部組織狀況統計表」中共黒龍江省委組織部、中共黒龍江省委党史研究室、黒龍江省檔案館編『中国共産党黒龍江省組織史資料 1923-1987』、黒龍江人民出版社、1992、141 頁。
- (12) 「東北敵我軍力量各介時期比較表」『遼瀋決戦』下、685 頁。
- (13) 林楓「東北各省代表連席會議閉幕詞（1946. 8. 15）」『史料集』A1 卷、18 頁。
- (14) 李六如「關於財政問題的結論報告（1947. 1. 21）」『史料集』A1 卷、28-33 頁。
- (15) 「東北銀行總行三年來工作報告（1949. 5）」『史料集』A3 卷、570 頁。
- (16) 陳雲「把財經工作提到重要位置上来（1948. 8）」『陳雲文選 1926-1949』265-266 頁。

- (17) 彰真「存各省財經連席會議上關於工業建設問題的講話（1947. 1. 20）」『史料集』A2 卷、6-7 頁。
- (18) 東北局「關於 1947 年度財經工作方針与任務的指示（1947. 3. 4）」『史料集』A1 卷、33-40 頁。
- (19) 李富春「在財經會議的報告与總結（1947. 8）」『史料集』A1 卷、53-72 頁。
- (20) 工鈺処「關於東北工鈺業一些材料的匯集報告（1947. 3）」『史料集』A2 卷、11-22 頁。
- (21) 陳郁「東北工業概況（1948. 8）」『史料集』A2 卷、77-84 頁。
- (22) 東北局「關於加強城市工作的指示（1947. 10. 10）」『史料集』A1 卷、46 頁。
- (23) 注 16 に同じ。
- (24) 東北財政委員会「東北解放区 1947 年財政工作報告（1948. 1. 31）」『史料集』A4 卷、104-107 頁。

2. 對外貿易の動向

中共中央東北局はソ連に対して、大豆 10 万トンの売却を行いたいという協定の申し入れを 1946 年 8 月にした。ソ連は外交上の問題（「中ソ友好同盟条約」により国民政府を中央政權として認めていた点）と、大豆 10 万トンの輸出では少なすぎることを理由に、その申し入れを断った。45 年以降大豆の販路は閉塞したことから、大豆は余ってしまい燃料として燃やされるなど、輸出市場の消滅は農民たちに影響を及ぼしていた(1)。このため大豆の輸出市場を是非とも確保したいと考えた中共中央東北局は、輸出量の増加を提議して交渉を続けた(2)。その結果、46 年 12 月 21 日にソ連との協定は調印された[朱建華 1987b、408 頁]。

ソ連への農産物輸出が可能となったため、中共中央東北局は各省から穀物を買上げた。例えば大豆は、1947 年では約 16 万トン、48 年は約 20 万トン、49 年には約 24 万トン（3 月まで）が買上げられた[朱建華 1987b、348 頁](3)。大豆の買上げにより、大豆の価格は上昇した。47 年では大豆とコーリャン、トウモロコシの価格差はほとんどなかったが、49 年になると大豆価格はコーリャンより 25%、トウモロコシよりは 40% 高くなり、農民たちの大豆生産を助長した(4)。

しかしながら問題も生じていた。1947 年の買い上げはとにかく数量を確保するため、他地区への穀物搬出を禁止するという統制的な方法で行われた。それゆえ穀価は上がり、穀物の購入が難しくなるという現象がおきてしまった(5)。合江省では 47 年 3 月から農産物の買上げが始まり、裕華公司という企業が買収を担当していた。裕華公司是目標数量を達成するため不当な計量による買い上げを行ったことから、「裕華公司是まだ満洲国が派遣しているのか」と不満を述べる農民もいた(6)。また、農産物の買い上げは商人たちに投機的商売の機会を与えてしまった。ハルビンでは、穀物を買って占めて値上がりを待つという行動に出る商人が多かった。このため 47 年 5 月以降、吟爾浜の穀価は上がりはじめ、市場から農産物は消えはじめた。6 月になると穀物を求める人々が商店に列をなすようになり、ハルビンでは「購糧証」の発行による配給統制が行われ、食糧不安の沈静下をはかるといふ手段がとられた(7)。

ソ連との協定はその後にも継続し、1948 年 2 月 27 日には第 2 回協定が、49 年 3 月 29 日に

は第3回協定が調印された[朱建華 1987b、410-411頁](8)。東北解放区の対外貿易額はソ連との貿易額が90%以上を占めたので、東北解放区の対外貿易とは対ソ貿易であったと言えよう(表3参照)。輸出では穀物が90%を占め、そのなかでも大豆は50%を占めていた(表4参照)。大豆の契約数量は48年では37万トン、49年では55万トンであり、1920～30年代には、100万トン以上を輸出していたのと比べると、大豆輸出の規模は大きく縮小していた。輸入は綿製品が約半分を占め、他は工業原料であった(表5参照)。

マンチュリアの貿易構造は、日露戦争以降大豆を輸出して綿製品を輸入するという「綿豆交換体制」が形成されており、綿製品は大きく輸入に依存していた[金子文夫 1991、42-43頁]。1920年代以降、瀋陽、大連などに紡績工場が作られ、満洲国期に生産規模の拡充がおこなわれたが、紡績工場の多くは南部に存在した。南部は国民党軍が制圧したため、東北解放区は綿製品の入手に苦しんだ。東北解放区では紡績業が奨励されたが(9)、綿製品はソ連からの輸入に依存していた(10)。東北解放区とソ連との貿易内容を見てみると、大豆を主とする農産物を輸出し、綿製品などの消費財を輸入するという、これまでのマンチュリア貿易の基本的な枠組みが存続していたことを示している(貿易全体の規模は以前に比べて縮小している)。

貿易決済がどのようにおこなわれていたのか詳細は不明だが、中共にとって対外貿易は初めてのため、その手続きに手間どっていた。例えば価格の決定にあたって、「国際比価」という単語は中共には「新名詞」であったという(11)。対ソ貿易の価格について、直接的に中共が不満を表明している資料を見ることはできなかった。しかし東北人民政府貿易部対外貿易局の文書には、貿易価格は両国の国内価格を酌量して決めているが、この方法は計算的に難しいだけでなく、国際価格は変化するのに貿易価格が固定されたままなのは不合理だとする意見を述べている。また、ソ連は48年の輸入品の価格を49年夏になって知らせて来たため、対応に苦慮したことも述べている(12)。

対ソ貿易のほとんどは満洲里経由か綏芬河経由で行われたが、大連経由もわずかながら存在した。大連はソ連軍の占領下に置かれたため、中共は公然と活動していた。延安から派遣され貿易業務に携わっていた楊勉の回想によると、大連で中共はソ連軍の協力を得て貿易活動を行い、山東半島、香港、朝鮮などと往来していた。国民党軍が東北南部を制圧していたことから朝鮮経由での大連と東北北部の往来は重視され、物資や兵隊を積んだ船は朝鮮北部の羅津まで運行していたと回想している(13)。

ソ連と比べると貿易額は少ないが、北朝鮮との貿易も行われていた。北朝鮮との貿易は対ソ連貿易が持っていた輸出市場と必需物資の確保という役割は小さく、戦略物資の輸送路として注目されていた。中共中央東北局は1946年7月に「駐朝鮮弁事処」を平壤に設置した。その目的は、北朝鮮を後方支源地として利用することにあつた(14)。具体的には、戦傷者の安全な収容や、マンチュリア北部と南部をつなぐ輸送路として北朝鮮内の通過を考えていた(15)。この任務に従って、47年10月20日に東北行政委員会と北朝鮮人民委員会は「中国東北物資通過北朝鮮協定書」を締結し、北朝鮮は15万トンの通過物資を中国のために輸送すること、その代金として石炭約5万8000トンと機関車1台をもらうことが決められた(16)。輸送経路には安東～新義州～南陽～図們と通化～輯安～満浦～図們の2経路があつた(17)。また、貿易協定の協議も進められ、48年8月には貿易協定が、同年9月

24日には「中朝経済協定」が締結された(18)。これらの協定には貿易品目、数量などに関する取り決めが存在したと考えられるが、現在のところ協定書本文を見ることができないので詳細については不明である(19)。

対外貿易とはみなしえないが、国民党支配区との交易も解放区にとっては重要な意味を持っていた。東北解放区内だけですべての物資が調達できたわけではなく、解放区内では売却できない特産物もあり、国民党支配区との交易は解放区の存続にとって不可欠であった。東北解放区では移出品の厳重な規制を行う一方で、商人たちに移出の見返りとして軍用品や必需品の入手を約束させるという、いうならばバーター交易の方法をとらせていた(20)。

遼寧省が1947年12月1日に通令した交易方法を事例に、具体的な方法について見てみたい(21)。穀物、綿製品、煙草などは移出禁止になっていた。移入品は税法が許可している物品はすべて移入できるとあるが、移入品の割合が60%以上は軍用品、生活必需品は30%、非必需品は10%以内と決められていた。移出入品の内容は、厳しく規制されていたのである。移出商についても厳しく審査された。移出商はまず公安局で「良民」である証明書を取得し、ついで税務局に保証人をつけた申請書を出して資格検査を受け、これに合格したならば移出品の納税を行い、「運搬証」を受領してようやく国民党区に赴くことができた。こうした交易統制が存在したにもかかわらず、解放区と国民党区の物価が違うことを利用して利益を得る商人がいた。例えば吉林省では綿花の価格が国民党区より高騰したため、国民党区から綿布を解放区へ持ち帰ってもうける商人がいた(22)。

国民党区との交易は軍用品や必需品の購入手段としてだけでなく、満洲国紙幣、ソ連軍票、国民政府紙幣(東北九省流通券)を回収、整理することにも活用されていた。具体的には、商人たちに満洲国紙幣などを持たせ、国民党区で物資を購入させることで東北銀行券以外の紙幣を解放区から締め出していた(23)。

以上の検討から、中共は対外貿易に適した地理的条件、輸出できるだけの農業生産力を持つマンチュリアの地域的特徴を活用し、不足する物資の調達をはかっていたと言えよう。そして対外貿易による財政収入は既述したように1947年は57%、48年は35%という高い割合を示しており、東北解放区の財政に寄与していたと考えられる(24)。

(1)「合江省政府関于購糧工作総結(1947. 7. 25)」『史料集』A3巻、20頁。

(2)「東北貿易総公司第一年度対外貿易工作総結与第二年度対外貿易意見草案」『史料集』A3巻、282-283頁。

(3)ここで依拠した「東北解放区歴年購糧統計表」は合計数量に不一致が多く、統計としての信憑性に疑問が残る。

(4)「商業部三年来工作概述(1949. 5)」『史料集』A3巻、216-217頁。

(5)同前、217頁。

(6)「合江省政府関于購糧工作総結(1947. 7. 25)」『史料集』A3巻、21頁。

(7)「哈市物価問題(1948. 5. 20)」『史料集』A3巻、88-89頁。

(8)いずれの協定も協定自体はどの資料集にも収録されていなく、具体的な内容は不明である。若干の概要が、曉春「略論解放戦争時期東北解放区的対外貿易」那安臣、白俊成主編『解放戦争与東北』遼寧大学出版社、1993、550-552頁に紹介されている。

- (9)「東北行政委員会關於發展紡績工業問題的指示（1947. 5. 17）」『史料集』A2 卷、22-23 頁。
- (10)「哈市金融物価総結（1947. 8）」『史料集』A3 卷、30-38 頁。
- (11)「二年来對外貿易工作初步総結（1947 年）」『史料集』A3 卷、312 頁。
- (12)「東北人民政府貿易部對外貿易局 1949 年對外貿易工作総結（1949. 1. 30）」『史料集』A3 卷、351 頁。
- (13)楊勉「遼南地区的貿易工作」商業部商業經濟研究所編『革命根拠地商業回憶録』中国商業出版社、1984。
- (14)「駐朝鮮弁事処」の設置にあたって、中共中央東北局は 1946 年 6 月に「以北朝鮮為隱蔽的後方來支援南滿作戰（北朝鮮を隠れ蓑として、後方から南滿作戰を支援する）」という方針を立てていた（丁曉春、戈福録、王世英主編『東北解放戦争大事記』中共党史資料出版社、1987、203 頁）。
- (15)丁雪松、侃振、齊光「回憶東北解放戦争期間東北局駐朝弁事処」『遼瀋決戦』上、625-633 頁。また鐸木昌之[1993、49-53 頁]を参照。
- (16)「北朝鮮人民委員会全權代表与中国東北行政委員会全權代表茶訂之《中国東北物資通過北朝鮮協定書》（1947. 10. 20）」『史料集』A3 卷、373-377 頁。
- (17)孟繁徳「解放戦争時期東滿根拠地的戰略地位及其作用」『解放戦争与東北』168 頁。
- (18)平壤商業代表団「一年的商務総結報告」『資料集』A3 卷、353-358 頁。
- (19)こうした協定の内容は北朝鮮側の資料によっても、現在のところでは確認不可能とのことである（鐸木昌之氏よりの教示）。
- (20)「吉林省吉北行政督察專員公署訓令一関子出入口. 物資管理与絹私工作範（1946. 9. 28）」『史料集』B3 卷、13-14 頁、「遼吉区行署関子特産出口的決定（1946, 11. 25）」『史料集』B3 卷、22-25 頁。
- (21)「遼寧省政府通令一頒布進出口物資管理及征稅臨時弁法（1947. 12. 1）」『史料集』B3 卷、69-70 頁。
- (22)「東北稅務総局 1947 年東北稅務工作過程（1947 年）」『史料集』B1 卷、367 頁。
- (23)「東北銀行総行三年来工作報告（1949. 5）」『史料集』A3 卷、571 頁。
- (24)表 3 の貿易動向からは 1947 年、48 年の輸出入額はほぼ均等であったことを示しているので、多額の貿易収入が存在したとは考えられない。財政狀況報告書と貿易報告書の数値が異なる理由については不明であり、確かな統計については新史料の発表を待たなければならない。

3. 農業政策の特徴

東北解放区では不足物資の確保はソ連への農産物輸出という方法でしていたので、農業生産の増加が求められた。農業生産の増加をうながす方法として、農民への農業資金の融資がおこなわれた。

中共による農業融資は 1946 年からおこなわれたが、この時点では地方ごとにバラバラにおこなわれていた[朱建華 1987b、540 頁]。46 年 12 月 26 日に東北行政委員会は農業融資に関する指示を出し、農業融資を本格的に行うことを明らかにした (1)。この指示は、農

業融資の目的は農業生産の発展であり救済扶助ではないことを主張し、融資は東北銀行が行う業務の一つであり、政府は補佐するだけであるとしている。つづいて、47年1月1日に東北行政委員会は5億元の農業融資を実施する指令を各省に出した(2)。

東北銀行を通じた農業融資は1947年に着手されたが、いくつかの問題が存在した。第一に、融資の対象となる地区の選定に問題があった。というのは、土地改革が終わったにもかかわらず農業生産が回復しない地区や山間部の農業条件に恵まれない地区は、返還が難しいと判断され融資の対象からはずされたからである。それゆえ必要のない地区に融資がおこなわれ、豊かな農村は益々豊かに、貧しい農村は益々貧しくなるという現象が生じてしまった。第二に、融資業務に携わる人数の不足から、農民に対する調査は十分にできず、農会の有力者に依存して融資先が決められた点があげられる。融資先は有力者の意向により決められ、農業生産を支援する役割を果たせないこともあった(3)。

融資農家の選定問題は1949年においても解決していなかった。富裕な農家に多く、貧農に少ないという状況は依然として存在し、農民は「農業融資は地主や富農に与えられ、貧農や雇農が借りることはできない」と話していた(4)。また、政府機関と東北銀行の関係が調整されていなく、長春では政府機関が東北銀行の承諾なしに融資することもあった。こうした問題を抱えながらも、48年には約100億元が、49年には約5000億元の農業融資が行われた(5)。

融資だけでなく、回収にも問題は生じていた。回収状況については吉林省の事例しか判明しないが、現金ではなく農作物で回収された関係から農産物の受け渡しに問題が存在した。1948年には農民たちは品質の劣る穀物を回収用にあてたことや、農産物受領所までの運搬費などをめぐって衝突が生じていた(6)。49年の回収にあたって東北銀行吉林省分行は、指導を施した「農貸員」を約180人用意し、省政府や合作社との関係も調整して臨んだ。回収は公平に行うことが求められ、「仁政」的観点は有害だとした(7)。こうした準備により、49年の東北銀行吉林省分行の回収は100%を達成した。だが、この成果は「右傾憐憫思想」を排除した回収工作の結果であると指摘された(8)。

農業資金の融資に問題が存在したとはいえ、農民への資金融資は一定の農業生産の改善には貢献したようである。吉林省では高利貸に頼る必要がなくなったことや(9)、生産資金として貢献していた事例が報告されている(10)。

既述したように、東北解放区の財政収入中、農民が負担する公糧（農民が農産物で納入する税）の割合は大きかった。土地改革により農民は無償で土地の分配を受けたが、農業税は徴収されていたのである。

1946年の公糧徴収は、緊迫した軍事情勢と土地改革の完了した地区が多くなかったため、約70万トンにとどまった(表6参照)。47年になると土地改革を終えた地区は増え、軍事情勢も中共に有利になったことを背景に、公糧の徴収量は前年の約2.2倍に増えた。注目したいのは、47年の総収穫量は46年より少ないにもかかわらず、公糧の徴収率は約2.3倍増え、徴収量を増やしていた点である。この点からは、47年になると東北解放区の農民に対する中共の影響力は増大した一側面をうかがうことができる。

1947年の時点では、まだ公糧の徴収には問題は多かった。徴収は土地の肥沃度にもとついて公平に徴収することが方針として掲げられたが、土地等級や生産量など、農業生産の

実態を把握するのは容易なことではなく、徴税負担に不公平が生じていた。また徴収した農産物を保管する倉庫も不足しており、農産物が腐ってしまう事態も生じていた(11)。公糧の徴収条例も各省ごとに異なっており(12)、東北解放区に共通する公糧の徴収条例が制定されるのは49年10月であった(13)。

1948年は公糧の徴収において画期となった年であり、それまでの経験をふまえ、農民に受け入れられる方法で徴収は進められた(14)。さらに48年は農業生産が回復し、総収穫量は前年より約1.7倍増加した。これらの要因から、47年より公糧の徴収率を下げても、公糧徴収量は47年の約1.5倍に増やすことができた。

表7は各解放区における公糧の負担状況をあらわしている。1947年度の数値と考えられるが、算出方法など詳しい統計上の性質は不明である(15)。これによると最も負担率が高いのは、冀察熱遼解放区で東北解放区は第2位にある。1人あたりの平均負担量では東北解放区は断然多く、華北、山東、西北の2倍以上である。公糧の負担率はそれほど高くないにもかかわらず、1人あたりの平均負担量が多いということは、1人あたりの農業生産量が多いことを意味していよう。つまり東北解放区は、他の解放区よりも1人あたり2倍近い公糧を徴収できた、豊かな農業生産が可能な解放区であったのである。

農民たちは軍隊や軍事行動の後方支援にも動員されていた。1948年9月時点で、黒龍江省からは約9万人が兵士として、約1万6000人が「民工」(軍事行動の後援をする)として参加した。松江省からは約20万人の「民工」が、合江省からは5万6000人の兵士と9600人の「民工」が参加した(16)。「民工」は東北解放区全体では、49年3月までに延べ300万人が動員された(17)。こうした大規模な動員の結果、生産活動に障害が出ていること、さらに動員された人への食糧、衣服の供給は重い負担となり、農民の暮らしに悪影響が出ているとする報告も行われていた(18)。「民工」への動員は、人々の自発性からのみ行われたのではなく、強制的な割当てや、うそをつき、ごまかして連れて来るともあったという(19)。

東北解放区は他の解放区に比べて多くの公糧をおさめることができ、農業生産を回復させながら軍事行動へ人員を出すことができたという、高い農業生産力を持っていたとまとめられよう。

- (1)「東北行政委員会關於東北銀行發放農貸問題的指示(1946. 12. 26)」(吉林省金融研究所『吉林省解放区銀行史料』北京、中国金融出版社、1990) 177-179頁。
- (2)「東北行政委員会關於發放五億元農貸問題」(1947. 1. 1)『史料集』A3巻、382-383頁。
- (3)「吉林省分行向總行關於農業放款重点問題的報告(1948. 3. 17)」『吉林省解放区銀行史料』239-241頁。
- (4)「吉林省分行1949年春耕農貸總結」『吉林省解放区銀行史料』428頁。
- (5)「東北銀行總行1949年農貸工作報告(1950. 3)」『史料集』A3巻、640頁。
- (6)「吉林省分行1948年冬季工作總結報告一有關農貸檢查与回收工作」『吉林省解放区銀行史料』344-345頁。
- (7)「吉林省分行1949年農貸回收準備工作總結」『吉林省解放区銀行史料』434-440頁。
- (8)「吉林省分行1949年農貸工作全年總結一工作述要」『吉林省解放区銀行史料』448頁。

- (9)「吉林省分行夏鋤貸糧總結報告」『吉林省解放区銀行史料』431頁。
- (10)「吉林省分行1949年回収農貸總結」『吉林省解放区銀行史料』443頁。
- (11)東北糧食総局「三年來糧食工作總結報告(1949.6)」『史料集』A4巻、226-233頁。
- (12)例えば吉林省については、「吉林省政府徵収公糧暫行条例(1947.10.18)」『史料集』A4巻、63-67頁を参照。
- (13)東北人民政府「東北区公糧徵収暫行条例(1949.10)」『史料集』A4巻、305-309頁。
- (14)注11に同じ。
- (15)記述資料のなかには、華中の徵収率(48年)は大体20%で、山東の25%や華北の30%よりは低いと述べているものがあり、表7の数字には検討の余地が残されている(「華中工委関干壽借公糧確保戦争供給的決定(1948.12.12)」江蘇省財政庁、江蘇省档案馆、財政經濟史編写組編『華中解放区財政經濟史料選編』5、南京大学出版社、1989、292頁。
- (16)前掲『中国共産党黒龍江省組織史資料』123, 167, 192頁。
- (17)東北行政委員会民政部「東北三年來各地人力、畜力、戦勤統計表(1949,3.12)」『史料集』A4巻、566頁。
- (18)羅栄桓「東北解放戦争形勢～」『遼瀋決戦』上、34頁。
- (19)東北行政委員会民政部「東北三年來戦勤工作(1949.5)」『史料集』A4巻、570頁。

4. 商工業者への政策

1946年8月の東北各省代表聯席会議で採決された「東北各省市民主政府共同施政綱領」第4項には、「民営商工業」の保護や資本家への正当な利潤の保障などが盛り込まれた(1)。商工業者は打倒の対象ではなく、解放区を支える一勢力として位置づけられたのである。しかしながら、実際には商工業者への清算闘争は行われ、倒産する商店や閉鎖に追い込まれる工場が出ていた。商工業者への清算闘争は市場の混乱をまねくだけでなく労働者の失業も招くことから、中共中央東北局は46年10月に私営商工業を保護する指示をあらためて出した(2)。

東北解放区では土地改革が進められるなかで、地主が都市に所有した財産も追及されるようになり、地主の財産と関わりのある商工業者は闘争の対象となった。黒龍江省の克山県では1947年12月までに商店数597店のうち333店に闘争が及び(3)、賓県では全商工業者の約半数が闘争を受けた[朱建華1987b、111頁]。こうした商工業者に対する闘争により多数の商工業者は零落してしまい、地域社会への影響力は喪失したと考えられる。

ゆきすぎた闘争を抑えるため、中共中央東北局は1947年8月に商工業者への闘争に際しては事前に党委員の同意を得ることや、商工業者が所有する土地は没収の対象となるが財産は保護されるなどの指示を出した(4)。とはいえ、安東では47年11月から土地改革が激化し、それに呼応して商工業者に対する闘争も行われ、8月の指示以後も商工業者への闘争は行われていた(5)。48年2月27日に毛沢東は「商工業政策について」を発表し、「地主、富農の封建的搾取を一掃することと、地主、富農の経営する商工業を保護することは区別」するべきだとする見解を示した(6)。以後、商工業者への侵害はおさまりに、賠償も行われた(7)。

つまり東北解放区では1946年から私営商工業の保護は謳われてはいたが、土地改革の余

波を受けて商工業者への闘争が行われてしまい、最終的には毛沢東の指示により 48 年初頭に闘争は終了するという経緯をたどったのである。

東北解放区では正当な利益の獲得を目的とした商工業者は流通、生産の担い手として保護を受け（土地改革の影響から清算闘争を受けることもあったが）、税収を負担する存在としてみなされた。商工業者が負担したのは営業税と貨物産銷税（物品の製造者または輸送者が払う税）が主であったが、どちらもその徴収には問題が存在した。

貨物産銷税は物品に課税することから徴税しやすかったが、税務員の人数不足から徴税場を多く作ることは難しく、徴税場を避ける商人もいた(8)。また実際の製造量を報告しなかったり、二重帳簿による脱税なども行われていた(9)。1946～47 年では徴収に関する条例も各省ごとに異なっていた。東北解放区に共通する「貨物産銷税条例」が施行されるのは、48 年 1 月まで待たなければならなかった(10)。

営業税の徴収は貨物産銷税に比べてより問題が多かった。まず課税方法が統一されていなく、営業額にもとづく方法と純益にもとづく方法が混在していた[朱建華 1987b、451 頁]。どちらの課税方法をとるにしても、商工業者の営業内容を把握する必要があり、これに悩まされた。個々の商店すべてを税務局員が回り調査することは現実には不可能であった。このため典型商店の調査をおこない、それをもとに課税する方法、商人たちが集まり協議して各自の税額を決める方法、自主申告などの方法がとられた。いずれの方法により徴税するかは各地で異なり、バラバラな税制は問題があると指摘されていた(11)。脱税する商人はあとを絶たないことから、吉林省では「密告箱」を設けて脱税を取り締まるという手段も用いていた(12)。また、商人の納税意識を高める宣伝活動も行われ、遼東省では「徴税方法の改善が行われれば行われるほど、商人の防衛方法は巧妙になる」という連関を断ち切ろうとしていた(13)。

徴税される商工業者だけでなく、徴税する側にも問題はあった。第一に税務員の資質に問題があった。例えば、吉林省吉北分局では税務員が不足していたため、読み書き、計算ができるかどうかを基準に大量の税務員を採用した。それゆえ政治意識は低く、給料がもらえれば共産党でも国民党でもかまわないという人もいた(14)。さらに徴税をめぐる汚職も多く、1949 年になっても東北税務総局は汚職追放の通知を出していた(15)。

第二に、税務員が積極的に徴税業務に取り組めない状況が存在した。1947 年後半以降、商工業者の保護が明確化されると、税金の軽減や免除などの極端な保護が行われ、徴税業務を軽視する地方があらわれた(16)。また政治的批判を恐れ、「功あるを求めず、過ち無きを求める」という態度をとる税務員も少なくなかった(17)。中共党員のなかには徴税は「金集め」にすぎず、重要な仕事ではないと考えたり、政治機関に比べて待遇面で劣っていたことから敬遠する人もいた。何より懸念されたのは、厳しく徴税すれば人民の実情を軽視していると批判され、逆に民衆の意見をいれて徴税を軽くすると職務に励んでいないと批判されるという、業務評価が時々の政治状況によってかわることであった(18)。

商工業者からの徴税額が少なかったのは、商工業者が納税を逃れようとした点にも起因したが、商工業者の保護を謳いながらも清算闘争を許してしまった中共の指導力不足と中共が準備した徴税システムの混乱によるところが大きかったとまとめられよう(19)。

東北解放区の商工業者をめぐる状況は、新たに合作社や国営商店が設立されたことから

樂觀を許さないものへととなった。中共中央東北局は1948年に農村への日用品や農具などの供給機関として、合作社や国営商店の設立を主張した(20)。農村に設立された供銷合作社は、商人の中間搾取を減らし、農民への廉価な生活用品の供給を目的としていた。48年の時点では、まだ合作社の運営は軌道にのっていなく、今後の育成が強調されるという段階であった(21)。しかしながら、清算闘争の打撃により私営商店が減少した状況に乗じて、供銷合作社は勢力を伸ばし始めた(22)。

1949年になると、国営商店と供銷合作社を流通機構の主役とする試みが一層進められた。国営商店の供給金額は48年の約1万6000億元から、49年には21万6000億元に増えた(23)。農村部の供銷合作社は1949年12月までに7804社が作られた(24)。国営商店、供銷合作社の活動は拡大したとはいえ、私営商店に依存する部分も依然として存在した。国営商店の供給率は49年には44%を占めていたが、流通過程の末端では小売り商人に依存しており、国営商店は卸売商的な役割に止まっていた(25)。供銷合作社は多数設立されたものの、その運営は採算を無視していたり、社員の汚職も多かった(26)。このため農村部では私営商店を凌ぐことができず、例えば榆樹県では購入の59%を販売の77%が私営商店を通して行われた(27)。

私営商店は1949年においても必要ではあったが、私営商店をめぐる状況は確実に変化していた。48年11月に戦闘が終結するまで、商人たちは戦争がもたらす物価変動や物資の需給混乱を利用して利益をあげてきた。ところが、内戦が終わると市場に対する政府の統制がきくようになるとともに、物資の需給も関内との連絡により改善されたため、投機的な商業の余地は縮小した(28)。また商工業者のなかには、「樹大招風(木が大きいと強く風をうける)」を恐れて、経営規模の拡大を避ける動きも生じていた(29)。

私営商工業者の活動範囲は縮小していたが、私営商工業者の撲滅が考えられたわけではない。1949年11月に財政部長の顧卓新は今後の税務方針について語り、これからは商工業税への依存を高めていくので商工業の正当な発展を促し、「靖沢而魚」(沢を干して魚をとるほど、徹底的な方法をとる)ような方法はいけないと述べている。しかし商工業の発展には留保が付けられており、公営企業の発展を先にし、私営企業の単純な発展は諫める主張をしている(30)。

工業をめぐる状況も1949年には変化していた。東北解放区の工業が本格的な回復へ向かうのは、内戦が終結した48年11月以降のことであった[西村成雄1984、435-457頁]。ようやく回復を始めた東北工業を脅かしたのは天津や上海からの移入品であった。49年5月ごろから天津、上海の製品がマンチュリアに出回り始め、マンチュリア産の製品は売れなくなってしまった。また労務管理にも問題があり、仕事をしなくても給料が払われたり、規模縮小のため人員整理をしようとするならば高い解雇金を払うことが事業者には求められていた(31)。操業面でも問題は多く、コストを度外視した生産が行われたり、経験、知識に乏しい工場長がいたことから設備の破損は軽視され操業が止まることもあった(32)。

以上のように、1949年になると東北解放区の商工業者を取り巻く状況は変化し、私営商店は市場の縮小、活動の制限、工業は競争の激化、労使関係の調整という事態に対処していくことが求められるようになった。これらの問題は、50年代の「社会主義改造」下でその解決が追究されていく。

- (1) 「東北各省市民主政府共同施政綱領（1946. 8. 11）」『史料集』A1 卷、13 頁。
- (2) 「東北局關於城市工人店員工作的指示（1946. 10. 7）」『史料集』A2 卷、1-2 頁。
- (3) 「克山城區被闖工商業億樣处理的（1848. 5）」『史料集』A3 卷、98 頁。
- (4) 「東北局關於清算地主在城市中工商業的指示（1947. 8. 8）」『史料集』A3 卷、28-29 頁。
- (5) 「安東市私人工商業糾偏總結（1948. 6）」『史料集』A3 卷、107-116 頁。
- (6) 『毛沢東選集』第四卷、北京、人民出版社、1960 年、1283-1284 頁。
- (7) 三江省の状況については、「中共三江省委關於糾偏工作給東北局的報告（1948, 8. 5）」『史料集』A1 卷、418-423 頁参照。吉林省榆樹県の状況については、「榆樹城區被害侵工商業的初步研究（1948, 8）」『史料集』A3 卷、130 頁を参照。
- (8) 松江省工商管理局「1946～1947 年松江省稅收工作概況（1947 年）」『史料集』A4 卷、87 頁。
- (9) 「從清理產銷稅中看到的問題（1949. 2. 12）」『史料集』B3 卷、172-173 頁。
- (10) 「東北行政委員會令一頒布東北解放區貨物產銷稅暫行條例（1947. 12. 18）」『資料集』B2 卷、317-322 頁。49 年 2 月に改訂されている（『史料集』B2 卷、360-365 頁）。
- (11) 任泉生「稅收与工商業政策（1948. 7）」『史料集』B 1 卷、150 頁。課稅方法については、所得に応じた累進課稅による東北解放區工商所得稅暫行條例が 49 年 8 月に制定され統一された（東北行政委員會「東北解放區工商所得稅暫行條例（1949. 8. 2）」『史料集』A4 卷、250-255 頁）。
- (12) 「吉林省稅務局布告（1947. 6, 11）」『史料集』B3 卷、51 頁。
- (13) 「遼東省稅務局 1949 年稅收工作基本總結（1949 年）」『史料集』B1 卷、683 頁。
- (14) 「吉林省吉北稅務分局 1947 年稅收工作總結（1948. 1. 6）」『史料集』B1 卷、387-388 頁。
- (15) 「東北稅務總局為避免稅款去失加強幹部責任心与内部制度的通知（1949. 6. 23）」『史料集』B3 卷、518-519 頁。
- (16) 東北稅務總局「1946～1949 年東北稅收工作簡單報告（1949. 5. 17）」『史料集』A4 卷、181 頁。
- (17) 「檢查領導、改進工作一石英在松江省縣局長會議上的總結（1948. 10）」『史料集』B1 卷、436 頁。
- (18) 「吉林省稅務局 1948 年幹部狀況簡單總結（1948 年）」『史料集』B1 卷、508-509 頁。
- (19) 東北稅務局は商工業者の稅負担は農民より軽いとみなしていた（東北稅務總局「關於購銷証制度及農業稅与工商業稅稅率等問題（1949. 9. 1）」『史料集』B1 卷、209-225 頁）。商工業者が恐れたのは税金よりも、公債の負担だったようである（「中共錦州市委關於對私商進行稅務管理的工作報告（1949, 8. 8）」遼寧省檔案館『遼寧對資改造檔案選編 1949-1956』上、1987 38 頁）。
- (20) 「東北局關於開展農村合作社工作的指示（1948 年）」『史料集』A3 卷、163-165 頁。
- (21) 「東北局關於 1948 年農業生產的總結与 1949 年農業生產的決議（1948. 10. 6）」『史料集』A1 卷、498-499 頁。
- (22) 「吉林省分行 1948 年上半期工作總結一有關工商業概況、貨幣流通与物価」

『吉林省解放区銀行史料』190頁。

(23)「1949年東北区国営内地商業工作的簡要報告」『史料集』A3巻、261-262頁。

(24)東北合作総社「四年多的東北合作社工作（1950. 6）」『史料集』A3巻、272頁。

(25)注23に同じ。

(26)「東北局關於7、8兩月工作向毛主席的綜合報告（1949. 9）」『史料集』A1巻、186-188頁。

(27)高崗「在農村工作座談会上的總結發言（1950. 1）」『史料集』A1巻、625頁。

(28)注26、179～181頁。

(29)「中共遼西省委關於私營工商業問題初步檢查總結（1949. 7. 24）」『遼寧対資改造檔案選編 1949～1956』上、6-7頁。

(30)「關於稅務工作的几介問題—財政部顧卓新部長在県級稅幹輪訓班講話（1949. 11）」『史料集』B1巻、286-291頁。

(31)注26、180-183頁。

(32)高崗「關於3、4兩月工作向毛主席的綜合報告」『史料集』A1巻、112-113頁。

おわりに

これまでの研究は中共が内戦に勝利した原因を、土地改革により農民の支持を得た点に求める見解が多かった。土地改革が農民の支持獲得に大きな役割を果たしたことはまちがいないだろう。とはいえ、内戦勝利に必要な条件は軍事力の増強であり、軍事力を支える財政収入の確保であった。財政収入は土地改革だけでは確保できない側面もあった。

東北解放区で中共は、ソ連への農産物輸出を行うとともに農業生産の増加を促し、財政収入を増やそうとしていた。こうした対外貿易をテコに農業生産を増大させるという方法は、マンチュリア経済の歴史的特徴に適合した方向性でもあったと指摘できよう。マンチュリアで中共による内戦勝利を支えた要因として、土地改革の実施だけでなく、かかる財政経済政策を実施していた点にも注目したい。

商工業者への対応としては、中共はその保護を主張しながらも清算闘争を阻止できず、商工業者からの徴税を増やせる状況をつくりだせていなかった。また私営商工業の活動は規制する一方で、国営商店、供銷合作社の育成を行い、私営商工業者の勢力削減をはかっていた。そのため、有力な商工業者なかには没落し、その社会的影響力は低下していた人も多かった。

マンチュリアには満洲国期に拡充された工業設備が残っていたとはいえ、これらが稼働するようになるのは49年以降であり、中共は東北解放区の工業設備を内戦期には十分に活用できていなかった。つまり、東北解放区での内戦勝利を支えたのは農業であり、工業ではなかったのである。東北解放区の財政収入を支えた主因は、農産物の増産をはかって公糧を増やすとともに、農産物をソ連に輸出するといった農業を基調とした政策に求められる(1)。

中共がおこなった土地改革、商工業者への清算闘争により、満洲国期まで有力者であった人々の財産の多くは没収された。また中共は黨員に教育を受けたことのない人をも取り込んでおり、以前の有力者は行政機構にかかわることは難しい状況に置かれた。この時、

マンチュリア統治を担った人々には交替が生じ、以前の有力者は没落し、中共の政策に賛同し、その指導に従う人々がマンチュリアの統治を担うようになったと考えられる。

(1) このように内戦期の東北解放区における財政経済政策をまとめてみると、西村成雄氏の提唱した農村変革だけではない商工業者の変革をも含む「東北モデル」には不十分な点もある。豊かな農業生産力を背景に、農産物を輸出して不足物資を補うとともに財政収入を確保していた側面も組み込む必要があると言えよう。

参考文献日本語

石井明

1990「戦後内戦期の国共両党・ソ連の関係について」『中ソ関係史の研究 1945～1950』東京大学出版会 pp. 15-65

金子文夫

1991『近代日本における対満州投資の研究』近藤出版社 530p

鐸木昌之

1993「満州・朝鮮の革命的連繫」『岩波講座 近代日本と植民地』6、岩波書店 pp. 29-59

西村成雄

1984『中国近代東北地域史研究』法律文化社 490p

丸山鋼二

1992「中国共産党「満州戦略」の第一次転換」『アジア研究』39-1 pp. 25-53

門間理良

1997「国共内戦期の東北における新兵動員工作」『史境』35 pp. 20-39

参考文献中国語

朱建華

1987a『東北解放戦争史』黒龍江人民出版社 391p

1987b『東北解放区財政経済史稿』黒龍江人民出版社 625p

常城

1986 李鴻文、朱建華『現代東北史』黒龍江教育出版会 618p

終章

各章の検討を踏まえ、各時期にはいかなる社会変容が生じ、地域秩序はどのように変化していたのか、終章としてまとめてみたい。

明朝は衛所制度により遼東を統治し、ヌルガン地区は羈縻衛所制により管轄した。遼東とヌルガン地区の境には遼東辺牆を築き、その境界を明らかにした。遼東では衛所を設置して領域的支配をおこなったが、ヌルガン地区でおこなった羈縻衛所制は朝貢に来る首長を羈縻衛所の長に任命して、その配下の統治を委任する制度であり、領域的支配は伴わないものであった。こうした明朝が構築した地域秩序は、15世紀後半以降に変容していく。衛所制は軍士の逃亡により屯田は崩壊し、軍事力は有力者の家丁への依存を深めていた。より多く朝貢して明朝からの賜給品を増やしたかった女真は、明朝の朝貢制限をかいくぐるために互いの抗争を激化させていた。そのなかでヌルハチが台頭し、女真を統一して対明戦争をはじめた。この時羈縻衛所制と衛所制は消滅した。

清朝は明朝とはまったく異なるマンチュリア統治をおこない、旗人の生計保護を第一にした旗民制により地域秩序を構築した。清朝は、盛京では「旗民分治」、吉林・黒龍江では民人の流入禁止により旗人の生計を維持する統治をおこなった。そして柳条辺牆によりマンチュリアを区画し、マンチュリアに社会変容が生じることをできるだけ回避する方向性をとっていた。その一方、17世紀中ごろにロシア人がアムール川流域にあらわれ、ネルチンスク条約が結ばれたことから、清朝はスタノボイ山脈あたりまでをマンチュリアだと意識するようになった。もしロシア人が現れなかったならば、こうした領域の設定はおこなわれなかったかもしれない。清朝は旗人の生計維持を第一にした統治をしており、マンチュリアのすみずみにまで統治力をおよぼそうとはしていなかった。

清朝は民人の無原則な流入は禁止していたが、民人の流入はやまなかった。民人の流入により旗人と民人との間のバランスが崩れ、その調整がはかられるなか、19世紀後半にロシアが再びマンチュリアにあらわれた。露清間にはアイグン条約、ペキン条約が結ばれ、マンチュリアに国境が生まれた。また、朝鮮との間でも図們江、鴨緑江が国境として意識されるようになり、国境線に画されたマンチュリアの範囲が形成された。そして、国境がマンチュリアに住む人々の行動を制約する時代に入った。この時に形成された領域は、その後にも受け継がれ、中華民国期の東三省、満洲国の領域ともおおよそ重なっていた。本論文では、現在の国境を前提に過去を考察するのではなく、現在の国境が歴史的に形成されていく過程を考察するという方向で、マンチュリアの国境、領域について検証した。

1900年前後に鉄道が敷設されるとマンチュリアの人口は急増し、旗民制の維持はできなくなった。清朝は旗民制を放棄して、州県制の拡大、総督巡撫制度の導入により新たな統治を模索した。しかし、1912年に清朝は滅亡してしまった。

張作霖ら中華民国期の東三省の政治権力者は、土地の払い下げと大豆売買に利益を見出した。張作霖らは清朝が管轄した土地の払い下げを受けることにより、広大な土地を所有する地主となった。また、鉄道敷設により商業的農業が拡大し、大豆の売買が大きな利益を生むことを知った。それゆえ、張作霖政権は自己の都合に合わせて紙幣を発行し、その紙

幣を使って大豆を購入・販売し、大きな利益を得た。張作霖・張学良政権は東三省の地域統合をはかったが、通貨の相違に表れているように、各省の独自性を解消するまで統合の度合いを高めることはできていなかった。

満洲国は領域的主権国家を標榜し、国境にまで統治力をおよぼすとともに、中央集権的な統治をおこなった。そして、満洲国政府は以前の政治権力よりも、末端社会にまで統治力を浸透させようとした。しかしながら、統治政策の内容が「中国人」の特性と合致していなかったこと、政策を推進、実行する人材が不足していたことから、その浸透は限定的であった。

中国共産党は土地改革、商工業者の財産没収をおこない、これまでの土地、財産の状況を一変させた。この時、土地の権利関係にまつわりついていた清朝以来の土地権利や、清末・中華民国期から存続した有力者の土地、財産は消滅したと考えられる。

14世紀の元末明初から1949年の中華人民共和国の成立までの期間、三つの時期をマンチュリアで生じていた社会変容の画期として指摘したい。

第一には、16世紀末から17世紀の入関前後までの約100年あまりの時期である。この時期は女真諸部の台頭からはじまり、遼東での明朝と清朝との間の激しい戦闘、入関による大規模な旗人の関内への移動、対ロシア、ジュンガル戦に備えた先住民の八旗制への編入、軍事拠点への旗人の配置などの社会変容が続き、この時期にマンチュリアの住民状況は大きく変化した。この時、明朝がつくった地域秩序は消滅し、清朝は旗人の生計保護を第一にした旗民制をおこない、旗人が重要な地位に置かれた。

第二には、鉄道運行の開始と旗民制が放棄された1900年前後の時期である。鉄道が運行をはじめたことによりマンチュリアの人口は急増し、大豆を軸とする商品的農業が拡大した。この時、清代前期につくられた地域秩序は消滅した。そして、これまで重要な位置にあった旗人は没落し、土地払い下げや大豆生産・販売に関わった在地有力者が台頭した。この時マンチュリアにあらわれた在地有力者のなかには、満洲国期においても勢力を温存した人が多かった。

第三には、満洲国が崩壊して中華人民共和国が成立した前後の時期である。この時、第二期に台頭した在地有力者の土地、財産は中国共産党により没収され、土地に残っていた旗民関係も土地改革により消滅した。これ以後、中国共産党の指導の下で働く人々が、マンチュリアで重要な位置を占めるようになったと考えられる。

第二の画期(1900年前後)までのマンチュリアは、漢人、朝鮮人、モンゴル人、満洲人などの多様な人間集団の活動空間であった。しかし第二の画期(1900年前後)以降、マンチュリアは漢人の活動空間となった。漢人がマンチュリアで多数を占めるようになった歴史が浅いことを論拠に、中国とマンチュリアは同じではないと主張することもできる。また、国境が認識されるようになったのは、19世紀後半以降であり、これ以前に国境は存在したとも言えるが、マンチュリアに住む人々の行動を制約するものではなかった。それゆえ、マンチュリアには国境はなく、中国と画することはできないという主張も可能である。

こうした見解とは反対に、マンチュリアは中華王朝とはやや離れていたが、歴史的経過のなかで関内との統合が進み、そして中華人民共和国の成立に至ったと理解することもできる。現在の中華人民共和国のマンチュリア史に対する理解は、このようなものである。

しかしながら、これらの主張、理解は、過去のある時点の状況を強調した地域像であったり、近代ナショナリズムを経た地点から見た地域像であり、マンチュリアの歴史において自己に都合のよい部分だけを強調した見解だと指摘したい。

マンチュリアは統治権力の意向、ロシア、朝鮮、モンゴルなどの周辺との関係、日本やロシア(ソ連)による帝国主義的な政策などの内外の影響を受けて、今日では中華人民共和国の一部を形成しているとまとめられる。